

「わ」で輝かせよう ふるさと守山



平成23年に第5次守山市総合計画を策定して5年が経過しました。この間、守山市では「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を基本理念に市民の皆さまとともに着実に市政運営を行ってまいりました。

総合計画は、基本構想、基本計画からなり、その計画期間を平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）の10年間と定めています。

このうち、基本計画は、時代の変化や新たな課題に対応するために社会経済状況の変化をみながら、中間年度にあたる平成27年度に必要な見直しを行いました。具体的には、前期基本計画を策定した時の前提条件となる現状や課題を確認し、国の制度改正等を反映する等、前期基本計画策定時と異なっている状況、制度等を改め、市政方針、その他の行政計画との整合を図りました。

また、よりわかりやすい後期基本計画とするため、前期基本計画の重複・類似項目を整理統合することで、基本計画のスリム化を図りました。

総合計画は、市民と行政それぞれが具体的に成すべきことを共有する指針です。この総合計画が描く未来を行政と共有し、市民一人ひとりがお持ちの知識、経験、技術や行動をまちづくりに発揮していただくことで、これから子どもたちに夢の語れる「ふるさと守山」の創造、すなわち、～未来につなぐ ふるさとづくりストーリー～が紡がれることを期待しております。

平成28年3月

守山市長 宮本 和宏

目次

第1部 序論 1

第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の性格	3
第3章 計画の構成と期間	4
第4章 計画策定の背景	5
1. 時代の潮流	5
2. 守山市の特性	9
3. 守山市の主要課題	12

第2部 基本構想 17

第1章 将来の都市像	18
第2章 基本方針	20
第3章 まちづくりの基本姿勢	22
第4章 構想の指標	24
1. 人口	24
2. 土地利用	29
第5章 施策の大綱	32
1. 心が輝く学びのふるさとづくり	32
2. 絆で輝く安心のふるさとづくり	34
3. まちが輝く個性と安全のふるさとづくり	36
4. 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり	38

第3部 基本計画

39

第5次守山市総合計画基本計画の見方 40

1 心が輝く学びのふるさとづくり

- 1-1 人権・同和・平和 42
- 1-2 男女共同参画 44
- 1-3 学校教育 46
- 1-4 生涯学習・青少年育成 48
- 1-5 スポーツ 50
- 1-6 多文化共生・国際交流 52
- 1-7 文化財・文化・芸術 54

2 絆で輝く安心のふるさとづくり

- 2-1 地域福祉 56
- 2-2 障害者（児）福祉 58
- 2-3 高齢者福祉 60
- 2-4 就学前教育・児童福祉 62
- 2-5 健康づくり・保健予防 64
- 2-6 医療 66
- 2-7 母子・父子福祉 68
- 2-8 低所得者福祉 70
- 2-9 保険・年金 72

3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

- 3-1 農水産業 74
- 3-2 商工業 76
- 3-3 観光 78
- 3-4 勤労者福祉・就労支援 80
- 3-5 危機管理 82
- 3-6 防災・消防・救急 84

3-7	交通安全・防犯	86
3-8	消費生活	88
3-9	ユニバーサルデザイン	90
3-10	都市計画	92
3-11	都市景観	94
3-12	住宅・宅地	96
3-13	河川	98
3-14	上・下水道	100
3-15	総合交通体系	102
3-16	中心市街地活性化	104

4 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

4-1	公園	106
4-2	緑化	108
4-3	水辺環境・自然環境	110
4-4	地球温暖化対策	112
4-5	廃棄物対策	114
4-6	公害防止・生活環境	116

5 まちづくりの基本姿勢

5-1	市民参加・まちづくり・コミュニティ	118
5-2	広報・広聴・情報公開・情報通信	120
5-3	健全財政・行政運営	122
5-4	政策形成・広域行政・地方創生	124
5-5	まるごと活性化	126

資料編

129

第5次守山市総合計画の体系図	130
5年後の目標（成果指標・活動指標）一覧	132

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 計画の正確
- 第3章 計画の構成と期間
- 第4章 計画策定の背景

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

守山市は、「ひと・まち・自然が元気な健康都市 守山」を将来都市像とする第4次守山市総合計画（目標年度平成22年度〈2010年度〉）に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

その計画期間が終了する今、わが国は急速な少子・高齢化による人口構造の変化、地球的規模での環境悪化、高度情報通信社会の到来とそれにとまなう産業構造の変化など、社会経済情勢の大きな変革の時期を迎えています。さらに、三位一体改革、規制改革、地方分権の推進をはじめとする制度改革等、行政を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような中、今後さらに厳しさを増すことが予想される守山市の財政状況等も勘案し、地域特性や固有の資源を生かすとともに、各種の政策課題に対して市民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい、市民一人ひとりが誇りのもてる都市創造を進めていくことが必要となっています。

そのため、今後10年間の守山市におけるまちづくりの総合的な計画として、平成32年度（2020年度）を目標年度とする守山市のめざすべき将来像とその実現に資する政策をまとめ、新たな都市創造や行財政運営の指針となる第5次守山市総合計画を策定するものです。



第2章 計画の性格

この計画は、地域特性を生かしつつ、新しい時代にふさわしい活力と魅力ある守山市の実現に向け、市民と行政が一体となり、積極的に取り組むためのまちづくりの指針として策定するものです。

1. まちづくりの基本となる最も重要な計画

この計画は、教育・文化の振興をはじめ、福祉・保健・医療の連携と充実、産業の振興、生活環境の整備など、各分野における計画や施策の基本的な指針となり、効果的な事業展開を図るうえで最も重要な役割を果たすものです。

2. 市民参加により策定し、効率的な行財政運営の実現をめざす計画

この計画の策定にあたっては、市民アンケート調査や市民懇談会等を実施するなど、調査研究段階から市民のご意見をいただきました。そこで出されたご意見をできる限り反映させることにより策定したものです。

また、効率的な行財政運営のもとでの実現をめざすため、財政計画および行政改革大綱と有機的連携を図り、計画に係るマネジメントシステム（計画作成→計画実施→実績評価）を導入するとともに、それぞれのプロセスに市民が参画することで、実効性のあるものとしします。

3. あらゆる主体に共有されるまちづくりの指針

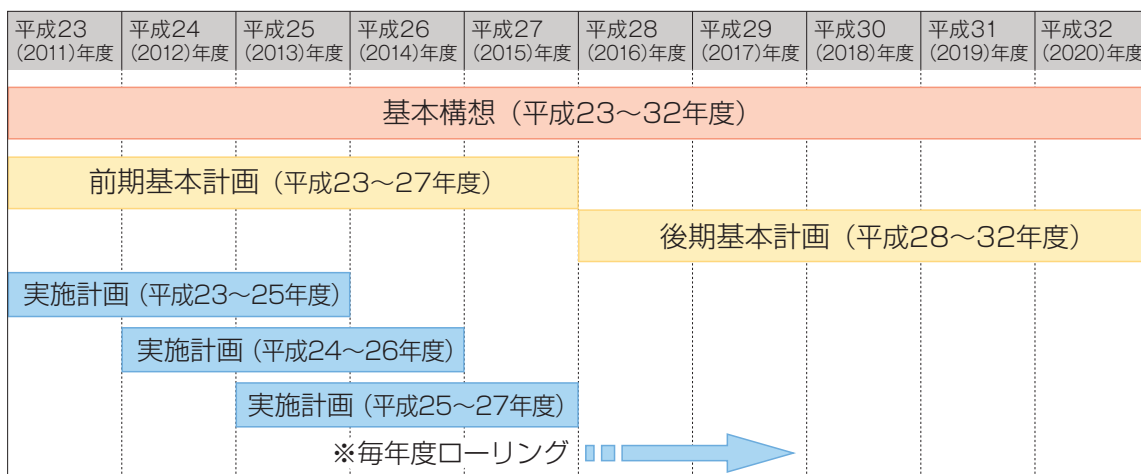
この計画は、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加する中で、新しい守山市を築いていくためのめざすべき市の姿や目標達成のための基本的な方向性を示しており、行政やその関係機関だけでなく、市民をはじめ市民公益活動団体や民間事業所等あらゆる主体に共有されるまちづくりの指針となるものです。

第3章 計画の構成と期間

第5次守山市総合計画は「基本構想」「基本計画」および「実施計画」で構成されます。

基本 構想	<p>基本構想は、守山市がめざす将来像を掲げて、基本方針、主要指標を設定し、その実現のための施策の大綱を総合的、体系的に示すとともに、計画推進のための基本姿勢を示したもので、これからのまちづくりの根幹をなすものです。</p> <p>計画期間は、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする10年間とします。</p>
基本 計画	<p>基本計画は、基本構想で示した施策の大綱の分野ごとに、施策の方向と計画推進の方策をより具体的に示すものです。</p> <p>時代の変化や新たな課題に対応していくため、基本構想の計画期間を前期と後期に分けて計画します。前期計画は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）、後期計画は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの各5年間とします。</p>
実施 計画	<p>実施計画は、基本計画で定めた施策を効果的に実施するため、事業の熟度、優先性および財政状況等に基づき、主要な事業の年次計画を明らかにするもので、各年度の予算編成の指針となるものです。</p> <p>計画期間は3年間とし、各年度における事業の進捗状況や、財政事情等を勘案しながら、ローリング方式で毎年度見直しを行います。</p>

■ 計画の構成と期間



第4章 計画策定の背景

1. 時代の潮流

(1) 地方分権の進展

新たな時代の状況と課題に対応するため、「国から地方へ」の地方分権、「官から民へ」の規制改革という、これまでのわが国の社会システムを大きく変える構造改革が進められてきました。「国から地方へ」では機関委任事務制度廃止や地方への権限委譲などが進められるとともに、国の三位一体の改革により「補助金・負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の見直し」が行われています。

地方では全国的に市町村合併が進み、道州制の導入の検討が進められるなど、住民に最も身近な基礎自治体の枠組みが大きく変わりつつあります。

このように地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、自己決定・自己責任による的確な行財政運営が求められています。

(2) 市民参加と協働

地方分権の進展にともない、地方自治のありようそのものが変革する中、地域におけるコミュニティの強化や市民公益活動の充実などによって、地域力（地域の課題を自ら解決していく力）を高め、自己決定や自己責任に基づき、創意・工夫を凝らして個性豊かな魅力ある地域づくりを進めていくことが求められています。

同時に、市民・地域・企業・行政が担うべき役割を再確認したうえで目標を共有し、各々の役割を担いながらまちづくりを進める「協働」の考え方が一層必要となっています。

そのような中、主として行政がサービスを提供していた福祉や環境、まちづくり等の分野において、市民公益活動団体、民間事業所等が担うケースが増えてきています。各種団体やボランティアの活動がNPO等に発展し、精力的にまちづくりを担っているケースも増えていきます。

市民参加やボランティア、NPO等、多様な主体との協働のもとで、新しい公共の視点による「誰もが住みやすさを実感できるまちづくり = 市民が主役のまちづくり」が求められます。

(3) 少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

日本の総人口は出生率が長期低下傾向にあるため、平成17年（2005年）に初めて減少に転じ、その後も人口減少は予測を上回る速さで進んでいます。そして21世紀の半ばに総人口は約2割減少すると予測されています。

また、平成9年（1997年）に高齢者人口が年少者人口を上回り、少子・高齢社会を迎えました。しかも平均寿命が80歳を超える中で少子化が進行し、世界のどの国も経験したことのないスピードで超高齢社会を迎えることとなります。

こうして日本は少子・高齢化と人口減少が同時進行する時代を迎えています。こうした人口構造の変化は、労働力の減少、医療・介護負担の増加、年金制度等をはじめとする社会保障制度の破綻、産業における競争力の低下などをもたらし、社会全体の活力が弱まる恐れがあります。

このため、今後のまちづくりにおいては、誰もが健康で、生きがいをもち、健やかに暮らし続けることができるための環境づくり、子どもを安心して生み育てることができる環境づくり、さらには若者の定住が進む環境づくりなどの視点が必要となります。

(4) 社会のグローバル化

社会、文化、経済等のあらゆる分野・領域において、「ヒト・モノ・カネ」と「情報」が国の枠を越えて活発に行き来する時代になっています。

日本の経済は、バブル景気崩壊以降、失われた10年といわれる長期低迷が続きましたが、BRICS諸国の経済発展などにもなあって景気の回復を果たし、大企業の業績は大幅に伸びました。しかし一方で、経済活動のグローバル化により世界的な相互依存関係が深まると、企業が地方にあった生産拠点を海外移転するなど国内の空洞化が深刻化し、地方経済の景気は依然として厳しい状況にあります。

このような経済状況の中、日本の雇用・就労環境は規制緩和・自由化の流れの中で大きく変化しており、企業が事業の再構築を進め、わが国の特徴であった終身雇用制度が崩れ、契約社員、パート・アルバイト、派遣社員、フリーターが増加するなど、雇用・就労形態が多様化しています。このような状況において、日々の生活や将来への不安を抱く人が増加しており、「ワーキングプア」という貧困層が生まれ社会問題となっています。

また、平成20年（2008年）に起こったアメリカのサブプライム（低所得者向け高金利型）住宅ローン問題に端を発した金融市場の混乱は、瞬く間に世界的な金融危機と世界経済の減速をもたらしました。この影響による海外市場（外需）の冷え込み、円高の急進を受けて、わが国でも製造業をはじめとして派遣社員や期間工といった非正規社員を中心とする大規模な雇用調整の動きが広がっています。

そのほか、地球温暖化や海洋汚染、食糧問題に代表される地球規模での環境問題や資源エネルギー問題、地域紛争や民族紛争の激化等の国際的な問題が深刻化しています。

このような背景のもと、海外への渡航機会が増大するばかりでなく、海外からの観光や就労を目的とした外国人も増えています。日本の労働力人口が減少していく中で、外国人の雇用のあり方や多文化共生について議論を深め、より良い環境を整備していく必要があります。

(5) 循環型社会への転換

人間の産業活動等にもなって排出され、蓄積された温室効果ガスを主因とする地球温暖化の進行や、オゾン層の破壊、酸性雨被害、熱帯雨林の減少など、環境問題は地球規模での深刻な広がりを見せています。

こうした中、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源浪費型の社会経済活動のあり方を見直し、環境に配慮した循環型の仕組みづくり、温室効果ガス削減に向けた積極的な取り組みがますます重要となっています。

平成17年（2005年）2月の京都議定書の発効にともない、地球温暖化対策を総合的に推進することが義務づけられている中、持続可能な循環型社会の構築に向けて市民・地域・企業・行政が意識改革を図り、エネルギーの有効活用やライフスタイルの見直しを進め、かけがえのない地球の資源・環境を保全し、次世代に引き継いでいくことが求められています。

(6) 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩、携帯電話やインターネットの普及など情報通信網の急速な発展により、国民生活、企業活動、行政サービス等が大きく変化しています。必要な情報を容易に入手・利用できることや、いつでも、どこでも、誰とでもコミュニケーションを図ることが可能になり、自宅にいながらの買い物や在宅勤務の拡大など、生活の利便性と快適性の向上や生産活動の合理化に大きな影響を与えています。

情報化がもたらす多様な可能性が広がる一方で、情報機器に関する知識不足や情報基盤の未整備などによる市民生活への影響が懸念されています。特にシステムダウンによるトラブルの発生、機密情報や個人情報の漏洩、匿名による通信や情報通信技術を悪用した犯罪が社会問題化しており、現時点では想定できない新たな問題が生じる可能性もあります。

高度情報化は課題解決や目的達成のための有効な手段であり、地域の特性やニーズを踏まえながら情報化がもたらす問題に留意し、高度情報化社会への対応を進めていく必要があります。

(7) 「安全・安心」意識の高まり

平成19年（2007年）の能登半島地震、新潟中越沖地震に続き、平成20年（2008年）6月に岩手・宮城内陸地震、7月に岩手県沿岸北部を震源とする地震など、近年、マグニチュード7クラスの大地震が日本各地で頻発しています。滋賀県にも高島市マキノ町から大津市までの全長59キロメートルに及ぶ琵琶湖西岸断層帯があり、想定されるマグニチュードは7クラスであるといわれています。

また、無差別殺人などの凶悪犯罪、子どもや高齢者を狙った犯罪、振り込め詐欺、悪質商法等の犯罪、食品偽装等食の安全に関わる問題、新型インフルエンザの脅威等、様々な分野において安全・安心の確保に向けた市民の意識が高まっています。

このような中、個人や家庭の備えだけでは解決できない問題について地域コミュニティの必要性が改めて注目されており、安全なまちづくりのための市民公益活動団体による地域活動など、市民と連携した対策の推進が重要となっています。

(8) 将来を担う人材の育成

戦後、日本の教育は国民の教育水準を高め、機会均等を実現し、人材育成を図ることで経済発展の原動力となってきました。しかし、近年、青少年による凶悪な犯罪や家庭における児童虐待、学校におけるいじめ、不登校、校内暴力等の社会問題が数多く発生しています。

これらの要因として、家庭や学校、地域等をはじめとする環境の変化により、人間関係の未成熟、自然体験や社会体験の不足、食生活の乱れなど、青少年の健全な育成が図られていない状況がうかがえます。

このような青少年を取り巻く様々な課題に対応するため、家庭・学校・地域が一体となってまちの将来を担う人材の育成にあたることが求められています。

(9) 社会の成熟化と価値観の多様化

社会が成熟するにつれて人々の価値観やニーズが多様化しており、「物質的な豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」を求める傾向へと変わってきています。

心の豊かさには、人々の精神的な充実感や安心感が大きく関わっていると考えられますが、将来に対する不透明感や不安感の高まりから、ゆとりや安らぎを求める意識が強くなってきています。平成19年版国民生活白書の「家族と一緒に過ごす時間が長い人、隣近所と行き来する頻度が多い人ほど、精神的な安らぎを得る傾向にある」という結果からもわかるように、緊密な家族関係を築き、地域コミュニティの活性化を図っていくことが重要です。そして、働き方、住まい方、学び方といった暮らし方に多様性があり、誰もが自由に社会参加し自己実現できるように、生きがいがあり夢を追うことができる柔軟な社会システムの構築が求められます。

(10) 人権が尊重されるまちづくり

現代社会においては、物の豊かさや生活の利便性を求め、他人と関わりをもたない個人志向の風潮の中、お互いの心のふれあいをおろそかにする傾向がうかがわれます。

このような状況のもと、国は「人権教育のための国連10年国内行動計画」の策定や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行しました。

また、県においても、人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、平成13年(2001年)に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、この条例を踏まえ、「滋賀県人権施策基本方針」を策定しています。

人間関係の希薄化が進む中、人が生きていくうえにおいて、それぞれの個性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会であることが、求められています。

2. 守山市の特性

(1) 琵琶湖と野洲川の恵みを受けたホタルが飛び交う 自然豊かなまち

琵琶湖に面し野洲川の下流域にあたる守山市は、古くから琵琶湖や野洲川の豊かな自然に支えられてきたまちです。山がなく、市域のほとんどが平地であり、温暖な気候に恵まれたこの地では、弥生時代から稲作が行われ、現在でも市域の約半分が農地であるなど、土地と人との深い関わりの中で今日まで自然環境が保全されています。

市内を流れる河川は地域住民の手で美しく保たれており、多くの河川では毎年初夏になるとホタルが飛び交い、人々に安らぎを与えています。

この計画策定にあたり平成19年（2007年）11月に実施した市民アンケート調査の結果では、守山市の良さとして思い浮かべることの第1位に「水や緑の自然が豊かなまち」が挙げられています。

このように、守山市は豊かな田園風景が残り、琵琶湖の水景が映え、人々の心に潤いと安らぎをもたらすまちです。



(2) 福祉・保健・医療が充実しているまち

守山市には、市民病院をはじめ県立成人病センター、県立小児保健医療センター等の医療拠点、そして地域医療を担う数多くの診療所があり、安心して暮らせる医療体制が充実しています。

また、福祉関係者、福祉団体、行政等により、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設、障害者就労支援のための日中活動系サービス、あるいは保育園、児童館等の児童福祉施設の充実や高齢者、障害者などへの各種サービスの提供など様々な取り組みが積極的に行われています。

さらには、乳幼児から高齢者までの健康の保持・増進を図り、健康で安心して暮らせるよう、健康相談・健康診査等を充実させるとともに、疾病予防や地域保健の推進のための福祉保健センターも整備されています。

市民アンケート調査の結果でも、守山市の良さとして思い浮かべることの第2位に「医院・病院が充実したまち」が挙げられており、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる環境が整っています。

(3) 均整のとれた都市機能をもつ住み良いまち

守山市は農地と共存する田園型の市街地を形成しており、市の中央部には市民ホールや市民運動公園といった市民交流ゾーン、その周辺には市民病院や県立成人病センター、県立小児保健医療センター等の医療施設があり、豊かな自然とともに市民の生活の利便性の高いまちといえます。現在、中心市街地の活性化にも取り組んでいるところです。

市南部周辺においては、国道1号、国道8号さらには名神高速道路に接続する県道や市道など近隣圏域へのアクセス道路網の整備が進んでいます。公共交通機関では、JR琵琶湖線守山駅があります。北部には湖西地域や湖東地域さらには京阪神や中京地域とも結ばれる道路交通の要衝として国道477号やさざなみ街道と琵琶湖大橋があり、守山市は東西交流拠点として重要な位置にあります。

JR守山駅から新快速を利用して京都駅まで約23分、大阪駅まで約53分と利便性の高い位置にあるため、京都や大阪のベッドタウンとしての性格も有しており、住宅建設が進みここ数年をみても年間約1,000人のペースで人口が増加し続けている全国の中でも数少ない地域です。高齢化率は全国平均、滋賀県平均より低く、若い世代が多い地域といえます。

市民アンケート調査の結果によると、守山市の住み良さについての評価は、「とても住み良い」あるいは「比較的住み良い」を合わせて87.3%となっています。また、同結果による市民の定住意向は、守山市に「住み続けたい」「離れることがあっても、戻ってきたい」を合わせて73.9%となっています。

(4) 豊かな歴史文化を育み、コミュニティ活動が盛んなまち

守山市は下之郷遺跡をはじめとする原始古代からの遺跡が多くあり、中世から近世にかけては中山道の宿場を中心に栄えた歴史の重みあるまちです。

また、史跡をはじめとする有形文化財の保存や火まつり、長刀まつり、すし切りまつり等民俗文化財の継承、ハリヨやハマヒルガオの保護など地域の文化や風土を守り育ててきました。

このような中、それぞれの地域において自治会を中心に「私たちのまちは、私たち自身が、私たちのために」をテーマに、市民主導のまちづくり活動が積極的に行われています。地域の課題解決への取り組みや地域の特色を生かした取り組み、他の地域の模範となる取り組み等が市民の自主的な意欲を大切にしながら実施され、「市民が主役のまちづくり」のさらなる深化につながっています。

(5) 「生きる力」を育む教育を推進するまち

守山市では、「生きる力」を育む教育を推進し、子どもたちが心豊かにたくましく育ち、郷土守山に誇りを持ち、社会に貢献するよう育成していくことを目標として、各種事業に取り組んでいます。

とりわけ、学校教育では「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、学校が「子どもたちの夢づくりの舞台」となるよう教育にあたっています。また、こうした教育を推進する支えとして、保護者には家庭の三つの役割「安息の場・しつけの場・親は子どものモデルの場」などの親学を促すとともに、子どもの見守りをはじめとする地域の教育力（子どもを健全に育てる力）の再生を図っています。また、ハード面では安全・安心を実感できる快適な学校園の施設整備に努めています。

社会教育では、青少年の健全育成や成人教育の充実、わけても団塊の世代へ向けた生涯学習の奨励、心明るく健康で長生きするための生涯スポーツの普及、人として大切な人権教育の充実、そして、貴重な文化財の保存活用など教育行政各般にわたり諸事業を展開しています。

(6) 資源循環型社会の推進に先進的に取り組むまち

生活様式の多様化、利便性追求にともない、大量生産・大量消費・大量廃棄の結果、資源の枯渇や地球温暖化などの問題が顕在化してきました。

守山市では資源循環型社会の推進のため、「ごみの減量化」で他市に先駆けて指定袋制を導入するなど、様々な減量施策に取り組んできました。また、「ごみの再資源化」を図るため、分別収集の徹底や資源物の分別品目の増加にも取り組んでいるところです。

これらの施策は、市民にも広く理解され、市民アンケート調査の結果においても、「市民・企業に対するごみの分別や減量化の徹底、ごみ処理の適正化や資源化の推進」に係る施策について、「とても重要」あるいは「重要」とした回答が合わせて90.9%となっており、市民の「ごみ問題」意識の高いことがうかがえます。

3. 守山市の主要課題

(1) 少子・高齢化にともなう、来たるべき人口減少社会への備え

守山市においては、当面は市街地の拡大による住宅開発などの影響もあって、人口は増加傾向にありますが、将来的には、国、県の動向と同様に人口減少に転じていくことが予測されます。また、少子・高齢化の傾向は守山市においてもみられ、年少人口は近い将来減少に転じることが予測されます。地域別にみると人口増加が著しい地域がある一方、すでに少子・高齢化や人口減少が顕著に進んでいる地域もあり、市内でも差異がみられます。

少子・高齢化による人口減少は、社会全体の活力低下とともに経済活動の縮小を招き、年金・福祉・医療等の社会保障制度の維持を困難とするほか、地域のコミュニティ機能低下によって歴史・文化の伝承、防犯・防災等の面で多くの課題を生じることが懸念されます。

また、市民アンケート調査の結果をみても、これからの10年間に守山市が力を入れて取り組むべき分野として、「高齢者や障害者の生活支援、子育て支援等福祉の取り組み」「健康づくりや医療機関の充実等の保健・医療の取り組み」を重要と考えている人の割合が最も高くなっています。

このため、少子・高齢化の急速な進行を正面から捉えつつ、市民の健康づくり、生きがいづくりの支援や、自ら望む場所で安心して暮らし続けることができる環境の整備、子どもを安心して生み育てることができるための環境整備などを総合的かつ計画的に進めていくことが必須の課題です。

(2) コミュニティ活動の活性化

地域のことは地域が決め、自分たちでできることは自分たちで行う地方分権時代にあって、自治の担い手として、まちづくりの主役として、住民一人ひとりが果たす役割はさらに大きなものとなっています。

市民が主役となったまちは市民活動が活発なまちであり、地域社会の活力も生まれます。市民一人ひとりが、人と人や地域とのつながりを大切にし、お互いの知恵を出し合い、汗を流し合っ
て知識や経験を地域社会に還元していくことは、守山らしさを創り出す原動力となり市民主体の自立したまちづくりにつながります。同時に、先人から受け継いだ守山市の財産を改めて見直し、責任をもって次世代につなげていくことが重要であり、誇りと愛着のあるふるさとづくりを進めていくことにつながります。

守山市ではコミュニティ活動の中核として自治会が組織され、様々な活動を展開し地域に大きな役割を果たしていますが、今後は次世代を担う若い世代をはじめとする幅広い参加・活動が一層重要となってきます。また、守山市の財産といえる田園とそれを支える農村地域においても、コミュニティ活動の低下が懸念されています。地域共同体の確保は、地域の独自性の維持や地域の安全性を補完するうえでも大変重要であることから、その役割を高めていくことが求められています。

市民と行政が対話を深めていく中で、自治会活動やボランティア、NPO等の支援に加えて、個人や団体・グループが行う市民活動における協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりを支援することが求められています。市民が主体的に活動し、互いに自主性を尊重して連携しながら公共的な役割を担う地域社会づくりに取り組み、地域力を高めていくことが必要です。

さらに、コミュニティ活動を推進していくうえにおいては、様々な世代の人の参加をはじめ、障害のある人や外国人、男性・女性などあらゆる人が同じように活動に参加できることが重要です。

(3) 活力のある産業の育成

守山市の基幹産業である農業は、高齢化と後継者不足、このことによる将来的な耕作放棄地の増加が懸念されており、担い手の育成、農地の集約化などによる生産性の向上が課題となっています。また、安全で安心な農作物を求める消費者ニーズに対応するため、農産ブランドの向上や地産地消のさらなる取り組みなどの生産振興が求められています。

工業については、守山市の立地の良さから様々な分野の優良企業が進出しています。しかし、景気の低迷が長期化することが懸念される中で、守山市のものづくりが持続的な発展を遂げていくために、技術の高度化などによる地元産業の競争力の強化や新たな雇用を創出する企業の誘致を一層促進する必要があります。

商業は、中心市街地をはじめとする活性化の取り組みの中で、人材の育成やイベント開催などの動きが進んできていますが、今後、一層多様化する消費者のニーズに応えられる魅力ある店づくりを進めていくことが課題です。

観光については、中山道守山宿、服部・下之郷等国内有数の遺跡、市内各所の旧跡などの歴史資源や琵琶湖岸などの観光資源を中心に誘客を促進するとともに、特産品や地元農産物の宣伝と販売促進を図っていくことが課題です。

今後、地域の資源を発掘し活用しながら守山ブランドの確立、産・官・学連携による産業振興や、福祉・医療・環境・情報等新たな分野での産業育成を図っていくことが必要です。

(4) 開発と自然景観・自然環境保全の調和がとれたまちづくり

守山市は恵まれた水環境と美しい田園風景が広がる自然豊かなまちであると同時に、利便性の高さからベッドタウンとして発展しているまちです。

ホテルが飛び交うまちとして、水やみどりなどの自然と共生しながら発展することを基本としており、市民生活の利便性の向上や豊かな暮らしにつながる中心市街地の活性化・住環境づくりに取り組むとともに、すべての地域の活力が保たれるよう配慮しつつ、農地の果たす役割や豊かな自然環境を守り育てながら開発と保全の調和したまちづくりを続けていくことが重要です。

また、中山道や琵琶湖岸など守山らしい美しい景観を保つため景観条例により保全に努めており、今後も景観を意識したまちづくりが求められています。

今後も市民一人ひとりが、この豊かな自然にも限りあることを認識し、自然景観・自然環境の保全と活用に取り組みながら次世代に伝えるまちづくりを進めます。

(5) 琵琶湖の環境保全

琵琶湖の環境保全については、昭和40年代後半から琵琶湖の水質汚濁が大きな社会問題となったため、窒素やリンの規制をはじめとした農業排水、工場排水規制や生活排水対策などの流入負荷を削減する対策が講じられてきましたが、引き続き、市民一人ひとりの意識向上など富栄養化への対策が求められます。また、ボタンウキクサ等外来水生植物の大量繁茂やブラックバス等の外来魚の繁殖など湖辺環境の悪化による水産業への影響など新たな問題が生じています。このように水質保全対策はもとより、水辺環境や生態系の適正な維持管理について市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政が一体となって総合的に取り組むことが必要となっています。



(6) 人権意識の向上とまちを担う人材の育成

国や県において人権に関する取り組みが進められている中、守山市においても同和問題をはじめとした人権問題の解決を市政の重要課題と位置づけ、人権尊重に関する様々な取り組みを行ってきました。しかし、今なお課題が残されており、なお一層市民一人ひとりの人権に対する感性を磨く取り組みが必要となっています。

また、生涯学習活動については様々な活動がなされ一定の成果をあげていますが、より地域に根ざした生涯学習や伝統文化の伝承等、社会的に必要とされる分野での人材の発掘と育成が求められており、地域で人を育て、人が地域を育てる体制や仕組みづくりが必要です。

次世代を担う子どもたちの育成については、少子化への対応、家庭の教育力の向上、原体験不足の解消、食育の推進、不登校やいじめ問題への対応など様々な課題がありますが、家庭・学校・地域が連携を図りながら、社会全体の協働体制により総合的に取り組む必要があります。市民アンケート調査の結果でも多くの方が「児童・生徒が自ら考え、行動する力を養うとともに、いじめや不登校などへの対応に取り組む小中学校教育」や「学校教育との連携のもと、家庭や地域での教育力を高めるとともに、青少年の健全育成を図る社会教育の充実」が重要であると回答しています。

協働のまちづくりが求められる中、守山市や地域を先導する多くの人材の発掘と育成が必要です。

(7) 環境に配慮した循環型社会への対応

地球温暖化やごみの不法投棄、酸性雨、有害化学物質等すべての生き物の生命活動に影響を与える環境汚染問題が深刻化しており、行政をはじめ企業や各家庭における環境問題への取り組みは緊急の課題です。現在、ノーマイカーデーや緑のカーテンの推進、エコアクション21取得講座の開催、アイドリングストップの啓発などを実施していますが、企業・市民一人ひとりの行動が促進されるよう施策を展開することが重要となっています。

特に守山市においては、リサイクルへの取り組みや生ごみ処理機購入費用の助成などを行いごみの減量に取り組んでいますが、人口の増加とあいまってごみの総量は減少しておらず、毎年10億円ものごみ処理費がかかっています。また、市の焼却施設の老朽化が進んでおり、今後できる限りの延命化に努める必要があることから、さらなるごみの減量化に取り組むことは必須の課題となっています。

企業・市民一人ひとりが環境への負荷を抑えるために、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を確立することが求められます。

(8) 行政経営力の強化

地方分権の進展により「自己決定・自己責任」が求められる中で、国、地方を通じて財政は危機的状況にあることから、これまでのように国からの財政的支援は期待できない状況にあります。

こうした厳しい財政状況のもとで多様化・高度化する市民のニーズを見極め的確に伝えていくための「自立した行政」を実現するには、財政的自立とより一層効果的・効率的な行政運営を行い行政経営力を高めていく必要があります。

第1章 将来の都市像

第2章 基本方針

第3章 まちづくりの基本姿勢

第4章 構想の指標

第5章 施策の大綱

第2部 基本構想

第1章

将来の都市像

まちづくりにおける「将来の都市像」は、市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等がともにまちづくりを進めていくうえで共通にイメージできる方向を示したものであり、まちの個性が表現され、将来に向けたまちづくりの指針としての意味が込められたものです。長期的な視点でまちづくりを進めていくためには、この「将来の都市像」に基づき、まちづくりに携わる人々が同じ目標に向かってそれぞれの取り組みを推進することが重要となります。

第5次総合計画等市民懇談会や市民アンケート、各種検討会議でのご意見、また第4次守山市総合計画等これまでのまちづくりの方向性の魅力などを踏まえ、守山市の将来の都市像を「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」と設定します。



守山市は、市民憲章において「のどかな田園都市」守山市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとにおのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい生きがいのあるまちづくりを行うことを定めています。

市民を主役としてこうしたまちづくりを進めるにあたっては、人と人のつながりである「輪(わ)」、協力し合う「和(わ)」、対話する「話(わ)」、環境の「環(わ)」が、その根幹をなします。これらの「わ」を基に、市民が主体的に「心の輝き」や「ホタルの輝き」「街の輝き」「水面やみどりの輝き」など様々な形で守山市を輝かせる取り組みを進めます。

子どもからお年寄りまで市民一人ひとりが「わ」により、守山のまちづくりに関わることで絆を深め、温かさにあふれた地域共同体を形成していくことになり、守山の未来を力強く輝かせることとなります。

今住んでいる人もこれから市民となる人も、皆が守山というまちに誇りと愛着をもち、安らぎが得られ、自分の『ふるさと』と感じられるようなまちづくりをめざし「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」の創造に取り組みます。

わ

- 「輪」人のつながり・絆
- 「和」協力し合う関係
- 「話」対話
コミュニケーション
- 「環」環境
循環型社会

で

輝かせよう

- 「力強い未来」の輝き
- 「心」の輝き
- 「絆」の輝き
- 「街」の輝き
- 「ホテル」の輝き
- 「美しい水面」の輝き
- 「あふれるみどり」の輝き

ふるさと守山

『ふるさと』とは、「その人が短からぬ歳月住んでいる（住んだことのある）土地」「それに接すれば、心の安らぎが得られるところ」といわれるように、自分の居場所であり、もっとも安らげる、落ち着ける場所であるといえます。そして、それは自分という主役とその家族とのつながり、家族と家族のつながりを基本とした地域のつながり、そして学校や職場他、自分の生活のあらゆる場面を含めた舞台となります。

守山市にずっと住んでいる人にとっても、これから守山市に住む人にとっても、この守山という舞台が、自分の『ふるさと』、みんなの『ふるさと』としてさらに住み心地のいいまちとなるために、主体的に自分ができること、家庭でできることに努力しつつ、地域とのつながりを大切にしながら守山に関わるすべての人の『ふるさと』をつくりあげていきます。

「未来につなぐ ふるさとづくりストーリー」とは…

この計画に示す将来都市像が市民一人ひとりに浸透し、身近なものとなるように、すべての市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等が「ふるさとづくり」を共通認識として、基本計画に示される各種施策・事業を様々な交流・連携のもとに取り組み推進するため、「第5次守山市総合計画」を「未来につなぐふるさとづくりストーリー」と意味づけ展開させていきます。

第2章 基本方針

将来の都市像「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を踏まえて、分野別の基本方針を掲げます。

1. 心が輝く 学びのふるさとづくり

まちづくりは人づくりであり、人づくりの根幹は様々な学びの場であるといえます。子どもたちが「生きる力」を備えながらたくましく成長し、また、すべての市民が生涯にわたって伝統に学び、人権をおもじるまちづくりを進めます。

様々な学びの機会により心が美しく輝くような、学びのふるさとづくりを進めます。

2. 絆で輝く 安心のふるさとづくり

すべての市民が生涯を通して健やかに過ごせるために、福祉・保健・医療が連携したまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、ふるさと守山で支え合いながら誰もが心身の安らぎと幸せを感じることができる、絆で輝く安心のふるさとづくりを進めます。

3. まちが輝く 個性と安全のふるさとづくり

ホテルが生息する守山市の特性を活かし、その恵まれた環境でつくられる安心の産物づくりを内外にPRするとともに、活力のある産業の振興を進めます。

また、湖南地域の中核都市として都市機能を高めるとともに、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

まちが輝く個性と安全のふるさとづくりを進めます。

4. 水辺とみどり が輝く 潤いのふるさとづくり

人と自然の関わりを見直し共生社会を実現していくため、水辺や緑地のもつ役割を最大限に生かしたまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した循環型社会の構築を進めます。

守山市の美しい水とみどりがいつまでもきらきらと輝き続ける潤いのふるさとづくりを進めます。



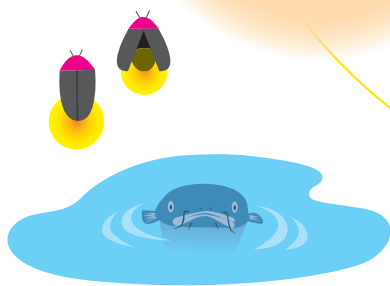
心が輝く
学びづくり

絆で輝く
安心づくり

「わ」で
輝かせよう
ふるさと
守山

まちが輝く
個性と
安全づくり

水辺と
みどりが輝く
潤いづくり



和

輪

環

話

舞台は・・・

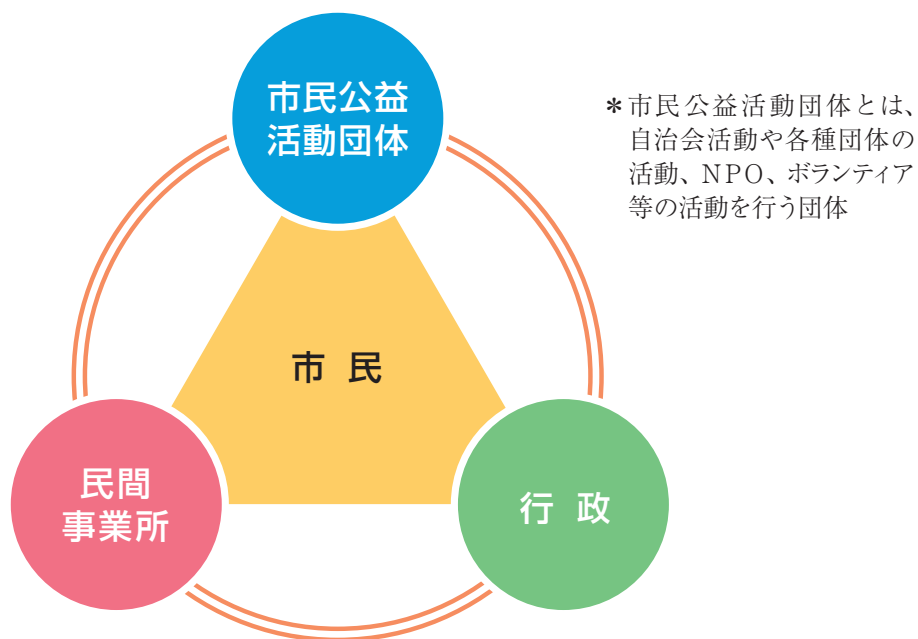
ふるさと守山

第3章

まちづくりの基本姿勢

本計画を進めるにあたっては、すべての市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等が共通の認識をもってまちづくりを進めることが重要です。

本計画を横断的につなぐ「未来につなぐふるさとづくりストーリー」として展開させるため、次のようなまちづくりの基本姿勢を示します。



(1) 市民参加と協働のまちづくり

～輪・和・話・環の視点～

この総合計画がめざす「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」の実現のために、市民を主役としながら市民公益活動団体、民間事業所、行政等がそれぞれ異なった特性をもち寄って公平な役割分担により、**輪**＝人と人とのつながりを大切にし、**和**＝互いに協力し、**話**＝コミュニケーション・情報共有を図りながら、**環**＝循環型社会を基盤とする「市民が主役のまちづくり」「未来につなぐふるさとづくり」「誰もが住みやすさを実感できるまちづくり」を推進します。

(2) 効果的・効率的な行財政運営

地方分権の進展やまちづくりの活性化への取り組みなど社会環境の変化、多様化する行政需要に的確に対応するため、適切な受益者負担を求めるなど、市民の理解と協力のもと引き続き行政改革に取り組み、市民に的確なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、限られた財源の中、将来の負担を見通し、健全で効率的な財政運営により「自立した行政」の実現をめざします。

さらに、まちづくりの成果や進捗状況を適切に把握・評価・反映できる仕組みづくりを市民との協働により構築します。

(3) 広域行政の推進

交通・情報通信網の発達にともなって、市民生活や経済活動の範囲は行政区域を越えてますます広域化しており、交通・災害・医療また文化やスポーツの分野などにおける市民ニーズの多様化・高度化に応えるには、市行政の枠を超えた広域行政についてより一層の推進が必要となっています。このため、国や県また近隣自治体との連携の充実により効果的・効率的な広域行政を推進し、市民サービスの向上や行政運営の効率化など共通する地域課題に取り組みます。



第4章 構想の指標

1.人口

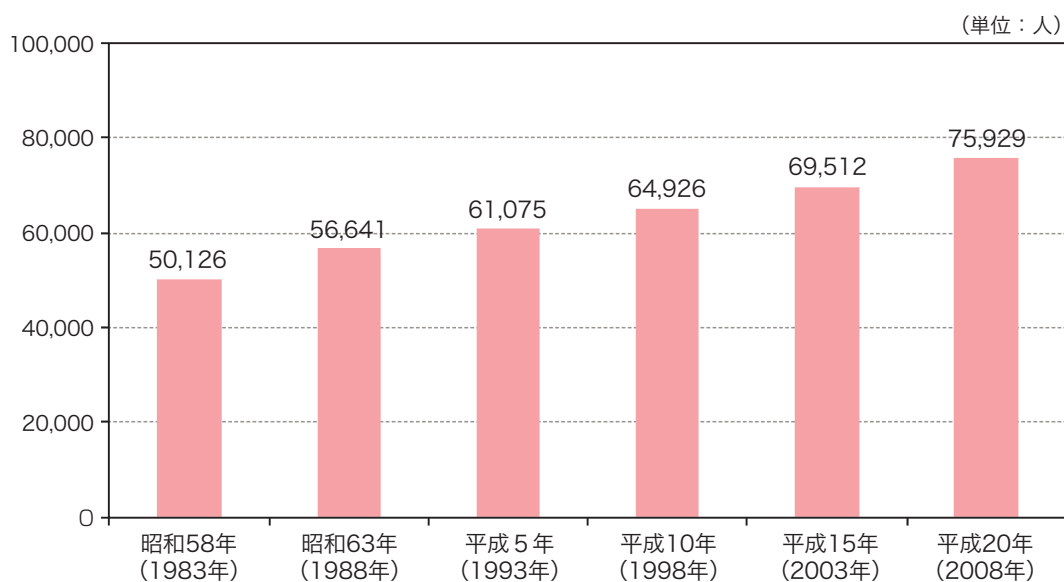
(1)人口

① 人口の状況

■ 総人口の推移

守山市の人口は、昭和40年代後半から新たな住宅・宅地開発による人口流入が増加し、京阪神都市圏のベッドタウンとして現在も増加傾向にあり、平成20年（2008年）9月末現在の総人口は75,929人（住民基本台帳および外国人登録）となっています。

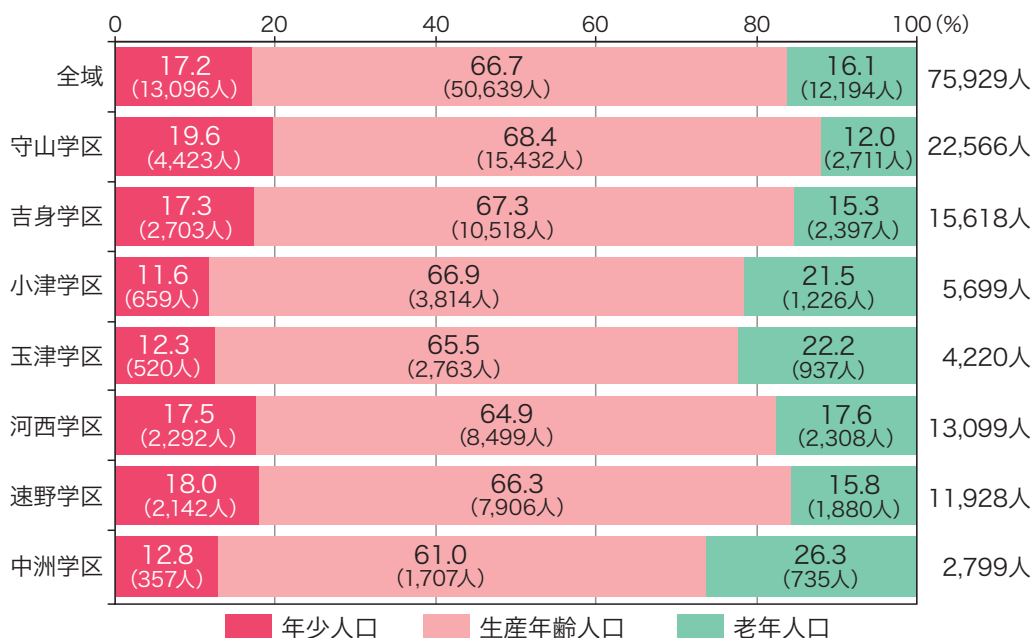
昭和58年（1983年）以降、守山市の総人口の推移をみると年々増加しており、この25年間に1.5倍になっています。



*住民基本台帳および外国人登録をもとに作成しています。

■ 年齢3区分別人口

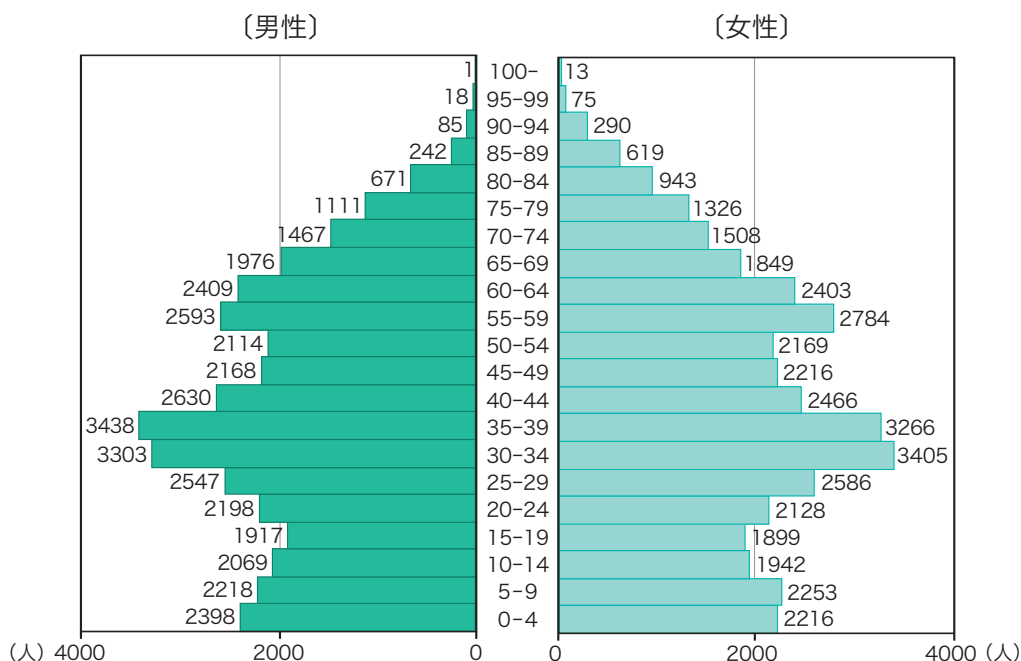
平成20年（2008年）9月末現在の年齢3区分別人口の割合は、年少人口が17.2%、生産年齢人口が66.7%、老年人口が16.1%となっています。



※端数処理のため、数値の和は合計と一致しない場合があります。

■ 人口構成

平成20年（2008年）9月末現在の人口構成をみると、男女ともに30歳代が最も多く、次いで男性では40歳代前半、50歳代後半、20歳代後半の順に、女性では50歳代後半、20歳代後半、40歳代前半の順に多くなっており比較的若い都市といえます。しかし、50歳代後半から60歳代前半の団塊世代に大きな膨らみをもっているため、今後急速に高齢化が進むと予測されます。



② 人口の推計

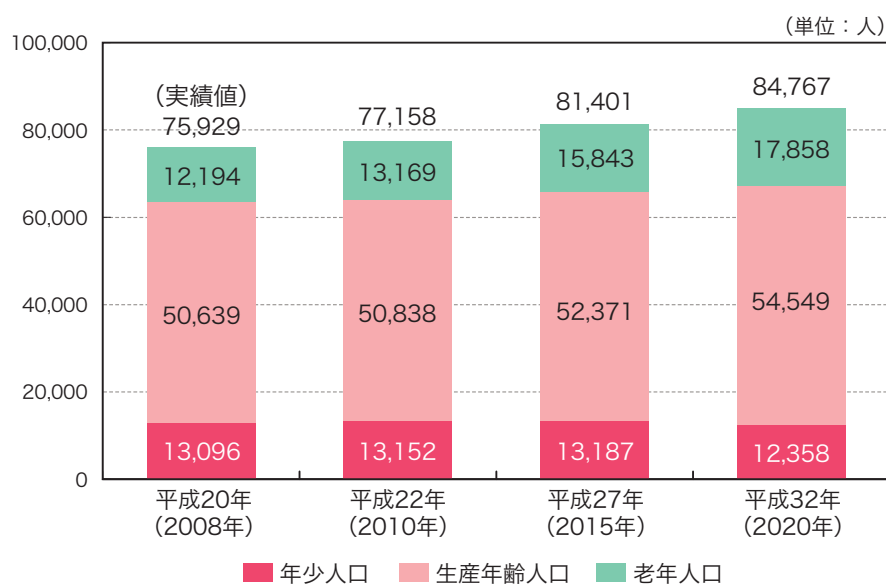
平成15年（2003年）と平成20年（2008年）の住民基本台帳および外国人登録をもとに、コーホート変化率法により推計を行いました。

目標年次となる**平成32年（2020年）における人口フレームを概ね84,000人と設定**します。

守山市の人口は、市街地の拡大による住宅開発などの要因により、総人口は伸び続けています。総人口の伸びはやや鈍化してきているものの、平成32年（2020年）には平成20年（2008年）の約1.12倍になることが見込まれます。

年齢3区分別にみると、守山市でも少子・高齢化の傾向は顕著で、年少人口は平成25年（2013年）をピークに減少に転じ、平成32年（2020年）には平成20年（2008年）より2.6ポイント減少、一方老年人口は増加し続け、平成32年（2020年）には平成20年（2008年）より5ポイント増加すると想定されます。

ただし、将来の出生・死亡等の推移、住宅開発に影響を与える景気動向等不確定な要因も大きいことから、計画の中間となる5年後に再度見直します。



	平成20年 (2008年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
人口総数	75,929	77,158	81,401	84,767
老年人口	12,194	13,169	15,843	17,858
	16.1%	17.1%	19.5%	21.1%
生産年齢人口	50,639	50,838	52,371	54,549
	66.7%	65.9%	64.3%	64.4%
年少人口	13,096	13,152	13,187	12,358
	17.2%	17.0%	16.2%	14.6%

* 「平成32年（2020年）における人口フレーム概ね84,000人」の表記については、総人口の推計による「84,767人」と学区別推計の合計値「83,743人」の両方を勘案した設定としています。

* 端数処理のため、数値の和は合計と一致しない場合があります。

③ 学区別の人口推計

守山市内の7学区別に、目標年次の平成32年（2020年）までの学区内人口総数の推計をみると、下表のようになります。

吉身、小津、玉津、中洲の4学区で、人口総数が減少に転じる結果となっています。

■ 学区別人口推計

(単位：人)

	平成20年 (2008年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
守山学区	22,566	22,608	25,025	27,404
吉身学区	15,618	15,475	15,536	15,452
小津学区	5,699	5,711	5,708	5,609
玉津学区	4,220	4,134	3,907	3,649
河西学区	13,099	13,224	13,745	14,111
速野学区	11,928	12,474	13,816	15,042
中洲学区	2,799	2,751	2,624	2,476
7学区別推計の合計	75,929	76,377	80,361	83,743
総人口の推計	75,929	77,158	81,401	84,767

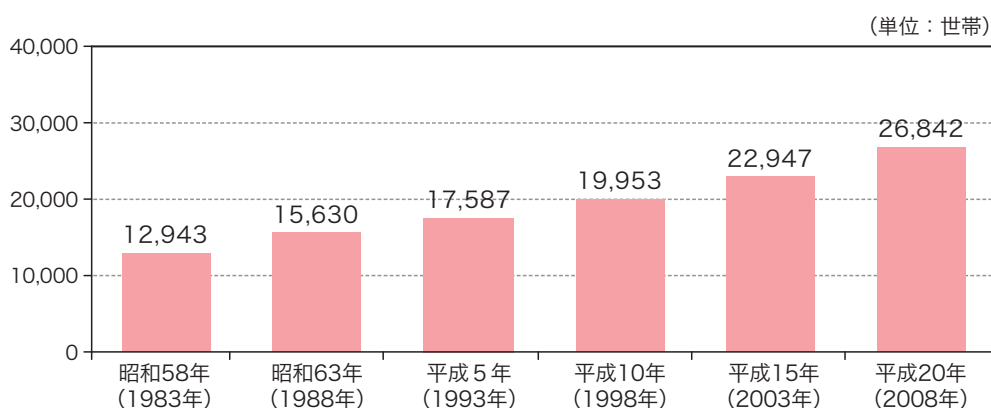
*学区別人口推計の合算数値と市全体の人口推計の数値は、婦人子ども比、男女児性比の差異や端数調整により誤差が生じます。

(2) 世帯

① 世帯の状況

■ 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、人口の増加にともない世帯数も増加傾向にあり、昭和58年（1983年）の12,943世帯に対し平成20年（2008年）は26,842世帯で2.1倍に伸びています。



■ 学区別世帯数

平成20年（2008年）9月末現在の世帯数は26,842世帯、1世帯当たり人員は2.83人となっています。

(単位：人、世帯)

	全 域	守山学区	吉身学区	小津学区	玉津学区	河西学区	速野学区	中洲学区
総人口	75,929	22,566	15,618	5,699	4,220	13,099	11,928	2,799
総世帯	26,842	8,333	5,859	1,888	1,295	4,582	4,102	783
1世帯当たり人員	2.83	2.71	2.67	3.02	3.26	2.86	2.91	3.57

② 世帯の推計

目標年次の平成32年（2020年）までの世帯数と1世帯当たり人員の推計をみると、下表のようになります。

平成32年（2020年）での世帯数は、約30,000世帯、1世帯当たりの人員は2.76人程度になるものと見込まれます。

(単位：人、世帯)

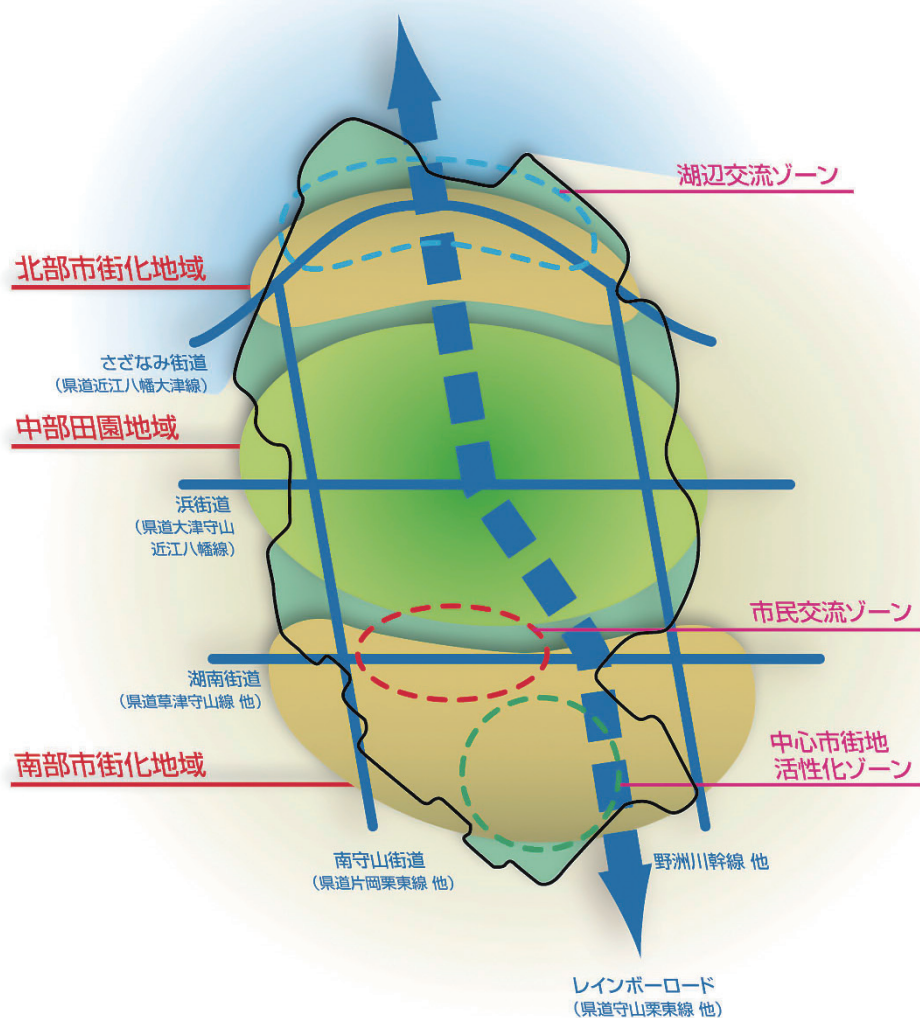
	平成20年 (2008年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口の推計	75,929	77,158	81,401	84,767
総世帯数の推計	26,842	27,236	29,170	30,729
1世帯当たり人員	2.83	2.83	2.79	2.76

2. 土地利用

土地は人が生活していくための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動等のあらゆる活動の基盤となるものです。その利用のあり方は市民の生活および地域の発展と深い関わりをもっています。

「ふるさと守山」をつくるうえでの土台ともなる土地利用の方向性について、自然的、社会的、経済的および歴史・文化的条件に十分配慮して、長期的な展望のもとに総合的・計画的なまちづくりを進めるため、次のとおり基本方針を定めます。

土地利用構想図



*土地利用構想の方針としては、市域を3つの地域「北部市街化地域」「中部田園地域」「南部市街化地域」に分け、その中で都市機能が集積した場所として、北部市街化地域に「湖辺交流ゾーン」、中部田園地域と南部市街化地域の境界に「市民交流ゾーン」、JR守山駅周辺に「中心市街地活性化ゾーン」の3つのゾーンを設けました。

(1) 湖辺交流ゾーン

北部の琵琶湖岸一帯は守山市の貴重な自然環境が形成されており、その希少かつ風光明媚な自然環境や景観を生かした観光や市民の憩いの場としてレクリエーション機能の強化を図っています。

湖辺地域は、これらの特性を生かした守山市北部の交流地域として位置づけ、景観規制や自然環境の保全を図りつつ、琵琶湖の水景を生かした地域開発や自然とのふれあいの場としての活用を図るため、特別用途地区制度などを活用しながら秩序のある均整のとれた土地利用を進めます。

(2) 北部市街化地域

北部の市街地は、琵琶湖大橋を拠点とした北の玄関口としてレインボーロードなど広域幹線が走る環境の優れた住居地域および商業地域として発展し、良好な自然環境と調和した市街地形成地域として位置づけます。商業地域については、隣接する湖辺交流ゾーンと一体となった利用者のニーズに対応した商業地としての整備を図ります。なお、中央部に形成されている住居地域は良好な住宅地としての環境整備を図ります。

(3) 中部田園地域

市の中央部に広がる農用地は、農産物の生産の場であるとともに自然環境の保全や防災機能、快適な住環境の向上などの諸機能を有しています。

中部田園地域は美しい田園地帯を将来にわたって維持していくとともに、農村の活性化地域として位置づけ、食糧生産の確保、農業経営の安定、緑地の確保等の観点から農用地等優良農地の保全を図り、農用地以外の土地利用への無秩序な転用を抑制します。

また、農村の居住環境の向上を図るとともに、地域コミュニティの維持や活性化の観点から地区計画制度を活用し、景観規制、田園環境や自然環境との調和、環境保全に対する十分な配慮を行います。

(4) 市民交流ゾーン

市民交流ゾーンは、中部田園地域と南部市街化地域の境界に位置する緩衝地帯としての機能を有することから、これらの地域性を生かしたシンボル地域として、市民が多様な交流活動を行う憩いの場となるよう地域整備を行います。

現存する文化・体育施設や医療・福祉施設、教育施設と相乗効果を発揮し、守山市全体の秩序ある発展に資する施設等の立地を誘導するとともに、充実した緑地空間の整備を推進します。

(5) 南部市街化地域

市の南部に位置する市街地は、人口集中地域であり都市機能や交通機能の集積がみられます。また宿場町としての発展の歴史をもつなど、古くから守山市の都市的中心地域としての性格をもっています。今後想定される人口および世帯数の増加や生活様式の変化、定住志向の高まり等を踏まえつつ、潤いとやすらぎのある良好な居住環境を形成するため、低・未利用地の積極的な活用を進めるとともに公園・道路等の生活関連施設の整備等を図ります。

また、地区計画による建築規制などにより、中山道守山宿等の歴史的な街並みの保全やその周辺との調和のとれた良好な景観形成を推進します。

南西部一帯に形成されている工業地については、工業地の適正な立地を促進するとともに良好な住環境や市街地の適切な発展を図ります。

(6) 中心市街地活性化ゾーン

J R守山駅周辺を守山市の玄関口にふさわしい中心市街地活性化ゾーンと位置づけ、土地の高度利用を推進し、商業施設等に加え文化や福祉関係施設等多様な都市機能の充実を図ります。

また、既存商業施設の活用促進など中心市街地活性化基本計画に基づく都市再生を図ります。

第5章 施策の大綱

1. 心が輝く学びのふるさとづくり

(1) 人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり

一人ひとりの人権を尊重し、同和問題をはじめとしたあらゆる差別を解決するため、お互いがお互いの立場を認め合い信頼し合える風土づくりを進めます。すべての市民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

—————【人権、同和、平和、男女共同参画】

(2) 未来を担う人材の育成と生涯学習環境の充実

郷土守山に誇りをもち、かつ、現代の国際化・情報化社会に柔軟に対応できる子どもが育つよう、子どもの可能性を伸ばす教育を推進し、生きる力と思いやりを育む教育の充実に努めます。また、家庭や地域の教育力を高めるとともに、家庭・学校・地域が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを推進します。

さらに、市民が世代を越えて集い、学び、語り合い、人生を豊かにする活動や交流ができる文化・スポーツ等様々な生涯学習の環境整備に努めます。

—————【就学前教育、学校教育、生涯学習、スポーツ、青少年育成】

(3) 市民の多彩な活動の環境づくり

自治会等のコミュニティ活動を活性化するとともに、ボランティア、NPO等の育成や活動支援を行い、市民相互の連携によるまちづくりを進めます。

—————【コミュニティ】

(4) 多文化共生のまちづくり

姉妹都市との交流や、市民参加による多様な草の根の国際交流を推進し、市民の国際理解の向上に取り組みます。また、在住外国人が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、労働・居住・医療・福祉・教育等各方面での環境整備を図り、外国人の自立と日本人との相互理解を促進し、多文化共生社会の実現をめざします。

【多文化共生、国際交流】

(5) 文化を伝え、育む風土づくり

先人から受け継がれた地域の文化財や伝統文化に誇りをもち、次世代へつなぐためにその保存・継承を積極的に行います。

また、子どもの頃から日本・守山の文化に触れる機会の充実に努め、豊かな心を育む情操教育の充実に努めます。

さらに、守山独自の文化・芸術を創造するために、市民の文化・芸術活動を支援し、市内外にまちの魅力を発信できる人づくりと仕組みづくりを推進します。

【文化・芸術、文化財】

2. 絆で輝く安心のふるさとづくり

(1) 支え合い、協力し合うまちづくり

すべての市民が、生活の拠点である地域で安心して幸せに生活できるよう、在宅での暮らしを支える仕組みとして、福祉・保健・医療等の関係諸機関による連携体制の充実を図ります。同時に、家庭・隣近所での支え合いや地域の福祉活動団体、ボランティア、NPO等「地域ぐるみの連携」の強化に重点的に取り組めます。

【地域福祉】

(2) 障害者が地域の中で自立して生活できるまちづくり

障害者が地域の中で地域の人々とともに自立した日常生活を送り、その能力を十分発揮できるよう支援体制の充実を図ります。また、障害児に対する就学前対応や教育内容の充実を図り、地域社会の中で見守り、育てていける環境づくりに取り組めます。さらに、利用者の自己選択・自己決定と利用者の立場に立ったサービス提供を前提に、利用者が安心して利用できるようサービスの量および質の確保を図ります。

【障害者(児)福祉】

(3) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が生涯にわたって安心し、いきいきと暮らしていくことができるよう、日常生活や心身の状況に即した在宅サービスを促進するとともに、その基盤の整備を進めます。また、高齢者自身が生きがいをもち、自らの意思で自分らしく生きていける地域社会づくりの支援に努めます。

【高齢者福祉】

(4) 安心して子どもを産み育てやすい環境づくり

子どもの健やかな成長を育める環境づくりに努めるとともに、保育サービスの充実、子育て支援施設の充実などにより、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、保健活動や医療機関との連携等により、安心して子どもを産みやすい環境づくりに努めます。

【児童福祉】

(5) 生涯を通じた健康づくり

市民の健康に対する意識を高め、運動や食育などを通じた自主的な健康づくり活動を支援するとともに、生活習慣病を予防するために健康診査や保健指導など実効性の高い対策を総合的に展開します。また、母子保健や育児相談・育児教室や心の健康づくりに向けた支援事業の充実に取り組みます。

【健康づくり、保健予防】

(6) 医療体制の充実

市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携により質の高い医療の充実を図ります。

また、多様化・高度化する市民の医療ニーズに対応できるよう、広域的な連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

【医療】

(7) 社会保障の充実

誰もが安心して生活できるために基盤となる年金・保険・医療制度等の社会保障制度についての市民への周知と適正な運営に取り組みます。また、母子・父子福祉、低所得者福祉については必要とする人の生活を保障するとともに、その自立を支援します。

【母子・父子福祉、低所得者福祉、保険・年金】

3. まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

(1) 魅力ある農業の振興

優良農地の保全と農村がもつ豊かな環境の維持に努めます。また、生産性と経営効率が高く安定的な農業経営を進めるために、農地の集約化、意欲ある農業の担い手の育成、農業技術の向上等農業経営の基盤強化とあわせ、農村のコミュニティの活性化を推進します。また、食に対する安全意識が高まっていることから地産地消への取り組みを進めるとともに、地元農産物の消費拡大などに取り組みます。

【農業】

(2) 地域の特徴を生かした水産業の振興

琵琶湖固有種の生息数回復をめざし豊かな琵琶湖の生態系を取り戻すため、繁殖場であるヨシ帯の環境改善に取り組むとともに、湖辺の農地を活用した「ゆりかご水田事業」を推進します。

また、琵琶湖産魚介類のPR活動などへの支援を通じて水産業の振興に努めます。

【水産業】

(3) 賑わいと活力をつくる商業・工業の振興

地域に雇用や活力を創出する工業の振興、環境に配慮した企業誘致の推進を図ります。

商工団体と連携し中小企業への支援に努めるとともに、商店の近代化支援、担い手の育成、活気ある商店街、商業地づくりをめざします。また、多様な消費者ニーズに対応した魅力ある商店街の形成に取り組みます。

【工業、商業・サービス業】

(4) 観光の振興

琵琶湖、田園風景、歴史資源など豊かな自然環境との共生をめざした観光の振興を図ります。また、商業施設やスポーツ施設等とのネットワーク化の推進、来訪者が観光情報を得やすい環境整備、近隣市と連携した広域的な観光事業の展開、市民が来訪者と観光交流するまちづくりなどを推進します。

【観光】

(5) 安心して働くための環境づくり

勤労者が安心して働くことができる環境整備、福利厚生充実を事業者に求めるとともに、勤労者のスキルアップを支援します。

若年者から高齢者まで、障害の有無に関わらず就労を希望するすべての市民を対象に、就労に関する情報や人材を確保したい企業の情報を的確に把握し、就労支援相談体制を整え、就労希望者が自分に適した職業につくための支援を行います。

—————【勤労者福祉・就労支援】

(6) 安全で住み良いまちづくり

地震や台風などの自然災害に対し、市民・自主防災組織と行政が互いに協力するとともに、家庭における住まいの耐震化や非常用備蓄品の準備を啓発するなど災害に強いまちづくりを進めます。また、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、防犯体制の強化、安全・安心な消費生活等、事故や犯罪から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせる地域社会の形成をめざします。さらに、ユニバーサルデザインの推進により、誰もが自由に移動できる交通環境・施設環境の充実を図りその意識啓発や普及に努めます。

—————【危機管理、防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活、ユニバーサルデザイン】

(7) 快適な都市基盤の整備

快適で秩序ある都市環境づくり推進のために、都市景観に配慮した計画的な市街地整備、住環境整備、道路整備などの事業を推進します。また、自然景観や生態系に配慮した河川整備、局地的な降雨に対する排水路の整備、水環境の保全と快適な生活環境の確保のための上下水道の整備を推進します。さらに、車に頼らなくても不便を感じることなく移動できる総合交通体系の充実に取り組みます。情報通信分野では、市民の情報選択・活用能力の向上などを支援し高度情報化社会への対応に取り組みます。

—————【都市計画、都市景観、住宅・宅地、河川、上水道、下水道、総合交通体系、情報通信】

(8) 中心市街地の活性化

中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地において「コミュニティの再生・強化」を基本姿勢として、福祉施設や文化施設をはじめとする都市機能の充実、小河川や旧中山道等の地域資源の活用、商業機能の活性を図り、守山市の玄関口にふさわしい「にぎわいのある中心市街地」の形成をめざすとともに、都市の利便性と安全・安心を享受できる「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。

—————【中心市街地活性化】

4. 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

(1) 豊かな水環境と憩いの空間づくり

市民の健康づくりと憩いの場として、潤い・やすらぎを与える公園や緑地の整備を推進するとともに、市民・市民公益活動団体・民間事業所と行政の協働による維持管理に取り組みます。また、水辺環境の保全と創出に努めるとともに、公園・緑地、河川、街路樹等の計画的な整備を行い、水とみどりのネットワークの形成に努めます。

公共施設の緑化を率先的に推進し、市民や企業等による民有地や民間施設の緑化を支援します。

—————【公園、緑化、水辺環境】

(2) 循環型社会の構築

資源の有限性に対する市民への意識啓発を強化するとともに、地球温暖化に影響をおよぼす温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を削減するための取り組みを進めます。

また、地球環境への影響を最小限に抑える循環型社会の構築に向けて、市民・市民公益活動団体・民間事業所・行政の協働によるごみの減量化や再資源化、廃棄物の適正処理、公害防止などに取り組みます。

—————【地球温暖化対策、廃棄物対策、公害防止】

(3) 自然と調和したまちづくり

琵琶湖、野洲川、豊かなみどりを形成する田園、そこに舞うホタルなどの美しい自然環境を守り育て活用するための事業に市民と協働で取り組むとともに、自然景観の保全に努めます。また、地域環境の美化や環境学習を積極的に推進し、市民の環境保護意識の高揚を図り、積極的に環境活動に参加する市民の輪を広げていきます。

—————【生活環境、自然環境】

- 1 心が輝く学びのふるさとづくり
- 2 絆で輝く安心のふるさとづくり
- 3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり
- 4 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり
- 5 まちづくりの基本姿勢

第3部 基本計画

第5次守山市総合計画

基本計画の見方

施策の方針

各行政項目ごとの方針

上段は、各行政項目における今後10年の方針を示し、それ以降は、そのためにどのような施策を進めていくかの方向性を示しています。

現状と課題

各行政項目ごとの現状および課題のまとめ

市民意識調査や審議会、市民懇談会等にて現状や課題として議論された内容をとりまとめています。

1 心が輝く学びのふるさとづくり

1-1 人権・同和・平和

施策の方針

市民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりをめざすとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりが尊重される明るいまちをめざします。

世界の恒久平和は人類共通の願いです。ともすれば忘れがちな戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求めていきます。

現状と課題

- すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生を幸せに過ごせる社会の実現を願い、平成7年（1995年）に「守山市人権尊重都市宣言」を行いました。
- 各自治会や学校において計画的に人権学習会の開催、人権擁護委員による人権相談業務、各関係機関との連携など、人権尊重のまちづくりを推進する取組を行ってきました。
- 今後も、人権問題への理解と認識が総合的かつ分野ごとに深める教育および啓発に取り組むほか、様々な関係機関との連携を推進していく必要があります。
- 同和对策基本方針を毎年度策定し、同和对策への総合的かつ計画的な取組を進めてきました。これにより、同和问题についての市民の理解は深まりつつあります。しかし、差別事象の根絶には至らず、今もなお、差別発言などが発生しています。
- 今後も市民学習や啓発について積極的な取組を継続していく必要があります。
- 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、平和思想の啓発に関する事業を総合的に推進するため、昭和63年（1988年）12月に「のどかな田園都市守山平和都市宣言」を行い、平和啓発事業を進めてきました。
- 今なお世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中で、次代を担う子どもたちに平和を願う心をしっかりとつなぐため、さらなる啓発活動や市民レベルでの平和活動の支援を実施すること等が重要です。

「『わ』で輝かせよう」への取り組み

各行政項目における協働の取り組み内容

様々な「わ（輪・話・和・環）」によって輝くまちとなるために、「私」「私たち」（市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政等）が取り組むことについて記載します。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
人権意識の向上と人権擁護施策の推進	人権教育および啓発活動の推進	○人権擁護委員、人権擁護推進員による啓発活動 ○地域・学校・企業等における人権教育の推進
	人権相談体制の充実	○人権擁護委員による人権相談所の開設 ○関係機関との連携による相談体制の充実
同和問題に対する意識の向上と対策の推進	同和問題学習の推進	○広報・パンフレット等による啓発 ○地域・学校・企業等における同和問題学習の推進
	地域総合センター活動の充実	○隣保館事業の推進 ○人権講座、子育て講座の開催
平和思想の啓発	啓発活動の推進	○平和を誓うつどい等の実施 ○パネル展や広報による啓発

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりをしよう
- 自治会・NPO・ボランティア団体・企業などが自ら学習会を実施し、人権意識を高めよう
- 人権を大切にし、差別をしない、許さないまちづくりにみんなで取り組もう
- 住民同士の交流を深めるとともに、誰もが参加しやすいまちづくりに取り組もう
- 平和の尊さを親から次代を担う子どもたちに語り伝えよう
- 戦争の悲惨さを伝えていくため、体験者の話を聞こう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値		備考
		平成26年度	平成32年度	
自治会人権学習会の参加者数	人	5,478	6,300	参加者層の拡大を図る (45人×2回×70自治会)
ここ数年で差別を受けたことがあると答えた市民の割合	%	5.3	3.0	アンケートより
部落差別を許さない意識 ※5年に1回の調査	%	72.7	85.0	同和問題に関する市民意識調査より
人権講座の参加者数	人	705	750	
平和のよろこび展来場者	人	320	360	目標値：45人×8日
ここ数年に平和の大切さを実感したことがある市民の割合	%	71.0	90.0	アンケートより

【関係課・室】人権政策課、人権教育課、商工観光課、契約検査課

【関連計画等】守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画（平成23年度～平成32年度）、同和対策基本方針、人権・同和教育基本方針、「のどかな田園都市守山 平和都市宣言」（昭和63年12月）



平和の集い

関係課・室

各行政項目を主たる業務とする「課・室」

関連計画

各行政項目に関する計画がある場合、計画名を記載

計画の中で年限が示されているものについては、その計画期間を記載しています。

主要施策

各行政項目における主な施策の取り組み内容

体系的に「項目」「施策名」「施策の概要」でとりまとめています。

5年後の目標

成果指標

行政活動の結果、市民にどれだけの便益をもたらしたかを数値で表すための指標です。

※備考欄の『アンケートより』とあるものは、「第5次守山市総合計画にかかる市民意識調査報告書（平成26年度実施）」によるものです。

活動指標

具体的な行政サービスの量を数値で表すための指標です。回数、頻度、量などが該当します。

① 心が輝かせる
「わ」の取り組み

② 絆を育むための
「わ」の取り組み

③ 平和を誓うつどい
「わ」の取り組み

④ 水戸黄門のまち
「わ」の取り組み

⑤ 未来への
「わ」の取り組み

1-1 人権・同和・平和

施策の方針

市民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりをめざすとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりが尊重される明るいまちをめざします。

世界の恒久平和は人類共通の願いです。ともすれば忘れがちな戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求めていきます。

現状と課題

- すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生を幸せに過ごせる社会の実現を願い、平成7年（1995年）に「守山市人権尊重都市宣言」を行いました。
- 各自治会や学校において計画的に人権学習会の開催、人権擁護委員による人権相談業務、各関係機関との連携など、人権尊重のまちづくりを推進する取組を行ってきました。
- 今後も、人権問題への理解と認識が総合的かつ分野ごとに深める教育および啓発に取り組むほか、様々な関係機関との連携を推進していく必要があります。
- 同和対策基本方針を毎年度策定し、同和対策への総合的かつ計画的な取組を進めてきました。これにより、同和問題についての市民の理解は深まりつつあります。しかし、差別事象の根絶には至らず、今もなお、差別発言などが発生しています。
- 今後も市民学習や啓発について積極的な取組を継続していく必要があります。
- 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、平和思想の啓発に関する事業を総合的に推進するため、昭和63年（1988年）12月に「のどかな田園都市守山平和都市宣言」を行い、平和啓発事業を進めてきました。
- 今なお世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中で、次代を担う子どもたちに平和を願う心をしっかりとつなぐため、さらなる啓発活動や市民レベルでの平和活動の支援を実施すること等が重要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
人権意識の向上と人権擁護施策の推進	人権教育および啓発活動の推進	○人権擁護委員、人権擁護推進員による啓発活動 ○地域・学校・企業等における人権教育の推進
	人権相談体制の充実	○人権擁護委員による人権相談所の開設 ○関係機関との連携による相談体制の充実
同和問題に対する意識の向上と対策の推進	同和問題学習の推進	○広報・パンフレット等による啓発 ○地域・学校・企業等における同和問題学習の推進
	地域総合センター活動の充実	○隣保館事業の推進 ○人権講座、子育て講座の開催
平和思想の啓発	啓発活動の推進	○平和を誓うつどい等の実施 ○パネル展や広報による啓発

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 家庭や地域で人権について考えるきっかけづくりをしよう
- 自治会・NPO・ボランティア団体・企業などが自ら学習会を実施し、人権意識を高めよう
- 人権を大切にし、差別をしない、許さないまちづくりにみんなで取り組もう
- 住民同士の交流を深めるとともに、誰もが参加しやすいまちづくりに取り組もう
- 平和の尊さを親から次代を担う子どもたちに語り伝えよう
- 戦争の悲惨さを伝えていくため、体験者の話を聞こう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
自治会人権学習会の参加者数	人	5,478	6,300	参加者層の拡大を図る (45人×2回×70自治会)
ここ数年で差別を受けたことがあると答えた市民の割合	%	5.3	3.0	アンケートより
部落差別を許さない意識 ※5年に1回の調査	%	72.7	85.0	同和問題に関する市民意識調査より
人権講座の参加者数	人	705	750	
平和のよこぎ展来場者	人	320	360	目標値：45人×8日
ここ数年に平和の大切さを実感したことがある市民の割合	%	71.0	90.0	アンケートより

【関係課・室】 人権政策課、人権教育課、商工観光課、契約検査課

【関連計画等】 守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画（平成23年度～平成32年度）、同和対策基本方針、人権・同和教育基本方針、「のどかな田園都市守山 平和都市宣言」（昭和63年12月）



平和の集い

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

1-2 男女共同参画

施策の方針

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が互いに尊重し合い、ともに考え、ともに地域づくりを担いながら、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるいきいきと輝くまちづくりを進めます。

現状と課題

- 本市では男女共同参画社会づくりを市民とともに一層進めるため、平成27年（2015年）に「守山市男女共同参画推進条例」を制定しました。
- 今後、女性が自らの能力を生かした社会的活躍の支援や、男性の家事・育児への参画を呼びかける等、男女が協力し合う家庭・地域づくりの推進が必要です。
- また、政策・方針決定の場に女性の意見が反映できるよう、市の審議会等への女性の委員登用をより一層推進し、関係課への働きかけを行っていきます。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
男女共同参画社会意識の醸成	男女共同参画への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学習会の実施や啓発活動の推進およびドメスティックバイオレンス防止への意識啓発 ○男女平等・男女共同参画の視点に立った学校（園）教育の推進
男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備	女性の活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会等への女性の参画の促進 ○女性のチャレンジ支援の推進
	仕事と家庭・地域生活との調和	○仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする社会環境づくり
	相談機能・体制の充実	○セクシャルハラスメント対策とドメスティックバイオレンス対策の推進と被害者支援

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 男女がともに考え、ともに担う地域づくりを進めよう
- 仕事と家庭・地域生活の両立ができるよう事業所等に働きかけよう
- 男性も子育てに積極的に参加しよう
- 仕事と家庭・地域生活のバランスの取れた生き方をしよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
各種審議会等における女性の登用率	%	34.7	40.0	
ここ数年で性別を理由に制約を受けたことがあると答えた市民の割合	%	3.5	2.5	アンケートより

【関係課・室】 人権政策課、商工観光課、こども家庭相談課

【関連計画等】 第3次守山市男女共同参画計画「ともに輝く守山プラン2020」（平成23年度～平成32年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

1-3 学校教育

施策の方針

児童・生徒の「生きる力」を育むため、守山市教育行政大綱に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を重要な柱とするとともに、「あきらめないで最後までやり抜く力」を育み、自ら学び、考え、行動する人を育てます。

現状と課題

- 市内には、市立の小学校9校と中学校4校があり、各学校が創意工夫を生かした特色ある学校づくりに取り組んでいます。
- 児童数の増加・減少にともない、学習環境が変化しつつあることから、適正な学校規模の検討を行っています。
- 学習習慣や基礎学力定着に有効な少人数学級編成（小学1～3年）に取り組んできましたが、講師の適切な配置や指導力向上等にも取り組む必要があります。
- 地域の人材である学校支援ボランティアの協力も得ながら、学校における体験活動の充実を図っていくなど、今後も学校と地域の連携を強めていくことが大切です。
- 児童生徒を取り巻く社会環境や疾病構造が急速に変化しており、小児生活習慣病、不登校やいじめ、性に関する問題や喫煙などの問題が多様化する中、思春期における保健教育の重要性が高まっています。
- 不登校をはじめとする学校不適応児童生徒が持つ課題については、早期に対応・解決ができるように、児童生徒や保護者への相談支援活動の工夫、継続が必要です。
- また、児童生徒の食生活における課題が顕著になる中、小学校給食や授業を通して正しい食習慣の形成を図り、児童生徒自らが食生活を振り返り改善していく力を育成する必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
教育の充実	教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力の育成と英語コミュニケーション力の育成 ○豊かな心の醸成といじめを許さない学校づくり
	学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設・設備の整備および適正な維持管理 ○特色ある守山の教育の推進と小中連携の推進
地域に開かれた学校づくり	学校施設の地域開放	○余裕施設の活用
	地域との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援ボランティアの登録 ○郷土学習、体験学習の展開
学校不適応児童への対応	教育相談、生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育相談体制の充実 ○適応指導教室「くすのき教室」の充実
児童生徒の健康管理	小学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○給食内容の充実と食育の推進 ○郷土料理や特産品の活用
	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○体力向上に向けた取組 ○思春期における保健教育の充実

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 地域の力を生かした教育活動を進めよう
- 地域と学校とで連携し、安全・安心な環境づくりに向け、子どもたちを見守ろう

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
学校施設の耐震化	%	90.0	100.0	
不登校児童生徒数	人	74	40	
全国学力調査「授業の内容がよくわかる」と答えた割合	%	76.0	80.0	
学校支援ボランティアの人材バンク登録者数	人	2,055	1,500	

【関係課・室】 学校教育課、教育総務課

【関連計画等】 守山市教育行政大綱（平成27年度～平成30年度）



ハローイングリッシュ

1-4 生涯学習・青少年育成

施策の方針

市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果がまちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。

青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 市民一人ひとりが個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送れるよう、本市では、出前講座や公民館での講座、屋外での体験学習等、生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めてきました。
- 今後、生涯学習の指導者の確保・養成や生涯学習の拠点となる公民館等関連施設の充実も求められています。
- 図書館については、子どもを中心に、本に親しんでもらう機会づくりを進めてきましたが、今後、より多くの市民が図書館に来てもらえる工夫やPR、魅力ある図書館づくりに努めていく必要があります。
- 平成27年（2015年）3月に「守山市立図書館整備基本計画」を策定しており、今後は、同計画に基づき、図書館の一層の充実を図っていくことが必要です。
- 青少年が抱える問題は年々複雑化・多様化しています。
- たくましく心豊かな青少年を育成するため、望ましい環境づくりをめざすとともに、家庭・学校・地域の連携のもとに市民総ぐるみで健全育成を推進する必要があります。



Paddy Festival in Moriyama

主要施策

項目	施策名	施策の概要
生涯学習内容の充実	生涯学習の普及・啓発	○生涯学習情報の提供 ○生涯学習活動の広報・PR
	生涯学習活動の支援	○ニーズに対応した学習プログラムの提供 ○各種講座の開催等公民館活動の充実
生涯学習の支援体制の充実	生涯学習支援体制の充実	○まちづくりリーダー等まちづくり推進員の育成と活性化、活動の支援 ○生涯学習関係団体・機関との連携、ネットワークの充実
生涯学習施設の整備と充実	施設の整備と充実	○生涯学習施設（公民館等）の整備 ○学習情報提供システムの充実
図書館の充実	図書館機能の整備と充実	○改築による整備と資料の充実 ○守山市立図書館整備基本計画に基づくサービスの充実
	本に親しむ活動の推進	○各種講座・研修の開催 ○子ども読書活動の推進
青少年活動の推進	青少年団体活動の奨励	○青少年活動団体（子ども会等）への支援
	指導者（リーダー）の養成	○もりやま青年団等青年活動団体の養成 ○子ども会ジュニアリーダー研修会の開催
青少年の社会参加の推進	社会参加事業への参画	○子どもの体験型事業の開催
	学校外活動の推進	○自治会や学区等での子ども事業の推進
青少年健全育成活動の推進	社会環境の整備	○こども SOS ホームの推進 ○あいさつ運動の実施
	市民運動の推進	○守山市青少年育成市民会議の充実 ○まちづくり推進活動の支援
家庭教育の推進	家庭教育の推進	○家庭での教育力向上に向けた啓発 ○子育て親育ち講座の開催

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 一人ひとりが生涯学習活動に積極的に参加しよう
- 学びの成果をまちづくり活動に生かそう
- 子どもと本をつなぎ、次代を担う子どもたちを豊かな心に育てよう
- 家庭や地域での教育力を高めよう
- 青少年の学校外活動や地域での活動の充実に協力しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
ふれあい出前講座の利用者数	人	1,704	2,000	
公民館学級・講座の開催数	回	139	150	
公民館利用人数	人	175,274	200,000	
図書館の市民1人あたりの貸出冊数	冊	7.7	9.2	
生涯学習で学んだ事を地域活動などの場面で伝えたり教えたりしたことがある市民の割合	%	16.3	22.0	アンケートより
子ども会ジュニアリーダー研修会の参加者数	人	41	50	
SOSホームの指定件数	件	645	700	
この1年でルールを守っていない子どもに注意をしたことがある市民の割合	%	26.6	40.0	アンケートより

【関係課・室】 図書館、生涯学習課

【関連計画等】 守山市生涯学習まちづくり基本計画（平成26年度～平成32年度）

子ども読書活動推進計画第2次計画（平成27年度～平成31年度）、守山市立図書館整備計画

1-5 スポーツ

施策の方針

スポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの活性化に向けて、「まちづくり」「ひとづくり」「環境づくり」を3つの柱として、総合的に取り組みます。

現状と課題

- 身近な地域で市民同士が気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰でも気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブが1学区に1クラブ設立されましたが、今後、学区の特性を生かした活動の展開が課題となっています。
- 学校体育施設の市民利用を進めていますが、利用者や利用団体が多く、適切な施設利用に支障をきたしていることから、施設利用がしやすい仕組づくり等について検討することが求められています。
- 平成36年（2024年）の滋賀国体開催を見据え、スポーツ施設の適切な維持管理や整備、ジュニア層の競技力向上プログラム、市民がスポーツに興味を持つようなスポーツ情報の提供、大学と連携した指導力向上・競技力向上の研修会、スポーツ観戦の機会提供などを計画的に進めていくことが必要です。



ほたるのまち守山ハーフマラソン

主要施策

項目	施策名	施策の概要
地域における生涯スポーツの充実 (まちづくり)	総合型地域スポーツクラブの育成	○クラブ運営に関する情報提供や支援
	健康づくり・仲間づくりの充実	○世代の違いや障害の有無を超えた健康づくりや仲間づくりの場の提供（スポーツイベント等の実施） ○大学と連携したスポーツ教室や講座の開催
子どものスポーツ活動の充実 (ひとづくり)	教科体育や運動部活動の充実	○教科体育の指導力向上（教員研修の充実） ○地域指導者との連携
	指導者の養成・確保	○大学との連携による指導者研修会の充実 ○スポーツリーダーバンクの活用
スポーツを支援する環境の充実 (環境づくり)	スポーツ施設・情報提供の充実	○市内スポーツ施設の改修・整備 ○広域的な連携によるスポーツ施設活用機会の充実
	スポーツ推進体制の充実	○ホームページ等の情報提供の充実 ○市内スポーツ活動団体への支援

「『わ』で輝かせよう」への取組

- スポーツに親しみ、スポーツを通じた仲間づくりや健康づくりをしよう
- 身近な地域でスポーツができる機会づくりに取り組もう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	43.0	50.0	すべての世代で50%をめざす
総合型地域スポーツクラブの設置数	箇所	7	7	1学区あたり1スポーツクラブ設置

【関係課・室】文化・スポーツ課、障害福祉課

【関連計画等】守山市スポーツ振興計画（平成23年度～平成32年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

1-6 多文化共生・国際交流

施策の方針

外国籍住民の増加と定住化が進む中、身近な地域社会でも異文化に接する機会が増えており、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合いながら、支え合い、ともに地域づくりをしていく「多文化共生社会」の実現をめざします。

国際化の進展にともない、市民の国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや、国際性に富んだ地域社会を形成していく取組を推進します。

現状と課題

- 国際関係が協調の時代へと移行する中で、国際社会における日本の役割は、政治・経済・文化などあらゆる面で大きくなっており、人・物・情報の国際的な結びつきは、ますます速く、広く、ち密になっています。
- 市内に住む外国人が地域の一員として安心した生活ができるよう、生活実態を把握し、必要な支援を続けていく必要があります。とりわけ、防災や医療など緊急時において外国籍住民が不便を感じないような対策を行っていくことが課題となっています。
- 社会経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、市民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取組を進める必要があります。
- 幼少期から、外国語によるコミュニケーション能力向上を目的とした取組（ハローイングリッシュプロジェクト事業等）を進めてきましたが、一定の成果があらわれつつあり、将来の取組についても、改めて検討していくことが必要になっています。
- 本市は昭和50年（1975年）に米国ハワイ州のカウアイ郡と姉妹都市提携を行ったのをはじめ、平成元年（1989年）には米国ミシガン州のエイドリアン市と、平成3年（1991年）には大韓民国忠清南道（チュンチョンナムド）の公州（コンジュ）市と姉妹都市提携を行い、使節団による相互交流や市内中学生による教育交流などを通して友好親善と国際理解の推進を図ってきました。今後も、各姉妹都市との交流を通じ、国際理解を深める取組を進めていくことが必要です。



アメリカカウアイからの訪問

主要施策

項目	施策名	施策の概要
多文化共生社会の推進	多文化理解促進活動	○多文化理解促進に向けた意識啓発
	外国籍住民に配慮した環境整備	○生活ガイドブックなど各種資料の外国語版作成 ○防災体験イベントや生活相談体制などの充実
国際理解を深める教育内容の充実	学校教育の充実	○中学生海外派遣事業の実施 ○英語教育・国際理解教育の推進 (幼・保・こども園・小・中学校)
	地域に開かれた学校づくり	○学校支援ボランティア登録の推進
国際交流の推進	国際交流推進活動	○海外姉妹都市との交流促進 ○交換留学生の派遣および受入
国際理解の推進	人材の育成	○国際理解を深めるための学習会の実施

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 身近な地域でスポーツができる機会づくりに取り組もう
- 地域の祭りや行事に外国籍住民も参加しやすい環境づくりをしよう
- 他文化を経験した市民の経験を他の人に伝える機会をつくろう
- 子どもに外国語を教えるボランティアを増やし、未来を担う人材を育てよう
- 市民中心の国際交流の活性化を図ろう
- 姉妹都市間の交流をはじめ、国際交流を支えるボランティアに参加しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
多文化共生を支えるボランティア数	人	87	100	
A L T 講師の数	人	5	9	
英語が話せる学校支援ボランティア数	人	0	9	
国際交流促進事業への参加者数	人	1,338	2,000	

【関係課・室】 市民協働課、学校教育課

【関連計画等】 守山市教育行政大綱（平成27年度～平成30年度）



韓国公洲市公山城

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

1-7 文化財・文化・芸術

施策の方針

文化・芸術は、心豊かで潤いのある市民生活や活力ある地域社会の実現のために重要であり、市民の誰もが気軽に文化・芸術に親しめる環境づくりに取り組みます。

本市には、国史跡の下之郷遺跡や伊勢遺跡等をはじめ、原始古代遺跡や中山道の宿場町、江戸時代に大庄屋を務めた諏訪家屋敷が残されているなど、古代から連綿と続く豊かな歴史があります。その豊富な史跡や文化遺産は守山らしさを形づくる要素であり、これら先人が残してくれた貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継いでいけるよう、文化財を大切にすまちづくりを推進します。

現状と課題

- 文化・芸術は、市民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、文化・芸術の振興と、市の経済活動やまちづくり活動は密接に関連し合うと考えられます。
- 「ルシオール アート キッズフェスティバル」「市民文化芸術祭」等の新しい文化芸術イベントの開催や「子ども文化教室」等による子どもたちが伝統文化に触れる機会の提供等、文化振興のための取組を行ってきました。
- 市民の文化芸術活動の中心となっている市民ホールは、築30年を迎えようとしており、今後、施設の改修等を計画的に進めていく必要があります。
- また、平成26年（2014年）9月に策定した「守山市文化振興アクションプラン」を基に、市民や文化芸術団体、社会教育関係者等地域文化の担い手の連携・協力の推進や担い手づくり等に取り組んでいくことが重要です。
- 市内には現在90件を超える国、県、市指定文化財があります。生活環境や価値観等が大きく変化している中、これらを後世に伝えるために有形文化財の保存修理や無形民俗文化財の継承など、文化財の保護・保存が重要な課題となっています。
- 本市の重要な文化財を保護・保存していくため、指定文化財の計画的な修理、地域の伝統文化の担い手の育成、文化財調査の迅速な実施、資料の収集等が求められています。
- また、これら本市の重要な文化財について、市民の共有財産として、保存・活用を進めていくことが必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
文化・芸術の振興	文化・芸術事業の推進	○文化・芸術活動および事業の支援と推進 ○市民文化会館自主事業の充実
	文化・芸術に触れる機会の促進	○小中学生への文化・芸術体験事業 ○文化振興アクションプランによる文化芸術活動の推進
文化施設の整備	文化活動拠点の整備	○市民文化会館の維持管理と施設整備 ○文化・芸術の情報の発信
文化財の保護・保存	文化財の保存と保護	○ホームページ等による情報提供の実施 ○啓発冊子の発行
	文化財の調査	○文化財の保存と保護 ○有形・無形文化財、埋蔵文化財の調査
文化財の活用	文化財を生かしたまちづくり	○史跡の整備と活用 ○地域との協働による文化財の保全・活用
	史跡の整備と活用	○施設の適正な維持管理 ○文化財啓発事業の実施
資料の保存と活用	資料の保存と活用	○収集資料および出土資料の適正な収蔵管理 ○資料の調査と公開

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 心豊かな生活を実現するため、文化・芸術の鑑賞機会を充実しよう
- 伝統文化や地域の祭りに積極的に参加するとともに、後継者を育成しよう
- みんなで守山の歴史・文化を再発見しよう
- 文化財の保護・活用を支えるボランティアに参加しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
市民ホール（大ホール）の利用者数	人	144,027	150,000	
市美術展覧会入場者数	人	1,502	2,000	
市民文化会館の自主文化事業参加者数	人	31,829	32,000	
文化・芸術に接する機会があった市民の割合	%	41.7	70.0	アンケートより
活動ボランティア団体数	人	6	7	
文化財啓発事業の参加者数	人	4,868	5,000	
地域の歴史や文化財について人に話すことができると答えた市民の割合	%	15.2	33.0	アンケートより

【関係課・室】文化・スポーツ課、文化財保護課、公文書課

【関連計画等】守山市文化振興アクションプラン（平成26年度～平成30年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



2-

1

地域福祉

施策の方針

すべての市民が人として尊厳をもち、住み慣れた家や地域社会の中で、年齢や障害の有無、家庭状況にかかわらず、いきいきと安心して暮らしていただける地域福祉社会づくりに取り組みます。

現状と課題

- 自治体の責任で取り組むべき社会保障・社会福祉とは別に住民活動の基盤としての小地域活動（暮らしを支え合う身近な関係）を進展させ、住民参加の福祉のまちづくり活動を推進する必要があります。
- 少子高齢化の進展や子育て支援問題、高齢者の介護問題等の生活課題、また、虐待や発達障害の問題、引きこもりなど新たな問題も発生しています。
- 今後、民生委員や福祉協力員等地域福祉の担い手の連携を強めることが必要であり、新たな地域福祉の担い手づくりを進め、地域の実情に応じた取組を展開していく必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
地域福祉意識の醸成	地域福祉の意識啓発	○市民意識の向上と福祉教育の推進 ○人権意識の向上
支え合う地域福祉の推進	市民等による地域福祉活動への支援	○住民同士が支え合える関係づくりの推進 ○みんなが利用できる活動拠点の確保の支援
	地域福祉を担う人材の確保・育成	○ボランティア活動へのきっかけづくり ○福祉活動を行う上での研修などの充実と地域ボランティアの育成
安心ネットワークの推進	地域福祉を支えるネットワークの整備	○住民同士が支え合える関係づくりの推進 ○守山市社会福祉協議会、学区社会福祉協議会と連携した福祉の推進
	相談体制の整備	○身近な相談活動の推進 ○日常生活自立支援事業および成年後見制度の推進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 身近な住民同士が支え合う気運づくりに努めよう
- 地域で助け合うボランティア活動を育成しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
民生委員の数	人	152	152	
困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	%	57.8	70.0	アンケートより

【関係課・室】健康福祉政策課、地域包括支援センター

【関連計画等】守山市地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



2-

2

障害者（児）福祉

施策の方針

障害の有無にかかわらず、ともに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現をめざします。

現状と課題

- 障害手帳の交付数が増加しており、障害のある人の地域での生活を支援するため、様々な施策を行ってきました。今後とも、障害の有無に関係なく、誰もが住み慣れた地域社会の中でいきいきと暮らしていける地域社会づくりが必要です。
- グループホームなど、住む場所の整備が求められるとともに、地域における見守りや支え合い、成年後見制度の利用促進等、幅広い受け皿づくりが必要です。
- 障害のある人の地域生活を支援するため、障害の種別に関わらない、障害に関する総合的な相談窓口の設置が必要です。
- 障害のある人がいきいきと暮らしていけるためにも就労支援は欠かせないことから、今後も湖南地域・働き暮らし応援センターと連携して多様な就労支援・就労定着を図る必要があります。
- 障害のある児童には、乳幼児期から就労期まで一貫した発達支援を行っており、今後も、児童の将来に向けての自立や社会性の育成を目指して、多方面からの支援が必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
啓発・広報の充実	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	○障害福祉サービス等の情報提供の充実 ○手話通訳者の確保・養成
	交流・ふれあいの推進	○各種交流の場の確保 ○障害者への理解を深めるための福祉教育の推進
生活支援の充実	地域における自立生活支援の推進	○自立支援給付事業、地域生活支援事業の推進 ○グループホームの整備
	権利擁護の推進	○成年後見制度の利用支援および啓発 ○日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用支援および啓発 ○障害者虐待防止法に基づく虐待防止体制の整備と啓発 ○障害者差別解消法に基づく啓発の実施・支援
雇用・就労、生きがいづくりの充実	障害者の就労支援と場の拡大	○就労支援体制の充実 ○障害者総合支援法に基づく就労支援の推進
	文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	○障害者スポーツ活動の充実 ○レクリエーション活動の充実
教育・育成の充実	発達障害児（者）に対する支援体制の充実	○発達支援センターを中心とした支援体制の充実 ○特別支援教育に対する地域の理解の促進
	保育・教育における支援体制の充実	○療育・言語指導などの早期発達支援体制の充実 ○発達相談・就学相談・通級指導などの特別支援教育の充実

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 地域で障害者（児）を支えよう
- 地域の行事などに障害者（児）が参加しやすい環境づくりに取り組もう
- 特別な教育的ニーズのある児童生徒を地域全体で支える仕組みをつくろう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
グループホームの数（市内）	箇所	10	12	
未就園児の早期療育参加者数（のびのび教室、あゆっ子教室）	人	61	65	
障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	34.4	50.0	アンケートより

【関係課・室】 障害福祉課、発達支援課、学校教育課

【関連計画等】 もりやま障害福祉プラン2015（平成27年度～平成32年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



2-

3

高齢者福祉

施策の方針

高齢者が生涯にわたって、住み慣れた家庭や地域社会で安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 本市の高齢化率は20.28%（H27年10月末）に達し、高齢化が進みつつあり、今後も高齢化率は上昇すると予想されます。
- 高齢者がいきいきと暮らしていくためには、多様な暮らし方に対応した生きがいづくりの場や交流の場、就労の機会など、高齢者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。
- 高齢化が進むとともに、認知症高齢者が増加しているため、地域包括支援センターによる介護予防教室の開催や認知症の人や家族の支援等の取組と併せ、認知症高齢者の地域での見守りを充実させていくことが必要です。
- 相談件数の増加や困難事例への対応、高齢者の尊厳の保持等のため、地域包括支援センターの機能強化や関係各課との連携が必要です。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送れるよう、多職種（医療・介護関係者等）間の連携支援や在宅療養の支援体制の強化を図ることが必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
高齢者の社会参加の促進	生きがいづくりと居場所づくりの推進	○老人クラブ活動の支援 ○ボランティア活動の推進
介護予防と生活支援の充実	介護予防の効果的な取組	○一般介護予防の推進 ○新しい総合事業の推進
	生活支援サービスの充実	○高齢者福祉サービスの充実 ○生活支援サービスの推進
地域ケアの推進	地域包括ケアシステムの推進	○地域包括支援センターの機能強化 ○認知症対策の充実 ○在宅医療と介護の連携の推進
高齢者の尊厳の保持	高齢者の尊厳保持	○高齢者虐待の防止に向けた取組の充実 ○権利擁護に関する取組の充実

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 高齢者の生きがいづくりと地域での居場所づくりを進めよう
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりをしよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
要介護認定率	%	17.1	18.7	
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	35.9	50.0	アンケートより

【関係課・室】 高齢福祉課、地域包括支援センター、すこやか生活課
 【関連計画等】 守山いきいきプラン2015（平成27年度～平成29年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

2-4

就学前教育・児童福祉

施策の方針

幼児期は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもが健やかに成長し安心して子育てができる環境の充実に取り組めます。

次代を担う社会の宝である子どもを安心して生み育てられるとともに、子どもたちが笑顔で健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であるため、地域の人や自然、文化とのふれあいの機会を通して、豊かな心とたくましい体を培う必要があります。
- 本市には、公立・私立合わせ、保育園・幼稚園がそれぞれ6園、こども園も7園あり、今後、それぞれの園での園児交流や小学生との計画的な交流を図る等、それぞれの連携を深めていく必要があります。
- 今後も、幼児一人ひとりに応じた適切できめ細やかな保育・教育を実現するために、計画的な人員配置や職員研修を行っていく必要があります。
- 核家族化が進む中、子育て体験や知識の伝承が行われにくく、子育てに不安を抱いたり、孤立してしまう家庭が増えることが懸念されています。そのため、子育て情報の共有や子育ての仲間づくりを行うなど、地域で子育てを支え合える環境づくりも求められます。
- 本市で取り組んできたファミリーサポートセンター事業や放課後児童健全育成事業等について、今後も利用者の増加への対応等を継続的に取り組んでいく必要があります。
- 家族形態や就労・通勤形態の多様化などによって、延長保育、休日保育や病児・病後児保育など多様な保育ニーズがあり、本市でも延長保育への全園対応等に取り組んできました。今後とも、利用ニーズを踏まえた保育の提供に努めるとともに保育士の確保が求められます。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
豊かな心の育成	家庭教育の推進	○家庭の教育力の向上 ○家庭教育の充実に向けた啓発活動
	地域交流の促進	○地域活動への参加促進 ○保育園・幼稚園・認定こども園の施設開放
就学前教育の充実	教育環境づくり	○保育園・幼稚園・認定こども園と小学校等との円滑な連携による学びの連続性の充実 ○保育士および教職員等の資質向上
児童の健全育成	子育て支援環境づくり	○児童虐待防止ネットワークの充実 ○子育てを支えるネットワークの充実
	児童健全育成事業の推進	○放課後児童クラブ室の充実 ○児童館の充実
保育の充実	保育内容の充実	○多様な保育事業の展開
	保育施設の整備	○市立保育園の施設改修（および民営化）
子どもを生き育てやすい環境づくり	妊娠期からの早期支援の充実	○ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 地域住民と子どもたちとの交流により、自然体験や地域活動体験の機会を充実させよう
- 未就園の親子を支える地域のボランティアに参加しよう
- 子育ての悩みや不安を話し合える場づくりに地域で取り組もう
- 住民同士の子育て支援の取組を進めよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
3年制保育の実施園	箇所	13	13	私立認定こども園を含む
保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合	%	33.8	51.0	アンケートより
保育園（認定こども園を含む）の定員	人	1,720	1,860	私立保育園を含む
安心して子どもを生き育てられるまちと思う市民の割合	%	46.1	51.0	アンケートより

【関係課・室】 こども課、こども家庭相談課、すこやか生活課、学校教育課

【関連計画等】 守山市子ども・子育て応援プラン2015（平成27年度～平成31年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢

2-5

健康づくり・保健予防

施策の方針

市民一人ひとりが生涯を通じて健康を保持・増進し、主体的に健康づくりが実行できるまちづくりを進めます。

心身とも健康で生きがいを持ち、健康寿命（日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間）の延伸と生活の質の向上を目指します。

現状と課題

- 今日、ライフスタイルや食環境の変化などにより、高血圧症や糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加しています。これらを予防するためには、若い頃から健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくり対策が重要です。
- 「一次予防」を進めるには、健康に対する正しい知識を学び、自分に合った健康づくりを実践することが必要です。市民の健康意識の向上を図り、主体的な健康づくりを進めることができる環境整備と支援が求められています。
- 死因の6割を占める生活習慣病を予防するためには、一次予防に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のための健（検）診を受診し、日頃の生活習慣を見直し、健康を管理することが必要です。特に、30～50歳代の働き盛り層の健（検）診受診率が低く、より効果的な周知方法の検討や受診しやすい体制を整え、受診率向上に努める必要があります。
- 母子保健事業については、少子化、核家族化が進行し、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担が増大しています。安心して妊娠・出産・子育てができるための、新しい母子保健施策の展開を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を計画的に進める必要があります。
- 自殺対策として、こころの健康づくりやうつ病などの精神疾患の正しい知識の普及に努め、自殺対策講演会等の実施に取り組んできましたが、今後とも、講演会等を通じて啓発を進めるとともに、地域での見守りや相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 歯科保健に対する意識は年々高まり、特に、乳幼児期のむし歯数は大幅に減少しました。しかし、高齢化や生活習慣病の発症の増加が予測されることから、心身ともに健康で快適な生活を過ごすためには、歯の健康の保持、口腔機能の維持向上を図ることが必要です。子どものむし歯の発生を抑制し、高齢者や障害のある人に対しても更に取組を進めていく必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
健康の意識づくり	普及啓発	○ 広報・パンフレット等による健康づくりへの意識啓発 ○ 健康推進員による啓発活動
健康づくりの推進	健康づくりの推進	○ 健康教育・健康相談の実施 ○ 学校や関係団体等との連携による健康づくりの推進
	食育の推進	○ 生涯を通じた食育の推進 ○ 食を営む力の向上
疾病の予防	疾病予防の推進	○ 健康診査やがん検診の実施 ○ 生活習慣病の発症予防や重症化予防のための取組
母子保健の充実	母子保健事業の充実	○ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施 ○ 育児相談、育児教室の開催
歯科保健の充実	歯科保健の充実	○ フッ化物洗口事業の実施 ○ 歯科保健教育の実施
精神保健の充実	精神保健の充実	○ 正しい知識の普及と社会的理解の促進 ○ うつ病予防・自殺対策の推進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 自分の健康は自分で守る意識をもち、健康管理、健康づくりをしよう
- 地域でのスポーツ活動を通じて、健康づくりと仲間づくりに取り組もう
- 食育を通じて、世代間交流や地域における交流機会を推進しよう
- 近所で誘い合って健（検）診を受け、地域で健康の「輪」を広げよう
- うつ病や自殺の引き金になる孤立を防ぐため、精神保健に対する理解に努めよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
成人肥満者の割合（男性）	%	25.0	15.0	成人肥満者（BMI \geq 25.0） 特定健康診査実施結果より
成人肥満者の割合（女性）	%	17.6	10.0	
メタボリックシンドロームの該当者 および予備群の割合	%	27.0	24.3	
運動や食事など、健康に気をつけて いる市民の割合	%	75.2	90.0	アンケートより
麻しん・風しんの予防接種率	%	96.3	95.0	
特定健康診査の受診率	%	39.4	60.0	守山市国民健康保険 特定健康診査等実施計画より
特定保健指導の受診率	%	31.3	60.0	守山市国民健康保険 特定健康診査等実施計画より

【関係課・室】 すこやか生活課

【関連計画等】 第2次健康もりやま21（平成25年度～平成34年度）、第2期守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）、第2次守山市食育推進計画（平成28年度～平成34年度）、守山市生涯歯科保健計画（平成26年度～平成34年度）、すこやかまちづくり行動戦略（平成28年度～平成32年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢

2-6

医療

施策の方針

市民が地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、総合的な医療体制の充実に努めます。

現状と課題

- 急速な高齢化の進展や、国の医療施策（地域医療構想）等により、将来において、病床や医療体制の不足が懸念されることから、健康寿命延伸の取組と併せ、地域における医療体制や介護体制の充実が必要です。
- 本市では、市内だけでの救急対応が十分でないことから、湖南医療圏域内4市で連携し、圏域内の医療機関の協力により、休日・夜間における救急医療体制を整備しています。平成26年4月からは、湖南広域休日急病診療所を済生会滋賀県病院前に新築移転し診療を開始しましたが、一次救急と二次救急の機能分化を図るため、受診行動の適正化を図る必要があります。



守山市民病院

主要施策

項目	施策名	施策の概要
地域医療の充実	地域完結型医療体制の構築	○ 病病診・在宅・福祉行政の包括的な連携の充実 ○ 医療機関の役割強化
	市民病院の地域医療体制（在宅含む）充実	○ 組織・機能の整備推進
救急医療の充実	救急医療体制の整備・充実	○ 市民病院の救急医療受入れの充実 ○ 休日・夜間における救急医療体制の充実

「『わ』で輝かせよう」への取組

- かかりつけ医（ホームドクター）をもとめ
- 患者・家族を中心に、病院と地域医療・福祉・介護の関係者などが連携を図り、地域医療を支援しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
自宅での死亡者割合	%	16.5	20.0	草津保健所 事業年報より（守山市内分）
必要な時に安心して医療サービスを受けられている市民の割合	%	73.2	80.0	アンケートより

【関係課・室】 すこやか生活課、市民病院、地域包括支援センター

【関連計画等】 守山市いきいきプラン2015（平成27年度～平成29年度）



守山市民病院

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



2+

7

母子・父子福祉

施策の方針

精神的・経済的に多くの悩みを持ち、育児と仕事の両立が困難なひとり親家庭の生活安定と子育て支援の両面から施策を推進し、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援します。

現状と課題

- 近年、離婚の増加などにより、ひとり親家庭の数が増加しています。また、昨今の経済状況により、ひとり親家庭の就労や経済的支援に関する相談も増加しており、更なる生活の安定や自立に向けた支援が求められています。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
相談・指導体制の強化	相談業務の充実	○ひとり親家庭相談の充実 ○家庭児童相談の充実
母子・父子家庭の生活安定	経済的支援	○児童扶養手当の支給 ○各種福祉資金の貸付および各種給付金の支給
	自立生活支援	○就労相談の充実 ○日常生活支援の充実

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 地域で母子・父子家庭を支えよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
高等職業訓練促進給付金の受給者数	人	6	10	
自立支援教育訓練の受講者数	人	0	5	
日常生活支援事業支援員の登録者数	人	35	40	

【関係課・室】 こども家庭相談課

【関連計画等】 守山市地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）、守山市就労支援計画（平成24年度～平成28年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



2-8

低所得者福祉

施策の方針

生活に困窮する市民に対して問題解決のための制度や支援策等、適切な助言や各関係機関との連携を行い、早期に問題解決ができるよう支援体制の強化に努めます。

現状と課題

- 本市における生活保護の被保護世帯数は、年々増加しており、相談件数も増加しています。
- なかでも、生活保護に至らない低所得者による生活相談が激増しており、生活支援相談室等との連携により対応しているところです。その中で、初回面接を担当する相談員の適正配置が重要であり、相談支援体制の充実が相談者の早期自立支援につながると考えられます。
- また、被保護者の保護受給期間が長期化する傾向にあり、被保護者の自立のため、各関係機関と連携した支援体制の強化を進める等、生活相談から就労支援まで切れ目なく支援する体制づくりが求められます。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
相談・指導体制の強化	相談体制の充実と整備	○生活支援相談室による自立相談支援
低所得者の生活安定	生活基盤の整備	○生活保護の実施 ○行旅病人・死亡人への対応
	自立生活の支援	○各種施策の活用と指導 ○就労による自立支援

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 生活に困窮した時は、まずは相談に出向こう
- 地域でコミュニケーションをとったり、悩みを聞いたり相談できるような絆をつくろう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
就労可能者のうち、未就労者の割合	%	43.0	10.0	就労支援プログラムによる自立支援

【関係課・室】健康福祉政策課

【関連計画等】守山市地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



2-9

保険・年金

施策の方針

保険・年金制度は、国民すべての健康や安定した暮らしを支え合うための仕組みであり、その制度が将来にわたって継続し、安心して生活できるよう制度の適正な運営に努めます。

現状と課題

- 国民健康保険制度、介護保険制度、国民年金制度等は、国民の健康や安定した暮らしを支えるうえで重要な共助システムです。
- 国民健康保険制度の適正な運営のためには、保険料の収納率向上や適正受診に加え、健康意識の高揚や疾病の予防、早期の発見・治療、重症化予防に努める必要があります。
- 福祉医療費助成事業については、対象者の増加や医療費の上昇などにより、今後も福祉医療費の一層の増大が見込まれることから、福祉施策全般および医療制度との整合性を図りつつ、持続可能な制度運営を図る必要があります。
- 高齢者が増加傾向にある中、介護や支援が必要な状況になっても、人としての尊厳を保ちながら自分の望む暮らし方ができるよう、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービスが提供されるよう、介護給付の適正化を図る必要があります。
- 若年層を中心に国民年金制度の趣旨が十分に理解されず、未加入者や未納者が増加しつつあります。老後などの生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の広報啓発に努める必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
国民健康保険の推進	国民健康保険事業	○国民健康保険税の収納率の向上 ○医療費の適正化
福祉医療費助成の実施	福祉医療費助成事業	○乳幼児および障害者、ひとり親家庭などの保健の向上と福祉の増進 ○子育て世代への経済支援による少子化対策の実施
介護保険の推進	介護保険サービスの充実	○居宅サービスの充実 ○介護給付の適正化に向けた取組 ○地域密着型サービスの推進
	家族介護支援の充実	○家族介護支援の充実
国民年金の推進	国民年金事業	○国民年金制度の広報啓発の実施 ○国民年金に関する相談の充実

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 医療や介護の保険制度はお互いが助け合うための制度であることについて、一人ひとりの理解を深めよう
- 保険料（税）を大切に使うためにも適正な受診を心がけよう
- 地域ぐるみで健康づくりを推進しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
国民健康保険税の収納率	%	93.9	94.0	現年度分
介護保険料の収納率	%	99.3	99.5	現年度分

【関係課・室】 高齢福祉課、国保年金課、地域包括支援センター、すこやか生活課

【関連計画等】 守山いきいきプラン2015（平成27年度～平成29年度）、守山市国民健康保険データヘルス計画（平成27年度～平成32年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢

3-1 農水産業

施策の方針

将来にわたって安全・安心な農産物の安定供給を図ります。

琵琶湖の水質改善や外来魚の駆除など漁業環境を守るとともに、地元水産物の振興等により、古来より食生活の一端を担ってきた琵琶湖の漁業の伝統を守ります。

現状と課題

- 本市の経営耕地面積は都市化の進展にともない、特に市街地での農地の減少が進んでいます。また、農家の高齢化や後継者不足により、農家数は減少傾向にあります。
- 今後、大規模化による農業の効率化や持続可能な農業経営の支援、集落営農組織の法人化支援等に取り組む必要があります。
- 農業の基盤となる土地改良施設等は造成から数十年が経過し、老朽化が進んで改修の時期を迎えていることから、計画的・効果的・経済的な更新整備が必要となっています。
- 地産地消の推進や農産物のブランド化など、地元農産物の振興や農業の6次産業化を進めていくことが重要です。
- また、農業のもつ多面的機能の維持を図るため、地域ぐるみで農村の環境を守る活動に参加していくことが必要になってきています。
- 湖上漁業や内湖における淡水真珠の養殖は、水質悪化や藻の異常繁茂等により、大きな打撃を受けてきました。さらに、ブラックバス等の外来魚やカワウによる食害などの影響も加わり、漁獲高は減少の一途をたどっています。
- 外来種の駆除等、水産資源の回復を図るほか、地元水産物の普及PRを行い、水産業の振興を図る必要があります。



もりやまフルーツランド

主要施策

項目	施策名	施策の概要
農業農村の基盤整備	農業基盤・農村環境の整備	○土地改良施設の更新整備 ○農地、農道、農業用水路などの整備
	優良農地の保全	○農業振興地域整備計画に基づく農地の保全 ○農地の集積・集約化による農地の有効利用
農業経営の基盤強化	経営所得安定対策の推進	○経営所得安定対策の推進 ○地産地消の推進
	担い手農家の育成	○担い手の農業経営の支援 ○新規就農者の育成確保
環境にやさしい農業の展開	環境負荷軽減の取組	○環境こだわり農業の推進 ○農業濁水防止の取組の推進
	農村環境の保全の取組	○多面的機能支払交付金事業の推進 ○耕作放棄地等を活用した市民農園の推進
水産業の振興	水産資源の回復	○ゆりかご水田の推進 ○水産多面的機能発揮対策事業の推進
	地元水産物の振興	○漁港の維持・改良 ○琵琶湖産魚PR事業の実施

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 日々の食生活にできるだけ多くの地元農産物を取り入れよう
- 子どもの農業体験により、地域農業への誇りと食の大切さを実感する機会をつくろう
- 誰もが地域の農村環境を守る活動に参加しよう
- 琵琶湖の景観と生態系を守るため、市民みんなで琵琶湖の清掃活動に参加しよう
- 守山の伝統食である琵琶湖の魚を食べよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値		目標値		備考
		平成26年度	平成32年度	平成26年度	平成32年度	
認定農業者数	経営体	95	105	95	105	毎年5経営体×6年増加
大規模農家への農地の集積面積	ha	844	880	844	880	毎年40ha×6年増加
地元の農産物を意識して買っているという市民の割合	%	42.2	65.0	42.2	65.0	アンケートより
ニゴロブナの漁獲高	kg	2,185	3,870	2,185	3,870	

【関係課・室】 農政課

【関連計画等】 守山農業振興地域整備計画（平成29年度～平成38年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



3-2 商工業

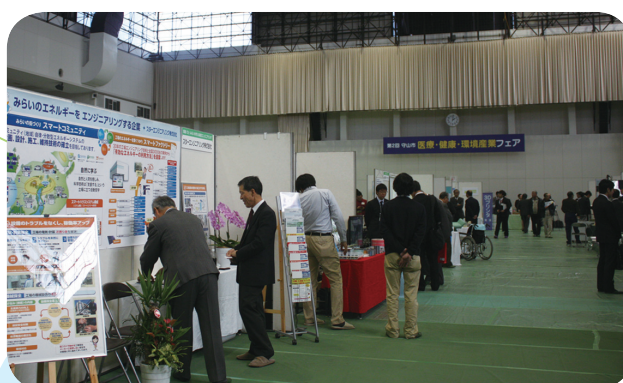
施策の方針

工業の振興を図ることで地域に活力を生み、持続的な経済の活性化や市民生活の安定を促進し、いきいきとしたまちづくりを進めます。

地域に根ざし、消費者が魅力を感じる商品の販売やきめ細かなサービスの提供に努めることで、商業全体の質の向上を図ります。

現状と課題

- 市内の工業は、生産額等横ばいで推移しています。
- 市内の工業団地である、古高工業団地は、開発区域が80%を超えていることもあり、今後、成長が期待される企業を誘致するためにも工業用地を拡張していく必要があります。
- 企業の活性化を図るため、異業種間の交流の機会づくりとして、医工連携懇談会や産業フェアを開催し、商品開発等が期待されています。
- 今後は、医工連携だけでなく、地域の特産を生かした成長分野を中心に、地域産業の活性化を継続していく必要があります。
- 多様化する消費者のニーズに応えられる魅力ある商品や満足度の高いサービスの提供が求められていますが、市内中心市街地の商店街では空き店舗が目立つなど、活力の低下がみられます。
- 本市では、中小企業者を対象とした融資制度等を設けていますが、事業者のニーズに対応した支援制度の検討が求められています。
- 市民の商店街に対する関心を高めるため、もりやま夏まつり、もりやまいち等のイベントを開催しています。継続して商店街の魅力をPRするイベントや情報発信を行う必要があります。



医療・健康・環境産業フェア

主要施策

項目	施策名	施策の概要
工業基盤の整備	企業誘致の推進	○古高工業団地の拡張などによる一層の工業適地の確保 ○企業誘致活動の推進
工業の高度化	企業の活性化対策	○企業訪問活動の実施 ○ビジネスマッチングの充実
	企業への支援活動	○中小企業の経営安定化に向けた資金の貸付 ○創業支援および就業促進の充実
商業・サービス業の振興	経営相談・指導の充実	○経営相談の実施 ○経営指導の実施
	経営基盤の強化	○中小企業の経営安定化に向けた資金の融資 ○異業種間の連携促進
商店街の活性化	商業空間の創出	○中心市街地の基盤整備 ○まちなかにぎわいイベントへの支援
	商業活性化	○創業支援および就業促進の充実 ○中心市街地活性化の推進

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 市内の産業・工業を知り、応援しよう
- 地域に根ざした活動を企業と地域の連携で行い、良い関係を築こう
- 市内の商店・商店街で買物をしよう
- 地域行事と商店街の連携により、地域コミュニティの推進につなげよう

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
製造品出荷額	億円	2,415	3,975	守山市統計書より
事業所数	所	112	152	工業統計調査より
1事業所あたりの販売額	万円	19,992	20,000	守山市統計書より
商店数	店	499	750	
主な買物先が守山市内の商店・商店街であるという市民の割合	%	56.7	70.0	アンケートより

【関係課・室】 商工観光課
【関連計画等】 守山市商業活性化基本計画

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



3-3 観光

施策の方針

琵琶湖や河川の美しい水景や田園風景、ホテルなどの豊かな自然と史跡や伝統文化等の歴史的資源など、豊かな観光資源を活用し、観光客のニーズに対応した観光の振興を図ります。

現状と課題

- 市内には、湖岸地域の自然環境、中山道や下之郷遺跡等の歴史文化資源等、数多くの観光資源があります。これらの資源を生かして、観光ルートの設定やツアーの実施、レンタサイクル事業等、誘客促進を進めてきました。引き続き、市内の観光資源のPRを行うと同時に、近隣市および滋賀県と連携した広域的な観光事業の推進を図る必要があります。
- また、地域の物産品の研究開発に取り組んできましたが、当面、市内産品の紹介と認知度向上を図り、販売促進につなげていく必要があります。
- 北部地域においては、豊かな自然環境や湖上交通など優れた立地条件を生かして誘客促進を図っておりますが、より密に様々な関係団体・企業と連携を図り、当該地域が本市の北の玄関口に相応しい姿に向かうよう努める必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
観光資源の活用	地域資源の活用	○自然等の地域資源の掘り起こしと活用 ○歴史・文化資源の掘り起こしと活用
観光客の誘客および受け入れ体制の充実	観光事業の推進	○観光物産協会事業への支援 ○市内周遊観光の推進
	広域観光の推進	○近隣市と連携した体験・交流型観光の推進 ○湖南地域観光振興協議会による事業の推進
観光サービス業の振興	観光物産の育成	○特産品づくりの促進 ○観光物産販売拠点の整備

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 地域の観光資源の掘り起こしを通じて、地域コミュニティを育成しよう
- 市民手づくりのマップや案内板など、温かみのある市民目線の観光展開をしよう
- 観光ボランティアを増やし、みんなで守山の良さを伝えよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
観光客入込数	人	1,165,900	1,250,000	県観光入込客数統計調査より
歴史・自然・文化など地域の資源を生かした観光をしていると思う市民の割合	%	15.0	30.0	アンケートより

【関係課・室】 商工観光課、地域振興課
【関連計画等】



もりやま夏まつり

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



3-4

勤労者福祉・就労支援

施策の方針

すべての勤労者や求職者が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいをもって安心して働くことができるよう、就労環境の整備や勤労者福祉の向上に努めます。

現状と課題

- 景気は緩やかに回復傾向にあるものの依然として厳しい雇用情勢が続いていることから、ジョブプラザ 守山等と連携を図り職業紹介等を行うとともに、就労安定推進員により相談等を推進し、就労機会を確保します。
- 今後、一層の進展が想定される高齢化への対応や、誰もが平等に就労機会が提供されることが必要です。
- とりわけ、高齢者の就労経験を生かした就労の機会を提供する場として、シルバー人材センターの活動を支援しており、今後とも高齢者の雇用対策の検討が必要です。
- 中小企業の福利厚生や労働者の職場環境の維持向上に向けた施策として、守山野洲勤労者福祉サービスセンターへの補助や地区労働者福祉協議会への補助を実施しています。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
就労支援の推進	就労機会の確保への支援	○各種機関と連携した就労支援 ○同和地区住民の就労・雇用促進の支援
	働き方への啓発	○仕事と家庭・地域生活の調和に向けた啓発
勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実	○中小企業勤労者福祉共済制度の加入促進 ○各勤労者福祉団体への支援

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 仕事と家庭・地域生活のバランスのとれた生活を心がけよう
- 事業者は誰もが働きやすい就労の場づくりに努めよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
ジョブプラザ守山利用者における就職者数	人	531	700	
シルバー人材センターの登録者数	人	695	750	
仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合	%	41.7	70.0	アンケートより

【関係課・室】 商工観光課

【関連計画等】 湖南地区就労支援計画（平成28年度～平成32年度）、守山市就労支援計画（平成24年度～平成28年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



3-5 危機管理

施策の方針

地震や台風等の自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃事態等と危機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制の確立に向けた取組を実施します。

現状と課題

- 近年、インターネット犯罪や食品の安全性を巡る事件、ひったくりや不審者情報の増加、様々な伝染性疾患の発生など予測できない危機事象が多発しています。また、国民保護法が想定する武力攻撃事態や緊急処理事態（大規模テロ）など、新たな危機事象への備えも必要です。
- このような国内外問わず、様々な発生事案に迅速に対応できるよう、国や県、関係機関との密接な連携や対応システムの運営を維持していくことが重要です。
- また、不測の事態に備え、様々な事案のマニュアル化や対策シミュレーションを実施していくことも必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
危機管理対策の推進	感染症予防対策	○ 感染症予防に向けた周知啓発および早期受診の支援 ○ 医師会との協働による施策対応の推進
	武力攻撃事態等対策	○ 正確な情報の収集および共有化 ○ 県・消防・警察・学校・自治会等との連携による情報提供体制の整備充実
市役所における危機管理対策	危機管理意識の高揚	○ 危機管理マニュアルを定期的に全職員で点検・是正 ○ 不測の事態を想定した危機対策シミュレーションの実施
	危機発生時の予防および緊急対応	○ 正確な情報の収集および共有化 ○ 関係機関等との連携および情報の提供

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 緊急事態発令時には、速やかに避難できる体制を整えよう
- 感染症の拡大期には、不要な外出の回避、マスク・手洗い・うがいの励行等、感染症の蔓延を予防しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
危機管理のための訓練の実施	回	2	4	予防・緊急対応シミュレーション（各2回/年）

【関係課・室】 危機管理課、総務課、すこやか生活課、市民病院

【関連計画等】 守山市危機管理計画、守山市新型インフルエンザ等対策行動計画、守山市国民保護計画、守山市地域防災計画

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



3-6

防災・消防・救急

施策の方針

災害を未然に防止し、災害から市民の生命・身体・財産を守るため総合的な防災体制を図り、市民の安全・安心の確保に努めます。

生涯にわたって安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応できる消防と救急の質の向上に努めます。

現状と課題

- 近年、日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっており、今後も、行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制や防災機能の強化を図るなど、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 災害時における避難場所の確保や円滑な復旧のため、民間機関との間で災害時の応援協定の締結を進める等、災害時への備えに取り組んできましたが、今後とも、民間との一層の連携強化が求められます。
- また、防災設備や資材等についても、計画的な更新を行う等、適正な管理を行っていくことが必要です。
- 本市の常備消防については、湖南地域の4市間で湖南広域消防局を組織し、広域的な体制の中で消防設備や装備等の充実を図っています。
- 建物が高層化し、住宅の構造が複雑になるのに伴い、火災等の災害は多様化かつ大規模化する傾向にあり、これに対応できる消防力の強化が求められています。
- 非常備消防としては消防団が組織され、地域での消防活動、火災予防活動などを通じて地域住民の安全・安心な生活の確保に努めていますが、消防団員の確保が難しくなっており、地域の防災を担う人材の確保が必要になっています。
- 救急業務の要請は、年々増加傾向にあります。今後も増大することが予想されるため、迅速かつ的確に対応した救急活動が行えるよう、体制を強化していく必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
防災体制の整備	防災組織の強化	○自主防災組織の育成強化 ○民間機関等との災害時における応援協定の充実
	防災意識の普及・啓発	○防災研修会の実施 ○防災マップや個別マニュアルの作成および普及啓発
防災機能の整備	防災機能の周知促進	○避難場所の確保および周知促進 ○消火栓・防災備蓄倉庫設置箇所等の周知促進
	防災機能の整備	○防災資機材の整備 ○備蓄倉庫等の防災拠点整備
消防力の強化	防火意識の普及啓発	○火災予防に向けた巡回啓発の実施 ○防災教室・講習会の実施
	消防施設の整備	○自主防災組織に対する活動支援 ○消防団の充実強化
救急・救助体制の強化	応急手当知識の普及	○普通救命講習会の実施 ○AEDの普及啓発、受講者の促進
	救急業務の高度化	○救急医療機関との連携強化 ○高規格救急車の配備・活用

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 非常時の連絡網の整備や要援護者の把握など、ご近所の底力による防災活動を推進しよう
- 防災研修会や防災教室などに積極的に参加するように呼びかけよう
- 災害時の対応の仕方について、地域で定期的にチェックしよう
- 地域ぐるみで消防意識を育もう
- 普通救命講習会へ積極的に参加しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
総合防災訓練を実施した自治会数	自治会	33	45	
防災施設等整備補助金を活用した自治会数	自治会	68	60	
食物アレルギー対応型非常用食糧の備蓄数	食	27,500	27,500	
災害時の対応について家族や隣近所で話し合っている市民の割合	%	35.8	45.0	アンケートより
消防団員の充足率	%	100.0	100.0	
消火栓の設置箇所数	箇所	2,375	2,475	
救急救命講習会の参加者数	人	1,804	1,600	
救急救命士数	人	83	90	
AEDを操作できる市民の割合	%	31.6	40.0	アンケートより

【関係課・室】 危機管理課

【関連計画等】 守山市地域防災計画

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



3-7 交通安全・防犯

施策の方針

市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することで、交通事故のないまちづくりをめざします。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民一人ひとりの意識を高め、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、市民と行政が一体となって安全で住み良い地域社会の実現をめざします。

現状と課題

- 本市の交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者や自転車事故、若年ドライバーの事故は依然として高い水準にあります。
- 地域からの要望を受けて警察署と連携のもと、幼稚園や小学校、老人クラブ等、子どもから高齢者まで幅広く市民を対象に交通安全教室を実施してきました。今後は、若年層や高齢者等、対象者ごとに効果的な啓発を実施していく必要があります。
- 関係機関と連携し、放置自転車対策や児童・生徒の安全な通学環境作り、交通安全施設の充実等に取り組んでいく必要があります。
- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。本市では、警察をはじめ関係団体や地域等により各種防犯協議会が組織され、防犯活動や有害環境の浄化活動を展開しています。
- 少子・高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などにともない、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
交通安全意識の普及	交通安全思想の普及	○交通安全運動による広報啓発 ○交通事故情報の収集・提供
	交通安全教育の推進	○交通安全教室・研修の開催 ○地域交通安全学習への支援
安全な交通環境づくり	安全な交通環境の推進	○交通安全団体の支援等市民参画による交通環境づくりの推進 ○放置自転車・路上駐車対策の推進
	交通安全施設の整備	○交通安全施設の整備による道路の安全確保 ○危険箇所への信号機等の設置等規制要望
交通事故対策の推進	交通事故被害者の救済	○自転車保険等への加入促進
防犯活動の推進	防犯意識の普及啓発	○広報・回覧・ホームページ等による防犯意識の啓発 ○正確な情報の収集、共有および情報提供
	防犯体制の強化および施設の整備	○自主防犯組織等の防犯関係機関との連携の強化および育成・支援 ○防犯灯等の防犯施設の整備の充実
暴力団排除対策の推進	暴力団追放運動の推進	○暴力団追放関係機関との連携強化 ○関係機関との正確な情報の収集および共有
犯罪被害者等施策の推進	犯罪被害者等施策の推進	○犯罪被害者等支援関係機関との連携強化 ○犯罪被害者への支援制度の整備

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 自動車・自転車・歩行者それぞれが交通マナーを高めよう
- 交通事故のない安全で安心なまちづくりに向けて、地域みんなで取り組もう
- 一人ひとりが防犯意識を高め、自分でできる防犯を考えよう
- 隣近所の声かけと地域ぐるみの防犯パトロールに積極的に参加しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
交通事故の発生件数（年間）	件	414	350	年間数値
交通ルールが守られていると思う市民の割合	%	33.9	60.0	アンケートより
犯罪認知件数	件	832	650	
地域での犯罪抑止の取組は十分だと思う市民の割合	%	31.3	50.0	アンケートより

【関係課・室】危機管理課、市民協働課、国県事業対策課、道路河川課、学校教育課、生涯学習課

【関連計画等】第10次守山市交通安全計画（平成28年度～平成32年度）、守山市地域公共交通総合連携計画（平成26年度～平成35年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



3-8 消費生活

施策の方針

市民が安心して消費生活を送れるよう、消費者対策を充実させるとともに、消費者意識の高いまちづくりをめざします。

現状と課題

- スマートフォンの普及により、インターネットがより身近となったことで、通信販売をはじめとした商品販売の形態も多様化し、それに伴ってトラブルも年々多様化しています。自らがトラブル等で被害に遭わないためにも、知識をつける等、未然に防止していくことが大切です。とくに高齢者の被害が全国的にも深刻化しており、より効果的な啓発が求められます。
- トラブルが起きてしまった際には、迅速かつ適切に対応することができるような相談体制を図る必要があります。
- インターネットを利用したことによる子どもの相談も増加しており、学校での消費者教育について、教育委員会と連携して実施する必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
消費者の自立の支援	消費者意識の普及啓発	○啓発紙・出前講座・広報・ホームページ・有線放送等での啓発 ○消費生活に関係する団体の育成・活用および消費者教育の推進
消費者被害への対応	消費生活相談の充実	○消費生活相談、苦情処理の充実 ○消費生活に関する情報の収集、提供
	関係機関との連携強化	○くらしの安全ネットワークによる連携強化

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 積極的に消費者知識を習得し、賢い消費者になろう
- 地域で声をかけ合い、悪質商法被害を防ごう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
消費生活相談の件数	件	751	750	
消費に関わる出前講座の開催数	回	7	14	
消費生活における問題の相談先や制度を知っている市民の割合	%	33.7	50.0	アンケートより

【関係課・室】 市民協働課

【関連計画等】

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



3-9 ユニバーサルデザイン

施策の方針

あらゆる立場の人にとってやさしいユニバーサルデザインのまちづくりをめざします。

現状と課題

- 気軽に助け合える「しくみづくり」「こころづくり」といったソフト面のユニバーサルデザイン化について、地域への出前講座等について強化していく必要があります。
- 「ユニバーサルデザインのまちづくりアクションプラン」では事業ごとに主体的な実行者として行政・市民・事業者のいずれかを設定していますが、これまでは主として行政主体の事業を積極的に実施してきました。市の建築物の新築時等にはユニバーサルデザインの視点を取り入れており、公共建築物におけるユニバーサルデザイン化は一定の成果がみられます。また、市民の協力のもと、朗読や点字など、情報のバリアフリー化も進めています。
- 市民、事業者主体の取組やソフト面の取組を推進させる必要があるため、守山市UDまちかどウォッチャー制度等を生かした啓発・広報活動等の展開が必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
ユニバーサルデザインの推進に向けた「こころづくり」	普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念の普及および啓発の推進 ○出前講座の実施による普及・教育の実施
ユニバーサルデザインの推進に向けた「かたちづくり」	生活環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進 ○だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例等の周知・指導
	情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインに配慮した情報提供の充実 ○朗読・手話通訳の活用等による情報提供の実施
推進体制の充実	推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○守山市UDまちかどウォッチャー制度の実施 ○守山市ユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進会議の活動

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 日常生活においてユニバーサルデザインを意識した行動をしよう
- 住宅や事業所でもユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努めよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の特定施設整備基準適合率	%	32.3	80.0	平成26年度現状値、平成32年度の目標値は計画期間である5年間の平均値を計上
ユニバーサルデザインの取組は重要だと思う市民の割合	%	51.6	70.0	アンケートより

【関係課・室】健康福祉政策課、障害福祉課、建築課、道路河川課

【関連計画等】ユニバーサルデザインのまちづくりアクションプラン、もりやま障害福祉プラン2015（平成27年度～平成32年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



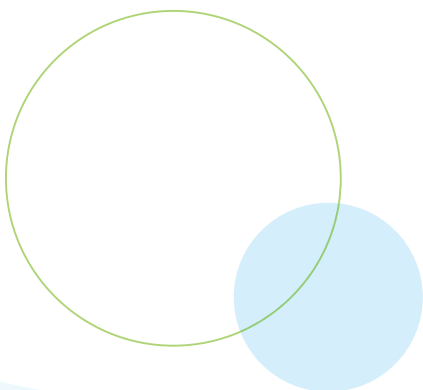
3-10 都市計画

施策の方針

市民が利便性を享受し住みやすさを実感できるとともに、賑わいと活力がある魅力的なまちづくりをめざします。

現状と課題

- 少子・高齢化社会を迎え社会経済情勢が変化する中で、良好な都市環境をつくるために計画される都市計画施設については、効果的・効率的な見直しを図る必要があります。
- 本市では、都市計画マスタープランの見直しや立地適正化計画の策定を進めており、適切かつ効果的・効率的な土地利用を図る必要があります。
- 市民交流ゾーンは、湖南幹線の4車線化に伴い、一層の土地需要が予想されることから、虫食い開発を防止し、良好かつ計画的な土地利用を促し、本市の顔となる空間づくりを促す必要があります。
- 市街化区域と市街化調整区域の発展のバランスに配慮しながら、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、地域住民が主体となって合意をしながら、地域に相応しい良好な住環境の整備に向け、地区計画をはじめとする取組を進めていく必要があります。
- 良好な市街化の街並み形成を妨げている未利用地の活用を図るため、計画的に土地区画整理事業を展開し、秩序ある市街化に努める必要があります。



主要施策

項目	施策名	施策の概要
秩序ある都市基盤の整備	都市計画基本方針の具現化に向けた取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な土地利用の推進を図るための都市計画手法の活用 ○地域コミュニティの維持・活性化への取組を推進 ○良好な市街地の形成に資する空閑地の整序の取組を推進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 地域でまちづくりリーダーを育成しよう
- 地域の特色を生かした地域のまちづくりルールを作成しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
市街地内の空閑地	ha	50	40	

【関係課・室】 都市計画・地域交通課

【関連計画等】 守山市都市計画マスタープラン（平成28年度～平成37年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



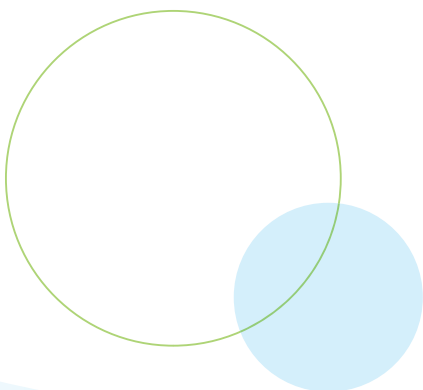
3-11 都市景観

施策の方針

市民が誇りに思う比良・比叡の山並みや、三上山の眺望を確保しつつ、田園景観を保全し、ホテルが舞うみどり豊かな市街地景観を守り、育て、つくり、守山らしい景観形成を推進します。

現状と課題

- 本市には、琵琶湖、野洲川、みどり豊かな田園地帯等の自然環境や、中山道守山宿等の歴史的・文化的資源があり、これらの豊かな自然景観と歴史文化の保全・活用のため、「守山市景観計画」に基づいた取組を進めています。
- これまでに良好な景観形成への指導・誘導や景観アドバイザーの活用、電線類地中化事業等に取り組んできましたが、今後は、近隣自治体と連携した広域景観の形成についても検討していく必要があります。



主要施策

項目	施策名	施策の概要
良好な都市景観の形成	守山らしい景観を保全し創出する景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な建築行為や開発行為をコントロールする中、良好な景観形成を整備 ○地域資源を生かした本市固有の景観の保全、創出の推進 ○景観形成に係る地域活動の支援、推進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 守山らしい美しい景観づくりに積極的に取り組もう
- 周囲と調和のとれた景観のあるまちづくりに取り組もう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
景観サポーターの登録者数	人	0	20	
守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じる市民の割合	%	35.0	60.0	アンケートより

【関係課・室】 都市計画・地域交通課

【関連計画等】 守山市都市計画マスタープラン（平成28年度～平成37年度）、守山市景観計画

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



3-12 住宅・宅地

施策の方針

自然と都市が共存する良好な住環境のもと、様々な生活スタイルをもつ市民の多様なニーズを満ち、住みたいと思える魅力的な住まい、住みたいと思える安全・安心で快適な住まいの実現に取り組みます。

現状と課題

- 本市では、生活環境の充実や交通の利便性から、住宅地としての需要が高く、主に民間によって宅地開発や賃貸集合住宅の建設が進められてきました。
- 市営住宅は、平成26年（2014年）現在7団地ありますが、近年、建築の団地を除き老朽化が進んでいます。今後、市営住宅の長寿命化や適切な維持管理に努める必要があります。
- 本市では、人口の増加傾向が続き、当面は一定量の宅地開発や住宅建築が続いていくものと考えられます。今後、美しい住環境を形成するために、街並みに配慮した住宅デザインへの誘導や指導を民間事業者に対して行う必要があります。また、コミュニティの維持を含めた調和と均衡のある土地利用を進める必要があります。
- さらに、人口増に応じた住宅・宅地の整備の促進に努める必要があります。
- 現在は一定の墓地需要を満ちてはいますが、今後さらなる人口増や定住意識の高まりが予想されることから、需要に対応するため現状把握に努め、墓地の拡充や整備を検討していく必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
住宅の供給	市営住宅等の整備	○市営住宅の長寿命化または建て替え ○高齢者、障害者に配慮した市営住宅の整備
宅地の供給	優良な宅地の整備	○宅地開発の適正指導
建築指導	建築計画等の指導	○安全な建築計画の指導の徹底 ○耐震診断・改修の実地支援
住居表示	住居表示の整備	○住居表示の整備の推進
墓地の整備	墓地環境の整備	○墓地整備事業への補助 ○墓地の需給状況の把握・対象の検討

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 耐震化など安心して住める家づくりに努めよう
- 地域ぐるみで住環境の質の向上に取り組もう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
公営住宅の供給戸数	戸	223	355	市・県営住宅、高齢者優良賃貸住宅の空き家募集による供給戸数（平成18年度からの累計）
耐震性のある住宅ストックの比率 （実績値は、5年ごとの住宅・土地統計調査から推計）	%	85.5	94.4	
墓地の数	箇所	48	48	

【関係課・室】 開発調整課、市民協働課、建築課

【関連計画等】 守山市住生活基本計画（平成21年度～平成32年度）、守山市都市計画マスタープラン（平成28年度～平成37年度）、守山市営住宅長寿命化計画（平成22年度～平成33年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



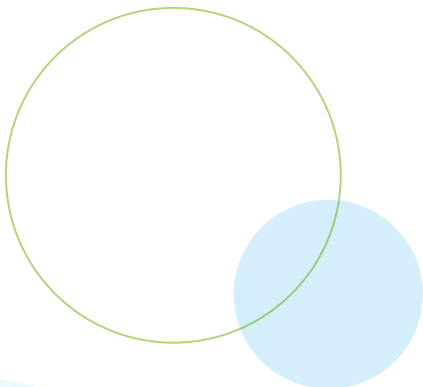
3-13 河川

施策の方針

多くの河川が市内を巡り琵琶湖に注いでおり、これらの河川の治水・利水機能を高めて洪水や浸水の被害を防止するとともに、河川環境や生態系の保全を図りながら、安全かつ豊かで潤いのある河川づくりを推進します。

現状と課題

- 近年、局地的な集中豪雨による水害が全国的に多発していますが、本市においても、都市化が進む中で、農地の宅地化が進み、農地のもつ保水能力や遊水機能が低下し、集中豪雨による浸水などの被害が生じていることから、これらの被害を未然に防ぎ、居住環境の安全性を確保するため、河川の改修に努めています。
- 今後も、市街地またはその周辺での宅地化が進むことが予測されることから、生活排水はもとより降雨時に集中する雨水から市民の生命・財産を守るため、護岸整備等、河川整備を進める必要があります。また、都市部においては、自然環境に配慮した河川整備が必要となります。
- 雨水排除については、浸水被害を防ぐため、計画的な雨水幹線の整備や、既に整備されている施設の適切な維持管理が求められます。



主要施策

項目	施策名	施策の概要
河川の整備	河川の維持・整備	○河川の整備促進 ○良好な管理体制の維持・強化
	環境に配慮した河川づくりの推進	○多自然型川づくりの推進 ○市民と協働による河川愛護活動の実施
雨水排除	雨水幹線の整備	○勝部出庭排水区における雨水幹線整備 ○雨水幹線施設の維持管理

「『わ』で輝かせよう」への取組

- ゴミを捨てない、川を汚さない自覚をもとう
- 河川愛護の取組に積極的に参加しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
雨水処理整備面積	ha	226	297.5	
大雨・台風による河川の氾濫、浸水など水害の心配がある市民の割合	%	36.9	19.1	アンケートより

【関係課・室】 建設管理課、道路河川課、国県事業対策課
【関連計画等】

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



3-14 上・下水道

施策の方針

市民の暮らしを支えるうえで必要不可欠な安心して利用できる安全な水を、安定的に供給できるよう努めます。

地域環境の保全、快適な生活環境の確保、公衆衛生の向上を実現するうえで非常に重要な下水道事業に引き続き取り組みます。

現状と課題

<上水道>

- 本市の上水道網は、南部幹線配水管網の事業が概ね完了し、安定的な水の供給体制が構築できています。
- 計画期間内は緩やかな人口の増加が見込まれますが、長期的には、人口減少や節水による有収水量の減少が見込まれるため、事業計画を拡張から長寿命化、ダウンサイジング等に見直すとともに、安定かつ健全な事業経営に向け、収益構造の改善が必要となっています。
- また、「管路耐震化改良計画」に基づき、安全、安心、安定した水の供給に向け、管路の耐震化を計画的に進める必要があります。

<下水道>

- 本市の公共下水道事業の施設整備は概ね完了し、今後は維持管理に重点を置くことになります。
- 今後も、安定した汚水処理ができるよう、施設の計画的な更新による長寿命化や耐震化を推進していく必要があります。
- また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を計画的に進めるとともに、処理施設廃止後の跡地利用について、地域と一体となった活用方法を検討する必要があります。
- 独立採算の経営に向け、維持管理経費の更なる削減を進めるとともに、経費に見合った利用者負担の検討が必要となります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
安定した上水道の運営	上水道施設の整備	○北部・南部幹線配水管路網整備 ○配水管路の耐震化の実施
	上水道施設の維持管理	○水道施設の耐震化の促進 ○水道施設電気機械設備の更新
安定した下水道の運営	下水道施設の整備	○公共下水道事業の長寿命化および耐震化の推進 ○農業集落排水の公共下水道への接続
	下水道施設の維持管理	○適切な維持管理の推進 ○水洗化の促進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 日常生活において節水に取り組もう
- 非常時に備えた水対策や助け合いの意識をもとう
- 油を流さない、洗剤を使いすぎないなど、環境に配慮した排水を心がけよう
- 下水道整備が完了した地域では、水洗化を進めよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
上水道の普及率	%	99.9	99.9	
下水道の普及率	%	99.8	99.9	
水洗化率	%	96.6	97.0	

【関係課・室】上下水道課、施設工務課

【関連計画等】守山市水道事業第5次拡張事業計画（平成13年度～平成35年度）、
守山市公共下水道事業計画（昭和48年度～平成32年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



3-15 総合交通体系

施策の方針

子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい交通手段が日常的に確保され、市民生活の質の向上につながるような総合交通体系の確立をめざします。

現状と課題

- 湖南地域は、近年、京阪神への通勤に便利な近郊都市として人口の流入が多く、人口増加にともない、電車、バス等の交通機関の利用者は年々増加しており、特に通勤・通学のラッシュ時には過密な状態が恒常化しています。
- 市民の身近な交通として、路線バスの利便性、安全性の向上を働きかけていくとともに、平成24年（2012年）には、既存の路線バスを補完する交通手段として、「モーリーカー」の運行を開始しました。また、路線バス利用促進対策として、レインボーロード（琵琶湖大橋取付道路）を運行するバス路線の主要箇所にはB T S（自転車駐輪場）を設置し、市内公共交通機関の充実を図ってきました。
- 今後、路線バスの充実やバスの利用促進が必要です。
- 幹線道路等の交通渋滞の解消を図るため、道路の新設・拡幅整備や交差点改良、バイパス道路の整備が必要です。また、歩道や自転車道等の交通安全施設の整備によって、歩行者や自転車利用者の安全を確保していく必要があります。今後も、守山市まちづくり市道整備計画を基本として、未整備路線の整備を進めていく必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
公共交通の充実	持続可能な公共交通の構築	○地域の移動手段である路線バスの利便性向上と利用促進策の実施
	利便性の高い公共交通サービスの構築	○公共サービスレベルの底上げ施策の実施 ○利用者・事業者・行政が連携し、利用喚起と機運醸成への取組
道路環境の充実	道路の整備・修繕	○計画的な道路の整備・修繕 ○安全・安心な道路空間の整備 ○自転車走行空間の利用促進
	道路の維持管理	○道路の維持管理および緑化推進 ○協働による管理の推進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 公共交通機関や自転車の利用、車の乗り合いなどで渋滞解消や環境への配慮に取り組もう
- 車に頼らない生活に取り組んでみよう
- 美しい道への取組として「近江の美知普請（みちぶしん）」の推進を図ろう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
都市計画道路の整備率	%	45.9	60.0	
市内の移動において徒歩・自転車・バス等で快適な移動ができる市民の割合	%	34.9	50.0	アンケートより

【関係課・室】都市計画・地域交通課、道路河川課、建設管理課、国県事業対策課

【関連計画等】守山市まちづくり市道整備計画（平成27年度～平成36年度）、守山市自転車道路網計画、守山市自転車利用促進計画

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



3-16 中心市街地活性化

施策の方針

中心市街地をより活気にあふれ便利で住みやすく、かつ魅力的な地域とするため、「住み続けたいくなる“絆と活力ある共生都市”の創造」を基本理念として、教育文化・医療福祉施設と連携を図りながら、市民、事業者および行政が一丸となって、引き続き中心市街地の活性化に取り組みます。

現状と課題

- 中心市街地の商店街では空き店舗が発生する等、商業機能の低下がみられる他、中心市街地への転入者増加により、住民同士のつながりの希薄化など、地域力の低下が懸念されています。さらに、商業活性化の実感が少ないという市民の声もあり、引き続き中心市街地の活性化を図るため、平成27年（2015年）3月に「第2期守山市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。
- 今後は、中心市街地の魅力資源をネットワーク化し、まちなかの回遊性を高め、にぎわいを創出する取組を行うほか、教育文化・医療福祉拠点との連携を深めると共に、民間事業による取組を支援していく必要があります。



あまが池プラザ

主要施策

項目	施策名	施策の概要
都市機能の集積と商業機能の充実	教育文化・医療福祉拠点と商業施設等の連携の強化と新たなサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○教育文化・医療福祉拠点との連携 ○文化機能の強化 ○新規建て替えビルや空店舗を活用した店舗誘致
住民参加による地域資源の活用	地域資源を生かした取組の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化拠点を活用した講座やイベントの充実 ○健康・予防医学の取組との連携 ○地域資源を生かしたさらなる回遊性の創出
ゲンジボタルが舞う良好な居住環境の形成	住み続けたいくなる良好な居住環境形成	<ul style="list-style-type: none"> ○景観・環境等に配慮した歩いて楽しいまちづくり ○整備済の遊歩道の活用

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 子どもから高齢者まで幅広い世代がともに暮らせるまちにしよう
- 地域の魅力があふれる、歩いて楽しめるまちづくりに地域をあげて取り組もう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
中心市街地内の福祉・文化・交流施設の利用者数	人	234,068	507,000	守山市中心市街地活性化基本計画より（平成32年度より図書館利用者数と守山野洲市民交流プラザ福祉文化事業利用者数を追加）
中心市街地内の歩行者・自転車通行量（平日）	人	7,051	16,200	守山市中心市街地活性化基本計画より（平成32年度より歩行者・自転車通行量について、近江守山郵便局前および守山駅前銀座通りの2地点を追加）

【関係課・室】 都市再生課

【関連計画等】 守山市中心市街地活性化基本計画（平成27年度～平成31年度）



守山宿・町家“うの家”

①
心が輝く学びのふるさとづくり

②
絆で輝く安心のふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの基本姿勢

4-1 公園

施策の方針

市民が潤いと安らぎのある生活を送れるよう、また、安全かつ快適に生活ができるよう、計画的な公園づくりを進めます。

現状と課題

- 地域の人々のふれあいの場として、身近なところに、子どもから高齢者まですべての年齢層が気軽に利用できる公園・広場等の整備を進めてきました。
- 今後は、整備後の公園・広場等について、安全な遊び場として適切に維持管理していく必要があります。
- さらに、地震など災害の際、避難場所として活用できるよう考慮し、防災機能を備えていくことやユニバーサルデザインへの配慮、遊具の安全性についての配慮が求められています。



えんまどう公園

主要施策

項目	施策名	施策の概要
公園の整備	都市公園の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の機能充実 ○利用者ニーズに対応し防災機能を備えた市民運動公園再整備 ○びわこ地球市民の森の整備促進
	身近な公園の整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○親と子の広場の整備支援 ○河川公園、親水公園の適正管理 ○小公園・児童遊園の整備支援
公園機能の充実・活用の推進	公園の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の維持管理の充実 ○遊具の取替えおよび支援 ○市民との協働による清掃・維持管理活動の充実
	公園機能の充実・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○健康器具の配備 ○公園の活用による学習活動の推進 ○ユニバーサルデザインへの配慮

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 市民・自治会・行政が連携して公園の清掃や維持管理活動に努めよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
市民1人あたりの都市公園の面積	m ²	11.55	15.0	
公園や広場を快適で安心して活用できる市民の割合	%	58.0	60.0	アンケートより

【関係課・室】 建設管理課、都市計画・地域交通課

【関連計画等】 守山市緑の基本計画（平成13年度～平成32年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



4-2 緑化

施策の方針

市民に潤いや憩いを与えることはもちろん、環境保全や景観形成、防災機能としても大変重要な緑化を進めます。

現状と課題

- 緑地は、市民に潤いや憩いを与えることはもとより、地球温暖化の原因でもある温室効果ガスの吸収源として、また、火災の延焼を防止する防災的な役割があるなど、緑化の推進は大変重要です。
- 本市では、緑のもりやまを創る会、守山市緑の少年団、びわこ地球市民の森のつどい実行委員会、自治会等が緑化活動を展開しており、みどりあふれるまちづくりを進めるため、行政と市民・事業者が一体となった緑化に取り組む必要があります。



市内企業による育樹活動

主要施策

項目	施策名	施策の概要
緑化・植樹の推進	意識啓発の推進	○緑化意識の高揚
	緑化・植樹の推進	○公園の緑化推進 ○みどりのふるさとづくり事業の推進 ○緑地の維持管理 ○緑のパトロールの推進
	推進体制づくり	○緑地協定の推進 ○関係機関への支援
公共空間の緑化	公共空間の緑化	○道路、河川敷の緑化推進 ○公園・街路の協働管理事業の推進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 家庭や地域で緑化を実践しよう
- 地域の緑化を維持するボランティアに参加しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
市街地の緑地率	%	12.7	15.0	
守山市は草木など緑が多いと感じている市民の割合	%	62.3	70.0	アンケートより

【関係課・室】 環境政策課、建設管理課、道路河川課

【関連計画等】 守山市緑の基本計画（平成13年度～平成32年度）



市内企業による育樹活動

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

4-3 水辺環境・自然環境

施策の方針

市民に潤いや快適さをもたらすとともに、個性あるまちづくりを進めるうえで重要な湖岸や河川、水路等の水辺環境を守り育てるため、自然を生かした親水空間づくりを進めます。

水とみどりが豊かな守山の恵まれた自然環境を保全・再生するとともに、自然に親しめる環境づくりを進め、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

現状と課題

- 市内を流れる多くの河川、琵琶湖および内湖等の水辺環境は、市民に潤いや快適さをもたらし、都市の魅力を生みだし、個性あるまちづくりを進めるための貴重な資源となっており、たくさんの市民や団体の参加のもと、湖岸や河川の清掃活動が行われています。一方で、現在、多くの市内河川はくみ上げた地下水や農業用水を水源にしているという現状もあります。
- 赤野井湾や木浜内湖は、地理的条件や流入負荷、水循環に必要な湖流を阻害する各種要件等により、琵琶湖でも水質悪化が著しい場所であり、水草の異常繁茂、とりわけ近年は侵略的外来生物であるオオバナミズキンバイの繁茂が課題であり、県とともに市民や団体と連携し、水質改善に向けた取組や水草の繁茂抑制に取り組んでいます。
- 今後、県をはじめとする関係機関などとも連携を強め、水辺環境の保全・活用に取り組んでいく必要があります。
- また、親水性のある水辺環境づくりや、地域と連携した水辺環境の維持と再生、さらには水辺空間を活用したにぎわいづくりにも取り組んでいく必要があります。
- 本市は、人口増加が進む活力あるまちであるとともに、美しい田園景観をはじめ、ハマヒルガオや近江妙蓮、ヨシ群落、野鳥や昆虫など動植物が生息できる豊かな環境があります。
- まちをめぐる小川にはゲンジボタルが舞うなど「ほたるの住むまちふるさと守山づくり」を推進しており、市内全ての河川をほたるの保護区域にし、ほたるの生息環境を守るため、多自然型の河川改修等を進めています。今後とも、ほたるの自生する川づくり、河川環境の保全等に向けた活動、研究等に取り組むとともに、学区間の連携・支援を行っていくことが重要です。また、生物多様性の保全に向け、在来種の生育環境の保全、外来生物の駆除等の繁殖抑制対策にも取り組む必要があります。
- 地域での地道な市民レベルの環境保全意識は年々高まりをみせていますが、より一層の意識向上のため、環境学習の場や環境保全活動に誰もが気軽に参加できる仕組づくりや体制づくりが必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
水辺環境の保全	意識啓発・市民等による取組促進	○情報発信、学習の機会提供等による意識啓発 ○市民や市民団体、事業者による取組の促進
	水辺環境の整備・充実	○多自然河川工法での改修の実施 ○河川の水源である地下水等の涵養 ○排水による河川汚濁等水質悪化、環境悪化の原因となる要因の防止
	赤野井湾、木浜内湖の環境改善	○水質悪化の原因究明と改善の促進 ○オオバナミズキンバイ等水草の除去
水辺空間の創出	親水性のある水辺空間の整備	○親水性のある河川整備の推進と水辺空間を活用したにぎわいづくり ○地域と連携した河川環境の再生と保全
自然環境の保全	自然景観の保全	○自然景観の保全
	ほたるの保護と生息区域の拡大	○ほたる保護区域における水辺環境の保全 ○ほたるの保護、育成の中心的施設であるほたるの森資料館の機能強化 ○地域と連携したほたる生息区域の拡大
	生物多様性の保全	○近江妙蓮、ハマヒルガオ等の希少種の積極的保護と地域資源、環境学習教材としての活用 ○在来種の生育環境の保全と外来生物の繁殖抑制
自然環境の活用	環境教育の充実	○地域の資源の活用や地域・学校・事業所・学術機関・他の地域と連携した環境教育の促進 ○美崎公園の活用やほたるの森資料館等の活用

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 湖岸は「守山の大切な資源」という意識をもとう
- 水辺の生き物を大切に、共存できる自然環境を守ろう
- 豊かな水をたたえる美しいまちをつくろう
- 環境学習や環境保全活動に参加し、自然環境保全意識を高めよう
- ホテルが住み続けられる自然環境を保全しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
赤野井湾に流入する主要河川の汚濁負荷量（BOD）	mg/ℓ	1.9	2.00以下	環境基準（河川）A類型から準用
守山市の川や池などに親しみを感じている市民の割合	%	50.7	55.0	アンケートより
ホテルの飛翔数（ピーク時）	頭	3,474	4,500	

【関係課・室】 環境政策課、建設管理課

【関連計画等】 守山市環境基本計画（平成28年度～平成37年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



4-4

地球温暖化対策

施策の方針

気候変動や生態系への影響など、人類・生物の生存基盤を揺るがしかねない地球温暖化の防止に向け、市民一人ひとりが考え、行動し、安心して住める環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

現状と課題

- 人口の増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の拡大は、地球温暖化など地球的規模の環境問題を生じさせています。これを解決するためには、限りある資源の有効活用、再利用を一層進めるとともに、積極的に再生可能エネルギーへの移行を促進し、持続可能な低炭素型社会づくりを進める必要があります。
- 市では、市民や事業者に向けた啓発活動を推進する一方、再生可能エネルギー、とりわけ太陽光発電設備の設置促進を進めており、教育施設を中心とした公共施設への設置とともに、さまざまな制度、仕組みによる民間での設置も促進しています。
- 今後は、市民等の温暖化防止の取組を促進するため、普及啓発や適切な取組手法の検討等を進めていくとともに、行政・市民・事業者が一丸となった取組を進めていく必要があります。
- 市役所では第3次守山市地球温暖化対策実行計画において、削減数値目標（平成24年度の基準から1%減）を設定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。今後とも、市が率先し、温暖化防止の取組を積極的に進めていくことが求められています。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
地球温暖化対策	意識啓発	○情報発信、学習の機会提供等による意識啓発
	地球温暖化防止に向けた取組の促進	○資源の有効活用、再利用の促進 ○再生可能エネルギーへの移行促進 ○市民、事業者による取組の促進
	市役所での取組の推進	○守山市地球温暖化対策実行計画の実践 ○環境情報の提供

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 市民一人ひとりが節電、節水を意識することから、省エネルギーに取り組もう
- エコカーや太陽エネルギーなどを積極的に利用しよう
- 企業や家庭でノーマイカーデーの実施や自転車の利用を進めよう
- 緑のカーテンを実践しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
太陽光発電システムの設置件数	件	2,581	3,700	
家庭や職場の地球温暖化対策実施率	%	53.3	70.0	アンケートより

【関係課・室】 環境政策課、総務課

【関連計画等】 守山市環境基本計画（平成28年度～平成37年度）、第3次守山市地球温暖化対策実行計画（平成26年度～平成30年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



4-5 廃棄物対策

施策の方針

美しい守山を次世代に継承するために、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図ります。

現状と課題

- 昭和60年（1985年）4月に操業を開始した環境センターの老朽化が進んでいることから、環境施設の更新に向けた取り組みを推進します。
- 人口の増加と利便性の追求による大量消費型社会を背景に、本市においてもごみの排出量が年々増加傾向にあります。
- 本市では、環境フェアを生かした3Rの普及・啓発、生ごみ処理機購入費の助成等による生ごみの家庭内処理の推進、雑紙の回収等に取り組んできました。
- 一般事業者に対しては、一般廃棄物減量計画書の提出を求めるなど減量化を図っており、事業系ごみ搬入手数料の改正を行い、一層の減量化を図っています。
- 今後も、市民・事業者に対し、広報等を活用し、ごみの排出抑制や3Rの普及・啓発を図ることが必要です。
- 資源物については、15種類に分別収集し資源として再利用していますが、焼却ごみや破碎ごみの中には資源物の混入が見受けられるため、さらなる分別による資源化の啓発に努め、貴重な資源の再利用を進める必要があります。
- 下水道の普及が進んでいますが、し尿の汲取り体制も維持する必要があります。し尿処理については湖南広域行政組合環境衛生センターにおいて適正に行っており、引き続きし尿の適正な処理を行っていくことが必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
ごみ処理の適正化	環境施設の更新	○環境施設の更新に向けた諸計画の策定・調査・設計業務の実施および施設の整備
	ごみの適正排出と分別の徹底および適正収集	○ごみの分別や排出方法の普及啓発・指導の充実 ○事業系ごみの排出方法および搬入手数料の適正化
ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進（3Rの推進）	3Rの普及・啓発	○環境フェア、出前講座および広報等による3Rの普及と意識啓発 ○守山市ごみ・水環境問題市民会議と連携を図り、ごみの減量化運動を市民全体で実施
し尿処理等の適正処理	し尿処理施設の管理	○し尿の適正収集体制の確保

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 各家庭でごみを減らす努力とごみの分別をしっかりと行おう
- マイバッグ・マイ箸の持参や生ごみの堆肥化など、リデュース・リユース・リサイクルを実践しよう
- きれいな環境をみんなで保ち、捨てられない環境をつくろう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
1人1日あたりのごみ搬出量	g	825	890	
ごみの資源化率	%	27.0	35.8	
家庭や職場で、ごみを減らす取組をしている市民の割合	%	69.3	80.0	アンケートより

【関係課・室】 ごみ減量推進課、環境施設対策課、環境センター

【関連計画等】 一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～平成32年度）、守山市環境基本計画（平成28年度～平成37年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢



4-6

公害防止・生活環境

施策の方針

日常生活や事業活動から生じ、環境に悪影響をおよぼす排水や騒音、排気ガス等の発生を抑制し、より良い地域環境の保全に取り組みます。

美しい生活環境を将来にわたって守り続けるため、市民一人ひとりが身近な生活環境に目を向け、地域活動に参画することにより、住み心地の良いまちづくりを進めます。

現状と課題

- 地域環境の保全のため、環境調査や事業者等への指導を行っているほか、万が一事故等があった際には、周辺に大きな公害被害が発生するリスクのある事業者との間で、公害の未然防止を図る「公害防止協定」の締結等に取り組んでいます。
- 近年、公害防止意識が高まってきた一方で、騒音問題や悪臭問題などの相談が増加しています。
- 騒音や悪臭、生活雑排水等による河川の汚濁等、日常生活の中での発生する近隣公害の防止も大きな課題です。（生活環境的観点含む）
- 公害発生時だけでなく、日頃から関係部署等と連携するとともに、地域住民も含めた情報共有に努め、発生抑制に努めるとともに、発生時の被害拡大防止、早期解決に向けた取組を進めることが必要です。
- 美しい地域の環境を守り育てるため、自治会や団体等による清掃活動などの美化活動が展開されています。地域環境を保全していくためには、市民の継続的で地道な活動が必要であることから、こうした活動を積極的に支援していく必要があります。
- 空き地、空家管理の適正化については、市民からの申し出やパトロールにより確認した物件について、周辺環境の保全や安全管理を目的に必要なに応じて、通知および指導を行っています。今後も、適正に管理されていない物件については、指導等の対応を取るとともに、社会ストックとしての再活用のための仕組づくりも広く検討していく必要があります。
- ごみの不法投棄については、これまでから実施している不法投棄監視パトロールに加えて、集積所における排出監視を強化する等によって、抑制を図り、住み良い環境の維持に努めます。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
公害防止対策の推進	意識啓発、情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信、学習の機会提供等による近隣公害防止への意識啓発 ○ 事業者、地域、行政による公害関連情報の共有
	公害発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境調査、日常監視と改善指導の実施による発生予防 ○ 公害防止協定の締結促進 ○ 公害発生時の被害拡大を防止する連携体制の構築
生活環境の保全	意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信、学習の機会提供等による生活環境保全への意識啓発
生活環境の美化	環境衛生対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空地、空家の適正管理指導、社会ストックとしての再活用の仕組づくりの検討 ○ ごみ集積場所、生活環境の衛生管理指導、市民協働による美化活動の促進
	不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄監視パトロール ○ 集積所における排出監視

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 他人に迷惑をかけない意識と正しい知識をもとう
- 地域で身近な公害の防止に向けた学習機会をもとう
- ごみ出し、路上喫煙、ポイ捨てなどのマナー意識を向上しよう
- ごみ拾いなど地域の美化活動に積極的に参加しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
公害防止協定を締結した企業数	件	59	70	
自治会・職場・団体等において清掃などの美化運動へ参加した市民の割合	%	70.0	80.0	アンケートより

【関係課・室】 環境政策課、ごみ減量推進課、市民協働課、建築課
 【関連計画等】 守山市環境基本計画（平成28年度～平成37年度）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



5-1

市民参加・まちづくり・コミュニティ

施策の方針

市民一人ひとりもっている豊富な知識・経験・感性を市政やまちづくりに反映できるよう、市民参加を推進します。

市民が豊かさと生きがいを実感できる質の高い地域社会を築いていくため、市民と行政が共通の目標・目的のもと、郷土愛を育みながらともに知恵を出し合い、力を合わせてまちづくりに取り組みます。

まちづくりや市民活動の基本であるコミュニティ（地域社会）の質の向上を図り、地域住民と行政との協働による活力ある地域づくりをめざします。

現状と課題

- 本市では、「活力ある住みやすさ日本一が実感できる守山」の実現にむけて市民参加と協働のまちづくりの推進を図っていますが、市民と行政が目指すまちづくりの方向性を共有し、また、現状とのかい離を認識する中で、市民と行政が協働でまちづくりを進めていくために、住みやすさ指標を策定します。
- 住みやすさ指標は、市民の主観的な評価（主観指標）で構成するものとし、主観指標を測るためのアンケート調査を実施します。
- 市民参加と協働のまちづくりのより一層の推進を図るため、市民参画方法の機会の充実や市民公益活動の推進に取り組む必要があります。
- 本市では、まちへの関心を高める学びの場やファシリテーター養成講座を開催し、まちづくりに関わる機会の充実や満足感のある話し合いの体制づくりに取り組んでいます。
- 今後、市民が主体・中心となってまちづくり活動を行う意識を高め、その取組や活動を市が支援していく必要があります。
- 本市には、7つの学区のもとにコミュニティの中核として70の自治会が組織されており、地域の安全で安心なまちづくりのために様々な活動を展開される等、大きな役割を果たしています。
- 都市化、核家族化、高齢化や価値観の多様化が進む中で、地域における市民の共同意識や連帯感が薄れつつあり、一部の地域活動団体に衰退の兆しが見られる一方で、共通の課題意識をもつ人がボランティア団体やNPOを組織して、地域の枠組みを越えて協力し活動しています。
- 今後においても、本市の強みである自治会組織を中心としたコミュニティ活動の継続が不可欠であり、交付金の交付や協働の仕組みづくり、地域の絆を大切にする自発的で自主的なまちづくり活動に対する支援を行っていく必要があります。
- 各学区に設置されている地区会館については、地域での行政の身近な窓口として、また、地域のまちづくり活動の拠点としての役割が果たせるよう、地域との連携を図る中、管理運営を行う必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
市民参画の積極的な推進	市民参画の推進	○住みやすさ指標の活用 ○市民参画の機会の充実
市民公益活動・協働の推進	市民公益活動・協働の推進	○市民提案型まちづくり支援事業の充実 ○市民活動団体等のネットワーク化の推進
まちづくり活動の促進	まちづくりに関わる機会の充実	○まちへの関心を高める学びの場の充実
	満足感のある話し合いの体制づくり	○ファシリテーターの育成
コミュニティ活動の活性化	自治会および学区におけるまちづくり活動に対する支援	○自治会および学区運営に係る活動支援 ○地域の課題解決や特色を生かしたまちづくり活動への支援
コミュニティ施設の整備	コミュニティ活動拠点の充実	○自治会集会所建設等に対する補助 ○地区会館および市民交流センターの管理運営

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 市民参画の機会を活用して市政への取組に参加しよう
- 積極的に地域におけるまちづくりの推進や各分野を支えるボランティア活動に参加しよう
- 様々な活動を通じて、まちづくりに積極的に取り組もう
- 自治会同士や各種団体等の横のつながりを強化し、まちづくり活動に向けた情報や事例を共有しよう
- 地域の主体的な取組により、地域の課題の解決や地域づくりを進めよう
- 地域のまちづくりリーダーを発掘しよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
パブリックコメントの実施率	%	100.0	100.0	
公募を採用した審議会等の実施率	%	26.1	30.0	
この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合	%	17.2	20.0	アンケートより
まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	26.4	35.0	アンケートより
守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	74.4	80.0	アンケートより
自治会への加入率	%	94.0	95.0	
地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合（過去1年）	%	62.7	80.0	アンケートより

【関係課・室】 市民協働課、生涯学習課

【関連計画等】 守山市市民参加と協働のまちづくり指針

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

5-2

広報・広聴・情報公開・情報通信

施策の方針

市民とともにまちづくりを進めるため、市民が必要とする情報や分かりやすい情報の提供を行うことで、市が実施する事業に関心をもってもらえるような広報・広聴活動を進めます。

市政情報の公開により、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を高め、市民の理解と協力のもと信頼される開かれた市政を実現します。

地域における課題の解決や地域の活性化の手段として、ICT（情報通信技術）を活用し利用環境を高めることで安全・安心のまちづくりを進めます。

現状と課題

- 市政に関する情報は、毎月2回発行している広報もりやまをはじめ、市のホームページやFacebookやテレビなど、様々なメディアを活用し市民に提供しています。
- また市長への手紙やどこでも市長室等を実施して市民の声を広く集め、施策に反映するように努めています。
- 今後も、市民が行政の実施する事業に関心を持っていただくために、誰でも分かりやすい市政情報の広報に努めるとともに、若い世代や女性も参加しやすい広聴活動の検討等に取り組む必要があります。
- 守山市情報公開条例および守山市個人情報保護条例により、情報公開および個人情報保護に取り組んでいます。今後とも、職員の意識啓発等を行うとともに、制度の正しい知識の広報周知等を通じ、情報公開および個人情報保護制度の適切な運用を図る必要があります。
- 公文書公開請求数は年々増加傾向にあり、市民の市政への関心が高まっています。市民の市政への参画を促進するため、さらなる文書管理の効率化を進め、正確で分かりやすい情報の提供に努めていく必要があります。
- 本市では、市のホームページの運営、図書の検索サービスの提供など、情報化推進に取り組んできました。
- 今後も既存の行政運営やサービスを見直し、ICTを利用した業務の効率化や迅速化、コストの縮減を図り、市民サービスを向上させていくことが必要です。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
広報の充実	広報活動の充実	○ 広報紙、ホームページ等を活用した広報活動の充実 ○ 様々なメディアを活用した広報活動の充実
広聴の充実	広聴活動の充実	○ 広聴機会の充実と市政への反映
情報公開の推進	情報の公開・活用	○ 情報公開制度の充実 ○ 個人情報の適切な管理・運営
	行政情報のオープン化	○ 広報、パンフレットによる説明の充実 ○ オープンデータの活用検討
行政情報の保存、整理	文書管理の効率化	○ 公文書の整理および閲覧の充実
地域情報化の推進	情報システム基盤の整備	○ 安定的な通信機器の整備
	啓発・コミュニティづくりへの支援	○ 地域情報化に向けた啓発活動 ○ 学校における情報教育の充実 ○ 生涯学習における情報教育の充実
電子自治体の構築	オンラインによる行政手続きの利便性向上	○ コンビニ交付およびクレジット収納の導入
	効率的な情報システムの導入	○ 情報システムの共同利用の推進およびセキュリティ強化

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 様々な広聴機会を活用し、市政へ参加しよう
- 積極的に地域におけるまちづくりの推進や各分野を支えるボランティア活動に参加しよう
- 様々な活動を通じて、まちづくりに積極的に取り組もう
- 情報公開制度を活用し、市政への関心を高め、協働のまちづくりを推進しよう
- インターネットなどの情報通信を活用しよう
- 市民同士で情報通信技術・サービスを活用したまちづくりを進めよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
守山市ホームページのアクセス件数	件	582,704	700,000	
広報やホームページの内容が分かりやすく充実していると思う市民の割合	%	39.2	45.0	アンケートより
会議のうち公開会議の開催件数	件	117	130	
守山市の情報公開制度の周知率	%	18.5	30.0	アンケートより
インターネット経由で行える申請等の数	件	9	16	
行政事務用ネットワークに接続した市の施設の数	箇所	32	49	
システムの共同利用によるコスト削減率	%	-	30.0	

【関係課・室】 情報システム課、秘書広報課、総務課、公文書館
【関連計画等】 守山市市民参加と協働のまちづくり指針

5-3

健全財政・行政運営

施策の方針

新たな行政需要に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供していくため、自立した健全な財政運営に取り組みます。

多様化・高度化する市民の行政ニーズに的確に添えていくため、自立した行政の実現を視野に、行政経営力のより一層の向上をめざします。

現状と課題

- 少子高齢化の進展により社会保障関連経費が増加の一途を辿るとともに、多くの公共施設がこれから老朽化による改修時期を迎えるため、大規模改修事業等にかかる歳出が増加します。
- また、安定した市民サービスの提供、安全・安心なまちづくりの基盤である市役所の老朽化に対応するため、庁舎整備については、市全体の公共施設の耐震化、再整備や大規模改修の進捗状況を見据えつつ、計画的に検討を進めることが必要です。
- 今後、健全な財政を維持していくため、市税の安定的確保や、実効性があり中長期的展望をもった財政運営に取り組んでいくことが必要です。
- すべての市民が、「住みやすさ日本一」を実感できるまちづくりをめざし、市職員の資質向上に努めながら、市の事務事業を常に見直し、簡素で効率的な行政運営に努めています。
- 施策をより効果的・効率的に実現するため、行政改革、財政計画、人事管理等が常に緊密な連携のもとで機能することが必要であり、今後も市民の視点で計画の進行管理や成果の検証を行う必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
持続可能な健全財政	自立的な財政運営	○財政改革プログラムの推進 ○投資的経費の重点的・効率的な配分
	安定した財政基盤の確保	○納期内納付の徹底および滞納整理の強化 ○受益者負担の適正化および新たな収入確保策の検討・導入
適正な行政運営の確立	効率的な行政運営の確立	○公共施設等の効率的な管理運営 ○市庁舎の整備の検討 ○効率的な行政運営の仕組の再構築
	人材の活用	○適正な定員管理 ○市民参画による行政改革の推進

「『わ』で輝かせよう」への取組

- 行政サービスにかかる市民の適正な負担について考えよう

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
財政力指数（単年度）	—	0.855	1.00	財政力指数が1を超えることにより国の交付税上の支援から離れた自立的な行政運営が図れる
将来負担比率	%	(△27.4)	53.1以下	
市税徴収率	%	94.6	94.5以上	
新たに委託に出した業務の種類	種類	4	10	平成23年度からの累計

【関係課・室】 財政課、みらい政策課、税務課、納税課、人事課

【関連計画等】 財政改革プログラム（平成28年度～平成32年度）、守山市行政経営方針（平成28年度～平成32年度）、守山市公共施設等総合管理計画（平成28年度～平成32年度）、第4次守山市定員適正化計画（平成28年度～平成32年度）

① 心が輝く学びのふるさとづくり

② 絆で輝く安心のふるさとづくり

③ まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④ 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤ まちづくりの基本姿勢

5-4

政策形成・広域行政・地方創生

施策の方針

市民が守山というまちに誇りと愛着をもち、自分の「ふるさと」と感じられるようなまちづくりに向けた政策形成に努めます。

地方分権の進展や市民の生活圏が拡大する中、近隣自治体との広域による重層的な行政運営による魅力あふれるまちづくりをめざします。

現状と課題

- 本市では、平成26年（2014年）に守山市の都市ブランドをPRするために、「The Garden City つなぐ、守山」と題し、「ロゴデザイン」を制定しました。このロゴデザインは、「〇〇でつなぐ、守山」の〇〇を自由に入れることができる「市民参加型」のロゴデザインであり、市民自らが守山に関わることで、誇りと愛着をもつきっかけづくりに取り組んでいます。
- また、シティーセールスの一環として、平成27年（2015年）から「循環型ふるさと“農”税」として、「ふるさと守山応援寄付制度」を拡充し、ふるさと納税の主要な謝礼品を農産品、地域資源に関わるものとし、寄付金を農業振興等に活用するという、ふるさと納税が循環する仕組みを構築しました。
- このように、市民が守山というまちに誇りと愛着をもち、他方で市外の人びとが本市の魅力を感じるきっかけをつくることは、本市に住みたい、住み続けたいと思う人びとを増やし、持続可能なまちづくりに取り組むためには重要です。
- 平成17年（2005年）に市職員が目指す「理想の職員像」を具体化し、確実な意識づけを図るため、「市民への約束」を策定しました。すべての市職員がこの約束を遂行し、その実践に努めています。
- 地方分権が進展する中、住民に最も身近な基礎自治体にあっては、これまで以上に自己決定・自己責任による的確な行財政運営が求められており、市職員には、専門知識の習得とともに市民ニーズを的確に把握し、将来を見据えた政策を自らの力で企画・立案・実行する政策形成能力と業務遂行能力の向上に向けて、引き続き取り組む必要があります。
- また、財源不足のなか、国の動向を見極め、地方創生をはじめとする新制度・新交付金・新施策に的確に対応し、予算確保に努めることが必要です。
- 平成27年（2015年）に本市の地方版総合戦略「守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この戦略に基づき、「しごとづくり」を重視し、「企業誘致」「創業支援」「自転車」「水環境」「守山まるごと活性化」の5つを柱として、地方創生に取り組むことが必要です。
- 生活圏が拡大する中、市民の生活満足度の向上をめざすためには、市の区域を超えた広がりの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要であり、これまで以上に高度な行政サービスをより効率的に提供することが求められています。
- 医療、福祉、市民生活、消防、防災、産業振興、観光、文化・スポーツ等の分野や道路等の交通インフラの整備、情報基盤の整備などにも広域で取り組む必要があります。

主要施策

項目	施策名	施策の概要
政策形成の充実	政策形成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広聴制度による市民ニーズの把握 ○ 政策形成制度の仕組づくりや大学等との政策連携
職員の意欲と能力開発	採用・研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い人材確保 ○ 職場研修実施や専門的知識習得のための研修参加 ○ 地域等での貢献活動の推進 ○ 適正な人事評価の実施
広域的な連携と協力	広域的な連携と協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣自治体との連携 ○ 広域的相互協力関係の確立

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	74.4	80.0	アンケートより
今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	74.2	80.0	アンケートより
守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	64.7	80.0	アンケートより

【関係課・室】 未来政策課、人事課

【関連計画等】 守山市人材育成基本方針、育成の人事システム、守山市行政経営方針（平成28年度～平成32年度）、守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）

①
心が輝く学びのふるさとづくり

②
絆で輝く安心のふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの基本姿勢



5-5

まるごと活性化

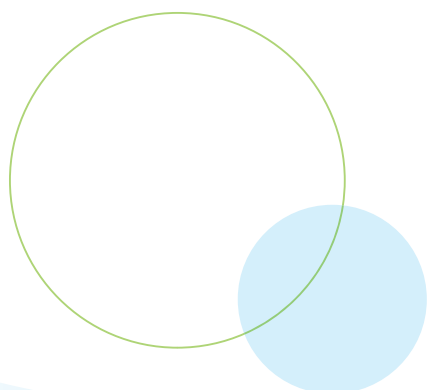
施策の方針

地域にある歴史、自然、生活などの様々な資源（たからもの）を生かした魅力的な地域づくりを推進します。

将来にわたるまちへの「愛着と誇り」の醸成、人とひとの絆や元気な地域コミュニティの活性化を図り、「住みやすさ日本一」が実感できる守山の創出をめざします。

現状と課題

- 本市の50年先、100年先の将来にわたるまちへの「愛着と誇り」の醸成、人とひとの絆や元気な地域コミュニティの活性化を図り、「住みやすさ日本一」が実感できる守山の創出を目指すなか、素晴らしい守山の歴史や自然などそれぞれの学区に存在する地域資源（「たからもの」）を“生かし”、“つなげる”ことによる魅力的な地域づくりを地域と行政が連携して進めるための指針として、平成25年度（2013年度）に「守山まるごと活性化プラン」を策定しました。
- このプランを基に、各学区が自ら具体的な取組を検討し・実施しているところです。
- 取組が活発になるにともない、多方面からの財源確保を促す一方、「守山まるごと活性化」事業の主旨における範囲内での資金面での支援制度の構築が必要となっています。
- 各学区の「守山まるごと活性化」や今後の地域の取組を推進する支援者および担い手を育成していく必要があります。
- 「守山まるごと活性化プラン」内で行政が取り組むべきものとされている事業について、庁内一丸となって推進を図る必要があります。



主要施策

項目	施策名	施策の概要
まちづくりの推進	地域資源（たからもの）を活用したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○守山まるごと活性化プランに位置付けられている行政が行うべきとされる事業の推進 ○守山まるごと活性化プランに位置付けられている地域住民が主体となって行うべきとされる事業の支援
まちへの「愛着と誇り」の醸成	まちへの「愛着と誇り」の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○Facebook、広報、市ホームページ等による「守山まるごと活性化」事業に関する情報の発信強化 ○地域住民が主体となったまちづくりの推進

5年後の目標（成果指標・活動指標）

指標名	単位	現状値	目標値	備考
		平成26年度	平成32年度	
守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	74.4	80.0	アンケートより
まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	26.4	35.0	アンケートより

【関係課・室】 地域振興課

【関連計画等】 守山まるごと活性化プラン



地産地消推進プロジェクト（玉津学区）

①
心が輝く学びの
ふるさとづくり

②
絆で輝く安心の
ふるさとづくり

③
まちが輝く個性と安全の
ふるさとづくり

④
水辺とみどりが輝く
潤いのふるさとづくり

⑤
まちづくりの
基本姿勢



第5次守山市総合計画の体系図

5年後の目標（成果指標・活動指標）一覧

資料編

第5次守山市総合計画の体系図

〈 市民憲章 〉

美しい水と緑の
あふれる秩序のある
まちづくり

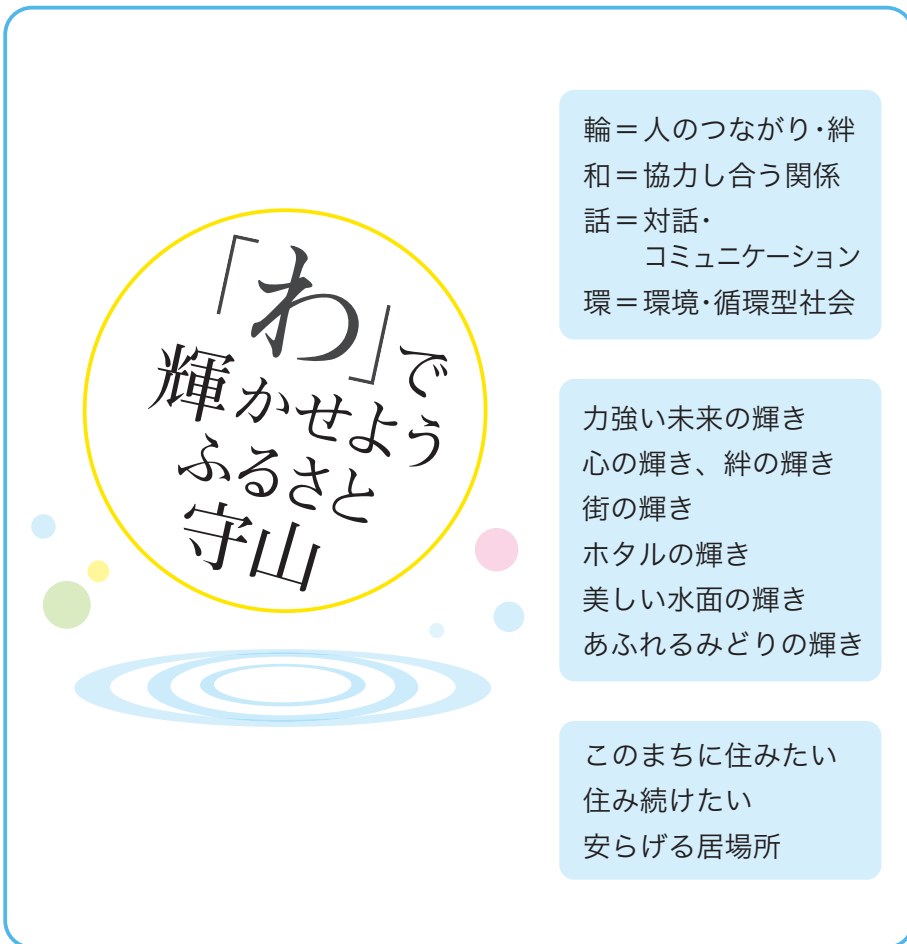
伝統に学び
文化の香りたかい
まちづくり

人権をおもんじ
信頼しあえる
まちづくり

働く喜びを大切に
産業の栄える
まちづくり

若い力をいかし
活気と希望にみちた
まちづくり

〈 将来の都市像 〉



未来につなぐ ふるさとづくりストーリー

〈 まちづくりの 基本姿勢 〉

市民参加と協働のまちづくり
～ 輪・和・話・環の視点 ～

〈 行政項目 〉

市民参加・まちづくり・コミュニティ、
広報・広聴・情報公開・情報通信、まるごと活性化

〈 基本方針 〉

〈 施策の大綱 〉

〈 行政項目 〉

心が輝く学びの
ふるさとづくり

- (1) 人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり …………… 人権、同和、平和、男女共同参画
- (2) 未来を担う人材の育成と生涯学習環境の充実 …… 就学前教育、学校教育、生涯学習、スポーツ、青少年育成
- (3) 市民の多彩な活動の環境づくり …………… コミュニティ
- (4) 多文化共生のまちづくり …………… 多文化共生、国際交流
- (5) 文化を伝え、育む風土づくり …………… 文化・芸術、文化財

絆で輝く安心の
ふるさとづくり

- (1) 支え合い、協力し合うまちづくり …………… 地域福祉
- (2) 障害者が地域の中で自立して生活できるまちづくり …… 障害者(児)福祉
- (3) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり …………… 高齢者福祉
- (4) 安心して子どもを産み育てやすい環境づくり …………… 児童福祉
- (5) 生涯を通じた健康づくり …………… 健康づくり、保健予防
- (6) 医療体制の充実 …………… 医療
- (7) 社会保障の充実 …………… 母子・父子福祉、低所得者福祉、保険・年金

まちが輝く
個性と安全の
ふるさとづくり

- (1) 魅力ある農業の振興 …………… 農業
- (2) 地域の特色を生かした水産業の振興 …………… 水産業
- (3) 賑わいと活力をつくる商業・工業の振興 …………… 工業、商業、サービス業
- (4) 観光の振興 …………… 観光
- (5) 安心して働くための環境づくり …………… 勤労者福祉・就労支援
- (6) 安全で住み良いまちづくり …………… 危機管理、防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活、ユニバーサルデザイン
- (7) 快適な都市基盤の整備 …………… 都市計画、都市景観、住宅・宅地、河川、上・下水道、総合交通体系、情報通信
- (8) 中心市街地の活性化 …………… 中心市街地活性化

水辺とみどりが
輝く潤いの
ふるさとづくり

- (1) 豊かな水環境と憩いの空間づくり …………… 公園、緑化、水辺環境
- (2) 循環型社会の構築 …………… 地球温暖化、廃棄物対策、公害防止
- (3) 自然と調和したまちづくり …………… 生活環境、自然環境

効果的・効率的な行財政運営

健全財政、行政運営、政策形成、地方創生

広域行政の推進

広域行政

5年後の目標（成果指標・活動指標）一覧

1 心が輝く学びのふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		後期基本計画		備考
			現状値	目標値	現状値	目標値	
			21年度	27年度	26年度	32年度	
1-1 人権	自治会人権学習会の参加者数	人	5,379	6,300	5,478	6,300	参加者層の拡大を図る (45人×2回×70自治会)
	ここ数年で差別を受けたことがあると答えた市民の割合	%	6.4	3.0	5.3	3.0	アンケートより
	部落差別を許さない意識 ※5年に1回の調査	%	67.6	85.0	72.7	85.0	同和問題に関する 市民意識調査より
	人権講座の参加者数	人	405	600	705	750	
	平和のよこび展来場者	人	271	360	320	360	目標値：45人×8日
	ここ数年に平和の大切さを 実感したことがある市民の割合	%	69.0	90.0	71.0	90.0	アンケートより
1-2 男女共同参画	各種審議会等における女性の 登用率	%	30.5	35.0	34.7	40.0	
	ここ数年で性別を理由に制約を 受けたことがあると答えた市民 の割合	%	4.9	2.5	3.5	2.5	アンケートより
1-3 学校教育	学校施設の耐震化	%	67.1	86.6	90.0	100.0	
	不登校児童生徒数	人	56	40	74	40	
	全国学力調査「授業の内容が よくわかる」と答えた割合	人	76.0	80.0	76.0	80.0	
	学校支援ボランティアの 人材バンク登録者数	人	1,358	1,500	2,055	1,500	
1-4 生涯学習・ 青少年育成	ふれあい出前講座の利用者数	人	4,102	5,200	1,704	2,000	実績値に応じて目標値を減少 （利用数の減） （H24：121回、 H25：85回、 H26：60回）
	公民館学級・講座の開催数	回	136	150	139	150	
	公民館利用人数	人	243,259	250,000	175,274	200,000	中央公民館廃止に伴い 利用人数が大幅に減少
	図書館の市民一人あたりの 貸し出し冊数	冊	7.25	8.8	7.7	9.2	
	生涯学習で学んだ事を地域活動 などの場面で伝えたり教えたり したことがある市民の割合	%	22.0	22.0	16.3	22.0	アンケートより
	子ども会ジュニアリーダー 研修会の参加者数	人	43	70	41	50	
	SOSホームの指定件数	件	678	700	645	700	
この1年でルールを守っていない 子どもに注意したことがある市民 の割合	%	30.8	40.0	26.6	40.0	アンケートより	
1-5 スポーツ	成人の週1回以上のスポーツ 実施率	%	49.2	50.0	43.0	50.0	すべての世代で 50%以上をめざす
	総合型地域スポーツクラブの 設置数	数	3	7	7	7	1学区あたり 1スポーツクラブ設置

注)『アンケートより』とあるものは、「第5次守山市総合計画にかかる市民意識調査報告書（平成26年度実施）」によるものです。

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		後期基本計画		備考
			現状値	目標値	現状値	目標値	
			21年度	27年度	26年度	32年度	
1-6 多文化 共生・ 国際交流	多文化共生を支える ボランティア数	人	73	100	87	100	
	ALT講師の数	人	3	4	5	9	
	英語が話せる 学校支援ボランティア数	人	1	9	0	9	
	国際交流促進事業への参加者数	人	1,731	2,000	1,338	2,000	
1-7 文化財・ 文化・ 芸術	市民ホール（大ホール）の 利用者数	人	116,068	140,000	144,027	150,000	
	市美術展覧会入場者数	人	1,879	4,300	1,502	2,000	
	市民文化会館の自主文化事業 参加者数	人	23,678	28,000	31,829	32,000	
	文化・芸術に接する機会が あった市民の割合	%	45.1	52.0	41.7	70.0	アンケートより
	活動ボランティア団体数	団体	5	7	6	7	
	文化財啓発事業の参加者数	人	3,000	3,500	4,868	5,000	
	地域の歴史や文化財について 人に話すことができると答えた 市民の割合	%	14.4	33.0	15.2	33.0	アンケートより

2 絆で輝く安心のふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		後期基本計画		備考
			現状値	目標値	現状値	目標値	
			21年度	27年度	26年度	32年度	
2-1 地域福祉	民生委員の数	人	138	150	152	152	
	困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	%	56.6	70.0	57.8	70.0	アンケートより
2-2 障害者(児)福祉	グループホームの数(市内)	箇所	7	10	10	12	
	未就園児の早期療育参加者数(のびのび教室、あゆっ子教室)	人	30	50	61	65	
	障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	28.8	50.0	34.4	50.0	アンケートより
2-3 高齢者福祉	要介護認定率	%	16.1	16.1	17.1	18.7	
	高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	%	31.3	50.0	35.9	50.0	アンケートより
2-4 就学前教育・児童福祉	3年制保育の実施園	箇所	1	13	13	13	私立認定こども園を含む
	保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合	%	28.3	51.0	33.8	51.0	アンケートより
	保育園(認定こども園を含む)の定員	人	1,575	1,700	1,720	1,860	私立保育園を含む
	安心して子どもを生み育てられるまちと思う市民の割合	%	40.8	51.0	46.1	51.0	アンケートより
2-5 健康づくり・保健予防	成人肥満者の割合(男性)	%	24.6	15.0	25.0	15.0	成人肥満者(BMI \geq 25.0)特定健康診査実施結果より
	成人肥満者の割合(女性)	%	20.7	10.0	17.6	10.0	
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合	%	—	—	27.0	24.3	新規項目
	運動や食事など、健康に気をつけている市民の割合	%	73.7	90.0	75.2	90.0	アンケートより
	麻疹・風疹の予防接種率	%	93.6	95.0	96.3	95.0	
	特定健康診査の受診率	%	34.9	65.0	39.4	60.0	守山市国民健康保険 特定健康診査等 実施計画より
	特定保健指導の受診率	%	15.0	45.0	31.3	60.0	守山市国民健康保険 特定健康診査等 実施計画より
2-6 医療	自宅での死亡者割合	%	16.1	20.0	16.5	20.0	草津保健所 事業年報より
	必要な時に安心して医療サービスを受けられている市民の割合	%	71.4	80.0	73.2	80.0	アンケートより
2-7 母子・父子福祉	高等職業訓練促進給付金の受給者数	人	—	—	6	10	新規項目
	自立支援教育訓練受講者数	人	0	10	0	5	
	日常生活支援事業支援員の登録者数	人	17	35	35	40	
2-8 低所得者福祉	就労可能者のうち、未就労者の割合	%	32.0	10.0	43.0	10.0	就労支援プログラムによる自立支援
2-9 保険・年金	国民健康保険税の収納率	%	91.5	92.5	93.9	94.0	現年度分
	介護保険料の収納率	%	99.0	99.5	99.3	99.5	現年度分

3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		後期基本計画		備考
			現状値	目標値	現状値	目標値	
			21年度	27年度	26年度	32年度	
3-1 農水産業	認定農業者数	経営体	95	125	95	105	毎年5経営体×6年増加
	大規模農家への農地の集積面積	ha	653	900	844	880	毎年40ha×6年増加
	地元の農産物を意識して買っているという市民の割合	%	41.4	65.0	42.2	65.0	アンケートより
	二ゴロブナの漁獲高	kg	1,120	1,450	2,185	3,870	
3-2 商工業	製造品出荷額	億円	3,722	3,975	2,415	3,975	守山市統計書より
	事業所数	所	141	152	112	152	工業統計調査より
	1事業所あたりの販売額	万円	17,619	20,000	19,992	20,000	守山市統計書より
	商店数	店	687	750	499	750	
	主な買物先が守山市内の商店・商店街であるという市民の割合	%	58.3	70.0	56.7	70.0	アンケートより
3-3 観光	観光客入込数	人	805,600	1,250,000	1,165,900	1,250,000	県観光入込客数統計調査より
	歴史・自然・文化など地域の資源を生かした観光をしていると思う市民の割合	%	12.6	30.0	15.0	30.0	アンケートより
3-4 勤労者福祉・就労支援	ジョブプラザ守山利用者における就職者数	人	725	700	531	700	
	シルバー人材センターの登録者数	人	678	750	695	750	
	仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合	%	41.4	70.0	41.7	70.0	アンケートより
3-5 危機管理	危機管理のための訓練の実施	回	2	4	2	4	予防・緊急対応シミュレーション(各2回/年)
3-6 防災・消防・救急	総合防災訓練を実施した自治会数	自治会	20	30	33	45	
	防災施設等整備補助金を活用した自治会数	自治会	47	60	68	60	
	食物アレルギー対応型非常用食料の備蓄数	食	5,500	27,500	27,500	27,500	
	災害時の対応について家族や隣近所で話し合っている市民の割合	%	35.0	45.0	35.8	45.0	アンケートより
	消防団員の充足率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	
	消火栓の設置箇所数	箇所	2,294	2,400	2,375	2,475	
	救急救命講習会の参加者数	人	1,396	1,600	1,804	1,600	
	救命救急士数	人	67	90	83	90	
AEDを操作できる市民の割合	%	24.8	30.0	31.6	40.0	アンケートより	

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		後期基本計画		備考
			現状値	目標値	現状値	目標値	
			21年度	27年度	26年度	32年度	
3-7 交通安全・ 防犯	交通事故の発生件数（年間）	件	521	400	414	350	年間数値
	交通ルールが守られていると 思う市民の割合	%	34.5	60.0	33.9	60.0	アンケートより
	犯罪認知件数	件	814	650	832	650	
	地域での犯罪抑止の取組は十分 だと思ふ市民の割合	%	27.6	50.0	31.3	50.0	アンケートより
3-8 消費生活	消費生活相談の件数	件	546	700	751	750	
	消費に関わる出前講座開催数	回	10	30	7	14	
	消費生活における問題の相談先 や制度を知っている市民の割合	%	33.7	50.0	33.7	50.0	アンケートより
3-9 ユニバーサル デザイン	だれもが住みたくなる福祉滋賀 のまちづくり条例の特定施設整 備基準適合率	%	50.0	80.0	32.3	80.0	平成26年度現状値、平成32年 度の目標値は計画期間である 5年間の平均値を計上
	ユニバーサルデザインの取組は 重要だと思ふ市民の割合	%	49.9	65.0	51.6	70.0	アンケートより
3-10 都市計画	市街地内の空閑地	ha	74	45	50	40	
3-11 都市景観	景観サポーターの登録者数	人	0	20	0	20	
	守山市の街並みや自然の風景は 調和がとれていると感じる 市民の割合	%	29.0	60.0	35.0	60.0	アンケートより
3-12 住宅・宅地	公営住宅の供給戸数	戸	—	355	223	355	市・県営住宅、高齢者優良賃貸 住宅の空き家募集による供給 戸数 (平成18年度からの累計)
	耐震性のある住宅ストックの比率 (実績値は、5年ごとの住宅・ 土地統計調査から推計)	%	85.5	94.4	85.5	94.4	
	墓地の数	箇所	—	47	48	48	
3-13 河川	雨水処理整備面積	ha	175	285	226	297.5	
	大雨・台風による河川の氾濫、 浸水など水害の心配がある 市民の割合	%	23.1	19.1	36.9	19.1	アンケートより
3-14 上・下水道	上水道の普及率	%	99.9	100	99.9	99.9	
	下水道の普及率	%	99.8	99.9	99.8	99.9	
	水洗化率	%	95.6	96.0	96.6	97.0	
3-15 総合交通体系	都市計画道路の整備率	%	43.7	45.9	45.9	60.0	
	市内の移動において徒歩・ 自転車・バス等で快適な 移動ができる市民の割合	%	36.1	50.0	34.9	50.0	アンケートより
3-16 中心市街地 活性化	中心市街地内の福祉・文化・ 交流施設の利用者数	人	147,256	163,000	234,068	507,000	守山市中心市街地活性化基本 計画より（平成32年度より 図書館利用者数と守山野洲市民 交流プラザ福祉文化事業利用者 数を追加）
	中心市街地内の歩行者・ 自転車通行量（平日）	人	6,895	6,200	7,051	16,200	守山市中心市街地活性化基本 計画より（平成32年度より 歩行者・自転車通行量について、 近江守山郵便局前および守山駅 前銀座通りの2地点を追加）

4 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		後期基本計画		備考
			現状値	目標値	現状値	目標値	
			21年度	27年度	26年度	32年度	
4-1 公園	市民1人あたりの都市公園の面積	m ²	10.20	11.45	11.55	15.0	
	公園や広場を快適で安心して活用できる市民の割合	%	40.0	50.0	58.0	60.0	アンケートより
4-2 緑化	市街地の緑地率	%	14.0	14.5	12.7	15.0	
	守山市は草木など緑が多いと感じている市民の割合	%	58.4	70.0	62.3	70.0	アンケートより
4-3 水辺環境・自然環境	赤野井湾に流入する主要河川の汚濁負荷量（BOD）	mg/ℓ	1.1	1.0	1.9	2.00以下	環境基準（河川）A類型から準用
	守山市の川や池などに親しみを感している市民の割合	%	44.7	50.0	50.7	55.0	アンケートより
	ホテルの飛翔数（ピーク時）	頭	3,692	4,000	3,474	4,500	
4-4 地球温暖化対策	太陽光発電システムの設置件数	件	634	1,000	2,581	3,700	
	家庭や職場の地球温暖化対策実施率	%	62.0	70.0	53.3	70.0	アンケートより
4-5 廃棄物対策	1人1日あたりのごみ搬出量	g	976	900	825	890	
	ごみの資源化率	%	29.1	35.0	27.0	35.8	
	家庭や職場で、ごみを減らす取組をしている市民の割合	%	74.2	80.0	69.3	80.0	アンケートより
4-6 公害防止	公害防止協定を締結した企業数	件	51	89	59	70	
	自治会・職場・団体等において、清掃などの美化運動へ参加した市民の割合	%	73.0	80.0	70.0	80.0	アンケートより

5 まちづくりの基本姿勢

行政項目	指標名	単位	前期基本計画		後期基本計画		備考
			現状値	目標値	現状値	目標値	
			21年度	27年度	26年度	32年度	
5-1 市民参加・まちづくり・コミュニティ	パブリックコメントの実施率	%	100	100	100	100	
	公募を採用した審議会等の実施率	%	20.5	30.0	26.1	30.0	
	この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合	%	16.1	20.0	17.2	20.0	アンケートより
	まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	29.3	35.0	26.4	35.0	アンケートより
	守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	61.8	80.0	74.4	80.0	アンケートより
	自治会への加入率	%	96.6	97.0	94.0	95.0	
	地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合(過去1年)	%	61.9	80.0	62.7	80.0	アンケートより
5-2 広報・広聴・情報公開・情報通信	守山市ホームページのアクセス件数	件	413,562	420,000	582,704	700,000	
	広報やホームページの内容が分かりやすく充実していると思う市民の割合	%	37.6	45.0	39.2	45.0	アンケートより
	会議のうち公開会議の開催件数	件	100	130	117	130	
	守山市の情報公開制度の周知率	%	20.5	30.0	18.5	30.0	アンケートより
	インターネット経由で行える申請等の数	件	3	16	9	16	
	行政事務用ネットワークに接続した市の施設の数	箇所	22	49	32	49	
	システムの共同利用によるコスト削減率	%	—	—	—	30.0	新規項目
5-3 健全財政・行政運営	財政力指数(単年度)	—	0.906	1.00	0.855	1.00	財政力指数が1を超えることにより国の交付税上の支援から離れた自立的な行政運営が図れる
	将来負担比率	%	—	—	(△27.4)	53.1以下	新規項目
	市税徴収率	%	—	—	94.6	94.5以下	新規項目
	新たに委託に出した業務の種類	種類	—	10	4	10	平成23年度からの累計
5-4 政策形成・広域行政・地方創生	守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	72.0	80.0	74.4	80.0	アンケートより
	今後も守山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	73.2	80.0	74.2	80.0	アンケートより
	守山市をふるさとと感じている市民の割合	%	61.8	80.0	64.7	80.0	アンケートより
5-5 まるごと活性化	守山市は住みやすいと思う市民の割合	%	72.0	80.0	74.4	80.0	アンケートより
	まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	%	29.3	35.0	26.4	35.0	アンケートより

第5次守山市総合計画



発行年月：平成28年3月

発行：守山市

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL 077-582-1162 FAX 077-582-0539

政策調整部みらい政策課